

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄						備考		
計画の区分		研究科の専攻の設置								
フリガナ 設置者		カクヨウホジシ モリノミヤヨウカクエン 学校法人 森ノ宮医療学園								
フリガナ 大学の名称		モリノミヤヨウカクイブクダクイン 森ノ宮医療大学大学院 (Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences)								
大学本部の位置		大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号								
大学の目的		本学大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的		本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程は、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部】 保健医療学部 鍼灸学科 理学療法学科 看護学科 臨床検査学科 作業療法学科 保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）	
	保健医療学研究科 【Graduate School of Health Sciences】 医療科学専攻 【Doctoral Course of Medical Sciences】	3	2	—	6	博士（医療科学）	平成30年4月 第1年次	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号		
	計		2	—	6					
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		保健医療学部 臨床工学科 (60) (平成29年4月届出予定) 理学療法学科 [定員増] (10) (平成29年3月認可申請) 看護学科 [定員増] (10) (平成29年3月認可申請)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	保健医療学研究科 医療科学専攻	講義	演習	実験・実習	計	22 単位				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計		助手
	新設分	保健医療学研究科 医療科学専攻(博士後期課程)	14 (14)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)		3 (3)
		計	14 (14)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)		— (—)
	既設分	保健医療学研究科 保健医療学専攻(修士課程)	35 (35)	9 (9)	6 (6)	0 (0)	50 (50)	0 (0)		3 (3)
		計	35 (35)	9 (9)	6 (6)	0 (0)	50 (50)	0 (0)		— (—)
合 計			35 (35)	9 (9)	6 (6)	0 (0)	50 (50)	0 (0)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計								
	事 務 職 員		37 (37)		4 (4)		41 (41)								
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)								
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)		3 (3)		4 (4)								
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)								
	計		38 (38)		7 (7)		45 (45)								
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計						
	校 舎 敷 地		32,453.53 m ²		0 m ²		0 m ²		32,453.53 m ²						
	運 動 場 用 地		0 m ²		0 m ²		0 m ²		0 m ²						
	小 計		32,453.53 m ²		0 m ²		0 m ²		32,453.53 m ²						
	そ の 他		483.12 m ²		0 m ²		0 m ²		483.12 m ²						
	合 計		32,936.65 m ²		0 m ²		0 m ²		32,936.65 m ²						
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計						
			22,186.82 m ² (22,186.82 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		22,186.82m ² (22,186.82m ²)						
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体			
		41 室		14 室		36 室		1 室 (補助職員 0 人)		0 室 (補助職員 0 人)					
専 任 教 員 研 究 室				新設学部等の名称				室 数				個人研究室15 共同研究室3			
				保健医療学研究科医療科学専攻				18 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点		大学全体
	保健医療学研究科 医療科学専攻		33,360 [1,770] (24,660 [1,470])		261 [45] (253 [44])		19 [9] (18 [8])		843 (820)		1,229 (1,153)		271 (264)		
	計		33,360 [1,770] (24,660 [1,470])		261 [45] (253 [44])		19 [19] (18 [8])		843 (820)		1,229 (1,153)		271 (264)		
図書館			面積			閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数						
			1027.17 m ²			160			80,000						
体育館			面積			体育館以外のスポーツ施設の概要									
			1284.1 m ²			—			—						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体				
		教員1人当り研究費等			280千円	280千円	280千円	— 千円	— 千円	— 千円					
		共 同 研 究 費 等			9,000千円	9,000千円	9,000千円	— 千円	— 千円	— 千円					
		図 書 購 入 費		17,500千円	17,500千円	17,500千円	17,500千円	— 千円	— 千円	— 千円					
		設 備 購 入 費		106,000千円	36,000千円	36,000千円	36,000千円	— 千円	— 千円	— 千円					
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次							
			1,000千円	700千円	700千円	— 千円	— 千円	— 千円							
	学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等										

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	森ノ宮医療大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
	保健医療学部	年	人	年次 人	人		倍		
	鍼灸学科	4	60	—	240	学士（鍼灸学）	1.10	平成19年度	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号
	理学療法学科	4	60	—	240	学士（理学療法学）	1.15	平成19年度	同上
	看護学科	4	80	—	320	学士（看護学）	1.11	平成23年度	同上
	臨床検査学科	4	60	—	120	学士（臨床検査学）	1.20	平成28年度	同上
	作業療法学科	4	40	—	80	学士（作業療法学）	1.25	平成28年度	同上
附属施設の概要	保健医療学研究科								
	保健医療学専攻	2	6	—	12	修士（保健医療学）	0.74	平成23年度	同上
附属施設の概要		名 称：森ノ宮医療大学附属施術所 目 的：鍼灸学科の学内臨床実習のため 所 在 地：大阪府大阪市住之江区南港北1丁目26番16号（森ノ宮医療大学内） 設置年月日：平成19年4月 規 模 等：床面積180㎡							

教 育 課 程 等 の 概 要																
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通科目	医療科学概論	1前	2			○			5	1					兼1 兼2 兼3	オムニバス
	医療科学研究方法論	1前	2			○			8	2						オムニバス
	研究倫理特論	1前	2			○			2							オムニバス
	医史学・医療社会学概論	1前		1		○								オムニバス		
	小計（4科目）		—	6	1	0	—			9	2	0	0	0	兼3	
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	1後		2		○			1	1	1				オムニバス
		臨床神経解剖学特論	1後		2		○			1						
		分子治療学特論	1後		2		○			3						オムニバス
		分子病態検査学特論	1後		2		○			3						オムニバス
		小計（4科目）	—	0	8	0	—			8	1	1	0	0	兼0	
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	1後		2		○			2	1					オムニバス
		鍼灸医療技術開発特論	1後		2		○			2						オムニバス
		看護技術開発特論	1後		2		○			2						オムニバス
		小計（3科目）	—	0	6	0	—			6	1	0	0	0	兼0	
	科演専門習門	後期専門演習	1後	2				○		14	3	1				
		小計（1科目）	—	2	0		—			14	3	1	0	0	兼0	
	特別目研究	後期特別研究Ⅰ	1通	4				○		14	2					
		後期特別研究Ⅱ	2通	4				○		14	2					
		後期特別研究Ⅲ	3通	4				○		14	2					
		小計（3科目）	—	12	0		—			14	2	0	0	0	兼0	
合計（15科目）		—	20	15		—			14	3	1	0	0	兼3		
学位又は称号		博士（医療科学）		学位又は学科の分野				保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
共通科目で6単位、専門科目は健康機能科学系及び医療技術開発系から自身の専門領域に最も近い選択科目の特論2単位以上、専門演習科目2単位及び特別研究科目12単位の計22単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。								1 学年の学期区分				2 学期				
								1 学期の授業期間				1 5 週				
								1 時限の授業時間				9 0 分				

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	医療科学概論	医療科学の定義や共通概念について説明し、さらにシステム生理学、神経解剖学、分子生物学、バイオメカニクス、看護技術学、臨床鍼灸学の各分野の立場からみた医療科学的側面について講義する。本講義によって各自の専攻する研究専門分野における医療科学の捉え方および学術的アプローチに関する思考の基盤を形成する。本科目の単位認定者は青木元邦である。 （オムニバス方式／全15回） （1 山下 仁／2回） 東洋医学・代替医療における医療科学的側面及び鍼灸における医療科学的思考の重要性とその成果について教授する。 （2 青木 元邦／3回） 医療科学の定義や共通概念や医療・健康・臨床における科学的アプローチの変遷、分子生物学の概要について教授する。 （3 宮本 忠吉／3回） 「システム生理学」「適応生理学」「代謝生理学」について教授する。 （4 村上 生美／3回） 看護における医療科学的側面について教授する。 （5 森谷 正之／2回） 医療科学としての動物実験、神経解剖学について教授する。 （16 前田 薫／2回） リハビリテーションにおける医療科学的側面について教授する。	オムニバス方式
	医療科学研究方法論	医療科学領域における様々な研究の国際共通ルールや方法論を学ぶことによって、自身の行う特別研究において採用する研究方法の質を高め、より適切で信頼性の高い研究が実施できるための基礎固めを行う。また、異なる研究分野や研究テーマをもつ学生同士が研究計画と研究方法論を紹介し、互いに科学的立場から建設的な批判を行わせる機会を設けることにより、自身の研究方法論に関する課題を認識させる。本科目の単位認定者は宮本忠吉である。 （オムニバス方式／全15回） （1 山下 仁／2回） 臨床研究における国際的な共通認識とルールや医療科学領域における臨床試験の方法論について教授する。 （2 青木 元邦／2回） 創薬における研究方法論やトランスレーショナル・リサーチの実践について教授する。 （3 宮本 忠吉／2回） システム生理学的研究方法論と研究計画について教授する。 （5 森谷 正之／2回） 組織形態学的研究方法論や動物実験における国際的な共通認識とルールについて教授する。 （6 川畑 浩久／1回） 分子病態学的研究方法論について教授する。 （7 仲西 宏元／1回） 免疫組織学研究方法論について教授する。 （8 横井 賀津志／1回） リハビリテーション分野における疫学調査の方法論について教授する。 （9 吉村 弥須子／1回） 医療科学領域における質的研究の方法論について教授する。 （16 前田 薫／2回） 研究計画・研究方法について教授する。 （17 澤田 優子／1回） 医療科学領域における調査研究の方法論について教授する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	研究倫理特論	医療科学分野で必要な研究倫理および生命倫理について知識を深め、実際に医療科学研究を行う際に適切な判断・配慮・対処ができる能力を身に付ける。近年社会的問題となった研究倫理および生命倫理に関する事例を取り上げて、その詳細を知り問題点を分析し考察するとともに、海外および国内における関連領域の法令や指針を読み解くことによって研究公正や人権尊重の考え方を深め、どう行動すべきかを修得する。また、利益相反とそのマネジメント、患者の権利の保護、インフォームド・コンセント、研究不正の告発システム等について、その現状および取るべき行動の具体例を学ぶ。本科目の単位認定者は神田靖士である。 （オムニバス方式／全15回） （1 山下 仁／3回） 研究倫理概論及び研究不正や研究者・著者の責任について教授する。 （2 青木 元邦／4回） 利益相反やデータの管理・保護、法令と指針や倫理審査の申請・臨床試験登録について教授する。 （20 神田 靖士／8回） 生命倫理に関する歴史的背景と法律について概説した後、着床前診断と出生前診断、尊厳死と安楽死、臓器移植と脳死、再生医療とクローン技術、インフォームド・コンセント、および代理出産について生じた倫理的諸問題を個別に取り上げ、医療科学領域における今日の具体的な問題に対処できる思考能力を養う。	オムニバス方式
	医史学・医療社会学概論	東アジアにおける医学と保健医療の歴史・哲学・社会学的な観点を紹介するとともに、東アジア伝統医学の概念と理論について概説し、医療における科学的側面と哲学的・文化的側面を対比することによって、医療科学の位置づけや進むべき方向性についてより深く考察する。まず、医療における哲学的・社会学的なアプローチの概要を知り、古今東西の思想や宗教の特徴と保健医療学との関わりを理解する。次に、東アジア、特に中国古代医学とその影響を受けて日本の漢方医学が発展するまでの経緯を理解する。 本科目の単位認定者は大形徹である。 （オムニバス方式／全8回） （① 大形 徹／5回） 鍼灸学及び本草学の基礎的理論や漢方医学の発展の経緯について教授する。 （② 田中 美子／3回） 医療における哲学的・社会的なアプローチの概要を解説し、古今東西の思想や宗教の特徴と保健医療学との関わりを教授する。	オムニバス方式
専門 科目	健康機能科学系	生体には、血液ガスやpH、血圧、体温、血糖の恒常性維持に必要な不可欠な動的フィードバック制御システムが備わっている。本特論では、様々な環境条件下において、生体恒常性を維持すべくダイナミックな振る舞いをみせる生体システムの動作原理や、その動的な制御機構の詳細を系統的に研究分析する方法論の基礎と応用を学ぶ。また最新の研究成果についても、我々の研究結果を基にシステム生理学の立場から解説する。本科目の単位認定者は宮本忠吉である。 （オムニバス方式／全15回） （3 宮本 忠吉／13回） システム生理学の基礎や動的システムの構造・機能同定及び分析と評価、システム制御・設計について教授する。 （18 中原 英博／1回） 生体調節系（循環システム）のブロック線図について教授する。 （19 上田 真也／1回） 生体調節系（呼吸・代謝システム）による血液ガス、pH、血糖 維持調節機構の定量解析について教授する。	オムニバス方式
	臨床神経解剖学特論	生体活動の基盤は、生体外部あるいは生体内部での環境変化により生じる感覚情報が中枢神経系で処理統合され、その結果として運動が発現し恒常性維持や生活活動が遂行されることで成立している。本特論では、神経系について過去から現在に至る研究方法論や研究成果、知見を検討することを通じて、臨床上重要となる神経系の特性について、神経解剖学の立場から理解を深める。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	健康機能科学系	近年さまざまな疾患において、遺伝子や様々な分子を標的とした新たな治療法の可能性が検討されている。これは多くの疾患において組織・細胞に形態的・機能的変化をもたらす中心的な因子が生体内の分子であるとする学問的裏付けに基づいている。本講義では、循環器疾患や運動器疾患を中心に、病態の分子メカニズムを分子生物学的実験手法の説明とともに概説し、関連分子を標的とした治療法の開発手法について講義する。本科目の単位認定者は荻原俊男である。 （オムニバス方式／全15回） （2 青木 元邦／5回） 核酸を標的とした分子治療法や虚血性心疾患、動脈閉塞性疾患、炎症性疾患と分子治療について教授する。 （6 川畑 浩久／5回） 関節拘縮と分子治療、自己免疫疾患と骨疾患と分子治療、分子治療法の検証方法について教授する。 （10 荻原 俊男／5回） 分子を標的とした治療法の概説や高血圧症の分子メカニズム、高血圧症・老化と分子治療について教授する。	オムニバス方式
	分子治療学特論		
	分子病態検査学特論	疾病の本態を解明する、基礎と臨床の両者にまたがった医学・医療の基本となる学問である。本科目の単位認定者は上田真喜子である。 （オムニバス方式／全15回） （11 上田 真喜子／7回） 血管内皮細胞、血管平滑筋細胞、動脈硬化の形成や進展、不安定化について教授する。 （12 森 誠司／4回） 「がんの微小環境」、「がんの浸潤転移」、「がんと血管新生」、「細胞外マトリックスとがん」について教授する。 （13 前川 佳敬／4回） 「循環器疾患」、「遺伝子」、「薬物治療」、「生命予後」について教授する。	オムニバス方式
専門 科目	医療技術開発系	医療科学の視点から、介護を要する疾患のリスク因子を知り、健康寿命延伸のために効果的な介入を紹介する。さらに、介入自体の妥当性を検証し、その効果判定について講義する。ポピュレーションアプローチとしての1次予防、虚弱高齢者に対する2次予防および疾患の重度化予防である3次予防における代表的な介入について講義する。本科目の単位認定者は横井賀津志である。 （オムニバス方式／全15回） （8 横井 賀津志／6回） 介護予防の概念および健康寿命延伸のための戦略、認知症や転倒の発症・発生のリスク因子や予防のための介入技術について教授する。また介護予防介入のための効果判定についても教授する。 （13 前川 佳敬／4回） 老化のメカニズムと病態理解、高齢者の生活機能評価と臨床応用について教授する。また、高齢者ケアにおけるチーム医療と高齢者における全人的医療についても教授する。 （16 前田 薫／5回） 高齢者の立位バランスや高齢者の歩行安定性に関する評価と改善について教授する。	オムニバス方式
	介護予防技術開発特論		

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	医療技術開発系	鍼灸が現代医療に導入されるにあたって必要な臨床的エビデンス、臨床応用可能性の検証法、治療技術開発および臨床応用の前例などを学ぶ。鍼灸における臨床研究手法、トランスレーショナル・リサーチの例、安全性検証法、安全技術の開発手法、灸の組織再生補助技術、鍼と脳高次機能解析などの知識と技法について教授する。本科目の単位認定者は仲西宏元である。 （オムニバス方式／全15回） （1 山下 仁／7回） 鍼灸の臨床的エビデンスを検証するためのランダム化比較試験とその対照群の設定方法、安全性検証のための前向き調査の方法、安全な施術のために必要な器具・機器の仕様、およびその国際的規格とその開発方法などについて講義する。 （7 仲西 宏元／8回） 灸を用いた組織再生補助技術としての電気生理学的手法、免疫組織化学染色法の検証方法、鍼灸刺激と脳誘発電位測定を用いた脳活動の関連性と方法論、未病対策としての鍼灸の応用可能性について講義する。	オムニバス方式
		看護技術は多様な分類が可能であるが、ここではあらゆる場において直接、対象にはたらきかけるものを言う。看護技術は看護機能の根幹をなす重要な領域であり、今日ではEvidence Based Nursing(以下EBN)の考え方が重視されている。一方でケアを受ける対象のニーズの多様化によって看護技術の展開は経験に頼らざるを得ない場合や、試行錯誤に終始することも多い。そこで本科目では、わが国における看護技術の現況を概観し、ある領域の対象の特定のニーズを検討、それに対する看護技術を開発・評価することを試みる。本科目の単位認定者は村上生美である。 （オムニバス方式／全15回） （4 村上 生美／8回） 看護技術は基礎看護技術と応用看護技術に分けられる。例えば基礎看護技術を「清拭」とした場合、応用看護技術は出血傾向のある患者に対する清拭の効果的方法を指す。本授業科目では、看護技術に関する定義、概念、意義、分類、現況等を概観し、主要な看護技術の構成要素ならびに要素間の関連を明確化したうえで課題を設定し、新たな基礎看護技術あるいは応用看護技術の開発と検証のためのEvidence-Based Nursing (EBN) の考え方に則った方法論を教授する。 （9 吉村 弥須子／7回） 臨床現場における看護技術は、原理原則を基本としながらも、対象者の状況に応じて応用が必要となる。とくに生命の危機状況にある重症患者や手術後急性期の患者の場合、看護技術の実施によって却って生命の危機に陥らせる可能性もある。そこでこのようなクリティカルな状況下にある患者の生理的変化をふまえた安全な看護技術の開発と検証のためのEvidence-Based Nursing (EBN) の考え方に則った方法論を教授する。	オムニバス方式
	専門演習科目	後期専門演習は、後期特別研究の研究指導教員の下で、前半は自身の行う研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得させる。後半は、各学生の研究領域および医療資格に最も近い臨床現場に出向き、参与観察を行いながら医療における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する作業に取り組ませる。 （1 山下 仁） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は、鍼灸治療を行っている病院、診療所、または鍼灸院において臨床現場を観察させ、安全性に関する施術の問題点を抽出させる。抽出した問題点を過誤、副作用、情報漏洩など可能性のある帰結別に分類し、それぞれの根本原因分析を行うことにより、その防止または軽減のための方策とその有効性の検証方法を考案させる。 （2 青木 元邦） 前半は特別研究で用いようとしている実験手法について理論と手法を体得させる。後半は、臨床現場における疾患治療等の観察・分析から既存治療の問題点を抽出し、分子生物学的アプローチで新規治療概念構築の可能性を検証させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	専門演習科目 後期専門演習	（3 宮本 忠吉） 前半は特別研究で用いようとしているシステム生理学的研究手法の理論について、論文や資料を読んで教員と討論しながら、具体的な技術であるコンピュータプログラミングやシミュレーションを用いて模索し、本実験を実施する前段階にて、コンピュータを用いた仮説に基づく思考実験を繰り返し実施することの重要性について体得させる。 後半は、本学と提携している病院または診療所において呼吸・循環系の疾患をもつ患者や治療の現状を観察・記録させ、特別研究で行おうとしているシステム生理学的研究のテーマとの関連性や研究展開法について考察させる。 （4 村上 生美） 本科目は、各自が特別研究で取り組もうとしている領域のスキルを原理原則に基づいて獲得することにある。看護研究は大別すると量的研究と質的研究に分類することができるが、今日ではこれらを統合したデザインへの取組も多い。また研究目的によっては対象・手段も多様であるので自身のリサーチ・クエッションが何かを明確にしておく必要がある。そのうえでそれを可能にするスキルを体得しなければならない。 前半は特別研究で用いる研究手法、特に看護におけるコミュニケーションまたは技術開発・検証に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。後半は、病院において看護の臨床現場を観察させ、現行の看護技術における問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および検証方法を考案させる。 （5 森谷 正之） 前半は特別研究で検討しようとしている研究テーマについて、先行論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な手法と目標を設定させ、動物実験にあたっての研究倫理と手技について身につけていく。後半は、臨床施設において口腔顔面領域の疾患をもつ患者や治療の現状を観察・記録させ、特別研究で行おうとしている研究テーマとの関連性や研究展開法について考察させる。 （6 川畑 浩久） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について、論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。後半は、運動器疾患の治療を行っている医療機関や接骨院などの臨床現場を観察させ、疾患の病態および現在行われている施術の正当性や問題点などを、組織学ならびに分子生物学的な視点から抽出し、詳細な病態把握と施術法の有効性や安全性について基礎医学的な観点から検証させる。 （7 仲西 宏元） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は、鍼灸治療を行っている臨床施設において臨床現場を観察させ、病態観察、治療計画、安全な鍼灸治療について考えられる問題点を抽出させる。医療現場における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような方策を構想し、鍼灸治療について考案し、臨床現場で観察した症例について報告をさせる。 （8 横井 賀津志） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は、住民健診事業を実施している市町村および介護予防事業もしくは地域支援事業を実施している市町村や通所系サービスにおいて現場に関与させ、疫学手法を用いて介護が必要となる原因疾患の疫学的調査（横断研究、縦断研究）もしくは効果的な介護予防介入を計画させる。 （9 吉村 弥須子） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について、特に看護におけるさまざまな質的研究に関する論文や資料をクリティークし、教員と討論しながら具体的な研究手法を体得させる。 後半は、病院において看護の臨床現場を観察させ、がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践やサポートシステムに関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の背景、根本原因、解決策などの分析を行うことにより、改善策および新しい技術やシステム開発と検証方法を考案させる。 （10 荻原 俊男） 高血圧研究の歴史を学び、高血圧の成因と病態・高血圧の分子メカニズムについて理解する。また高血圧による臓器障害について理解し、骨代謝に及ぼす影響について検証させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	専門 演習 科目	後期専門演習 （１１ 上田 真喜子） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。後半は、動脈硬化の診断・治療、血管インターベンション治療、循環器病の診断・治療などを行っている病院において臨床現場を見学させて、現在の動脈硬化検査・評価やブランク不安定化の検査・評価についての現状把握とともに問題点を抽出させる。そして、未解決の課題について、解析していく方向性と方法論を考案させる。 （１２ 森 誠司） 前半は検査医学領域における分子生物学的、細胞生物学的な研究手法について論文や資料を読み教員と討論し、特別研究への導入について議論する。 後半は、遺伝子検査・染色体検査を行っている病院・検査センターにおいて臨床現場を観察させ、遺伝子・染色体検査の現状とかかえる課題を抽出させる。これらの課題に対して検査の種別ごとに原因について分析し改善法を考察する。 （１３ 前川 佳敬） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は、病院・検査センターにおいて臨床現場を観察させ、手法、精度、安全性、検査プロセス、情報管理等に関する課題を抽出させる。これら課題に対して検査の種別ごとに原因について分析し改善法を考察する。 （１５ 吉岡 敏治） 前半は特別研究で用いようとしている研究手法について論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は、救急医療を担う大阪府救急医療情報センター、小児電話相談、救急安心センター大阪、日本中毒情報センター、救急医療を行っている病院（救命救急センター）においてその活動現場、臨床現場を観察させ、有効性、安全性に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点を対応能力、効率性、過誤、副作用、情報漏洩など可能性のある帰結別に分類し、それぞれの原因分析を行うことにより、その有効性と安全性について検証させる。 （１６ 前田 薫） 新たな技術および評価法の開発においては、まず、既存の手法を知り、それらを実施できること（または実施経験）が重要である。この授業では、（１）姿勢制御能の計測と評価法を習得すること、（２）医療・介護現場での計測実施状況の観察を通してその計測・評価法の課題をあげられるようになることを目指す。 （１７ 澤田 優子） 前半はコミュニティ・エンパワメントおよび生涯発達ケアについて国内外の論文や資料を収集し、整理、分析を行う。後半は、フィールドワークを実施している自治体、病院において臨床現場を観察させ、コホート研究や観察研究、介入研究の実際および臨床的な意義について理解することを目標とする。 （１８ 中原 英博） 前半は特別研究で用いようとしている適応生理学の研究手法について論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。後半は、外部の臨床施設を観察させ、医療における適応生理学的な研究の位置づけや展開について考察させる。 （１９ 上田 真也） 前半はシステム生理学・代謝生理学における研究の背景や方法について、論文や資料を読んで教員と討論しながら具体的な技術を模索し体得させる。 後半は運動療法をはじめとする肥満治療を行っている病院において臨床現場を観察させ、肥満治療における運動療法の効果に関する問題点を抽出させる。抽出した問題点の生理学的要因を分析し、解決策を考案させるとともに、新規運動プログラムの立案をさせる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	特別研究科目	後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究Ⅰでは、テーマの設定、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表を行わせる。 （1 山下 仁） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な鍼灸の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、またはprospectiveな観察研究を行う。 1. 鍼灸に関する既存の技法または新しく開発した技法の臨床応用可能性の検証 2. 鍼灸の臨床試験における適切な対照群の開発と検証 3. 鍼灸の過誤・副作用の情報収集・解析・フィードバックシステムの開発と検証 テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表をさせる。 （2 青木 元邦） 高血圧と骨・軟骨疾患は一見独立しているが、合併頻度も高く、なんらかの相関機序が予想される。生体内での主たる高血圧調節機構であるレニン-アンジオテンシン系と骨・軟骨代謝（分化・細胞死）との関連について検証させる。 先行研究レビュー、仮説構築、研究プロトコル立案、研究倫理審査申請を行わせる。 （3 宮本 忠吉） システム生理学研究領域のオリジナル研究を展開する上で必要不可欠な、生体システムの構造と機能に関する基礎知識、時々刻々と変化する生体反応の計測技術力、時系列データを処理するためのプログラミング能力について、個人の修得レベルを確認後、以下のいずれかのテーマを設定する。 1. 生体の統合的呼吸・循環調節機構及びその病態生理機構の解明に関する研究。2. 生体システム適応の新しい定量評価法の開発に関する研究。上記テーマに基づく仮説の検証に必要な先行研究のレビュー、方法論（統計手法を含む）の確認を行った後、研究計画を立案し、それに基づく予備実験を実施し、実験内容を再検討後、本実験計画を研究倫理審査申請し、プロトコル発表を行う。 （4 村上 生美） 急速な少子高齢化、科学技術の進展、IT化、グローバル化は、人々に看護に対する多様なニーズをもたらしている。看護分野においても専門分化が進展しているが、ここでは成人を対象にした基本的な看護実践に対する以下のいずれかのテーマを設定し主として量的研究デザインによる研究を行う。 1. 看護におけるコミュニケーションの研究 a. 患者・看護師間のバーバル・ノンバーバル（顔き・表情）の効果 b. 患者・看護師間の位置・空間の影響 c. 医療施設におけるコミュニケーション媒体の効果 2. 看護技術の方法と効果の検証 a. 患者の移送方法（ストレッチャー・車椅子）の影響 b. 清潔行動（清拭・足浴・洗髪・入浴等）の方法と効果 c. 電法の効果 （5 森谷 正之） 口腔顔面領域の運動制御、感覚伝達システムは、主に四肢の運動、感覚を制御する脊髄神経系とは異なったシステムで構築されている。自身の研究テーマに関連した先行論文を収集し、既知の事項と未知の事項を整理する。テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表をさせる。 （6 川畑 浩久） 骨・関節ならびに筋疾患における力学的刺激や温冷刺激による施術の有効性や安全性を示すための検証を行う。具体的には骨折修復や関節拘縮、筋損傷などの病態解析と力学的・温冷刺激が病態に与える影響について組織学的および分子生物学的に解析し、施術法の有効性や安全性を基礎医学的に検証するための仮説構築とプロトコル作成を行わせる。 またテーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請およびプロトコル発表をさせる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目	後期特別研究 I （7 仲西 宏元） 現代の医療システムに導入するにあたって耳鼻咽喉科領域の鍼灸治療について、有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、または prospective な観察研究を行う。 1. 鍼灸に関する既存の技法または新しく開発した技法の臨床応用可能性の検証 2. 鍼灸の臨床試験における適切な対照群の開発と検証 3. 鍼灸の過誤・副作用の情報収集・解析・フィードバックシステムの開発と検証 テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表をさせる。 （8 横井 賀津志）（16 前田 薫 ※研究指導補助教員） 健康寿命延伸を目的として、介護が必要となる疾患の発症リスクを検証し、介護予防に効果的な介入の臨床的エビデンスを検証する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、または前向きコホートを行う。 1. 認知症発症もしくは転倒発生のリスク因子の検証。 2. 認知症予防もしくは転倒予防における適切な対照群の開発と検証 3. 認知症もしくは転倒予防介入手法の開発と検証 テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコルを発表させる。 （9 吉村 弥須子） がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証やサポートシステムの構築に関する研究を行う。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、質的研究の手法を用いた研究を行う。 1. がん患者のQOL向上のための看護実践の検証 2. がん患者のサポートのためのシステム構築 3. 手術患者の意思決定支援や術後のQOL向上のための看護支援 テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、発表をさせる。 （10 荻原 俊男） 高血圧は様々な臓器障害を惹起することが知られており、近年ではロコモティブ症候群との関連も示唆されているが、血圧と骨代謝の関連については未知な部分が多い。また降圧剤の骨折リスクに及ぼす影響も先行研究が散見されるが、一定の見解は得られておらず、また薬剤が骨代謝に及ぼす特異性についても、検証は不十分である。血圧と骨代謝の相関について先行研究から仮説を見出し、各種降圧剤の骨代謝に及ぼす影響を臨床研究で検討する。先行研究レビュー、臨床研究プロトコル立案、研究倫理審査申請を行う。 （11 上田 真喜子） 現代の動脈硬化検査・評価やプラーク不安定化検査・評価の向上のための臨床的エビデンスを研究する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、研究を行う。 1. プラーク不安定化に関与する血液バイオマーカーの研究 2. 不安定プラークにおける画像診断と病理像の比較研究 3. プラーク不安定化に関与する血栓の分子病理学的研究 テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表をさせる。 （12 森 誠司） 癌による死亡原因の多くは転移によると言われおり、その詳細なメカニズムの解明と診断および治療への応用が急がれる。まずは先行研究を精査しターゲット因子あるいはパスウェイを絞りテーマを決定する。アプローチの方法として、培養細胞、組織あるいは動物を用い in vitro、in vivo の実験を中心に解析をおこなう。まず研究計画の立案、およびプロトコルを作成させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目	（13 前川 佳敬） 生活習慣病などを背景とした循環器疾患は、医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めており、急速に進む高齢化を背景として、その予防は大変重要となっている。また近年、動脈硬化は認知症との関連性も強く指摘されている。そのため、詳細なメカニズムの解明と診断および治療への応用が急がれている。循環器疾患における遺伝的素因や生活習慣病との関連性、病態把握のための各種検査方法や薬効評価など、まずは先行研究を精査し研究計画の立案、およびプロトコルを作成する。 （15 吉岡 敏治） 現代の救急医療システムを検討するにあたって必要な有効性と安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には以下のいずれかのテーマを設定し、Evidence-Based Medicine (EBM) の概念に則ってランダム化比較試験、メタアナリシス、またはprospectiveな観察研究を行う。 1. 救急医療に関する既存の技法または新しく開発した技法の臨床応用可能性の検証 2. 救急技法の臨床試験における適切な対照群の開発と検証 3. 救急医療における過誤・合併症・副作用の情報収集・解析・フィードバックシステムの開発と検証テーマを決定したら、先行研究レビュー、研究計画立案、研究倫理審査申請、およびプロトコル発表をさせる。 （18 中原 英博） さまざまな環境の変化に応じて最適な特性を選択する、人体に備わっている短期・長期的な適応メカニズムを生理・心理的手法を用いて検証する。具体的には、自らの研究に関連する先行研究レビュー、研究計画の立案、研究倫理審査申請、研究計画書の作成を行う。 1. 運動時のヒトの呼吸・循環・代謝適応に最も効果的かつ効率的なトレーニング手法の解明 2. 音刺激によって惹起する感情が呼吸・循環応答に与える影響の検証 3. 鍼通電刺激を用いた、心血管疾患リスク軽減のための外部制御システムの探索	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目	後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究Ⅱではデータ収集、解析、結果の解釈、論文執筆、学術雑誌への投稿、および中間報告会発表を行わせる。 （1 山下 仁） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な鍼灸の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （2 青木 元邦） 生体内での主たる高血圧調節機構であるレニン-アンジオテンシン系と骨・軟骨代謝（分化・細胞死）との関連について検証する。後期特別研究Ⅰを踏まえて作成したプロトコールにもとづきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （3 宮本 忠吉） 統合的枠組みによる呼吸循環調節系の制御機構の解明をテーマに据えた、オリジナル研究を展開する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づく実験データの収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （4 村上 生美） 後期特別研究Ⅰにおいて検討した「看護領域のコミュニケーション」あるいは「看護技術の方法や効果」に関するリサーチ・クエッション、研究デザイン、研究計画書、倫理申請書等に基づいて、データ収集、解析、結果の解釈を行い、中間発表会で一連のプロセスを発表し、論文としてまとめ投稿する。 （5 森谷 正之） 口腔顔面領域の運動制御、感覚伝達システムについて検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づいて動物実験を実施し、データ収集、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （6 川畑 浩久） 骨・関節ならびに筋疾患の病態とこれに対する力学的刺激・温冷刺激の影響について、組織学的および分子生物学的手法をもちいて解析し、現在の施術法の有効性や安全性について基礎医学的に検証する。後期特別研究Ⅰを踏まえて作成したプロトコールにもとづきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （7 仲西 宏元） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な鍼灸の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （8 横井 賀津志）（16 前田 薫 ※研究指導補助教員） 健康寿命延伸を目的として、介護が必要となる疾患の発症リスクを検証し、介護予防に効果的な介入の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目 後期特別研究Ⅱ	（9 吉村 弥須子） がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証やサポートシステムの構築に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、分析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （10 荻原 俊男） 血圧と骨代謝の相関について先行研究から仮説を見出し、仮説を臨床研究で検証する。後期特別研究Ⅰにて作成したプロトコルにもとづきデータ収集を継続し、収集後、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （11 上田 真喜子） 現代の動脈硬化検査・評価やブラック不安定化検査・評価の向上のための臨床的エビデンスを研究する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （12 森 誠司） 癌の転移メカニズムについての解析をおこなう。具体的には、後期特別研究Ⅰにて作成した研究計画に従って実験をおこないデータを収集し解析を行う。適宜、結果の妥当性を検証しプロトコルの修正を加える。得られた結果から論文を執筆するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （13 前川 佳敬） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な分子病態検査の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （15 吉岡 敏治） 現代の救急医療システムを検討するにあたって必要な有効性と安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰを踏まえて修正した研究計画に基づきデータ収集、解析、結果の解釈を行い、論文を執筆して投稿するとともに中間報告会で成果を発表させる。 （18 中原 英博） さまざまな環境の変化に応じて最適な特性を選択する、人体に備わっている短期・長期的な適応メカニズムを生理・心理的手法を用いて検証する。後期特別研究Ⅰで立案した研究計画にもとづき、測定装置を適切に使用し、データの収集・分析、結果の解釈、学会発表、論文の執筆を進め、学術雑誌に投稿するとともに、中間報告会でその成果を発表させる。	

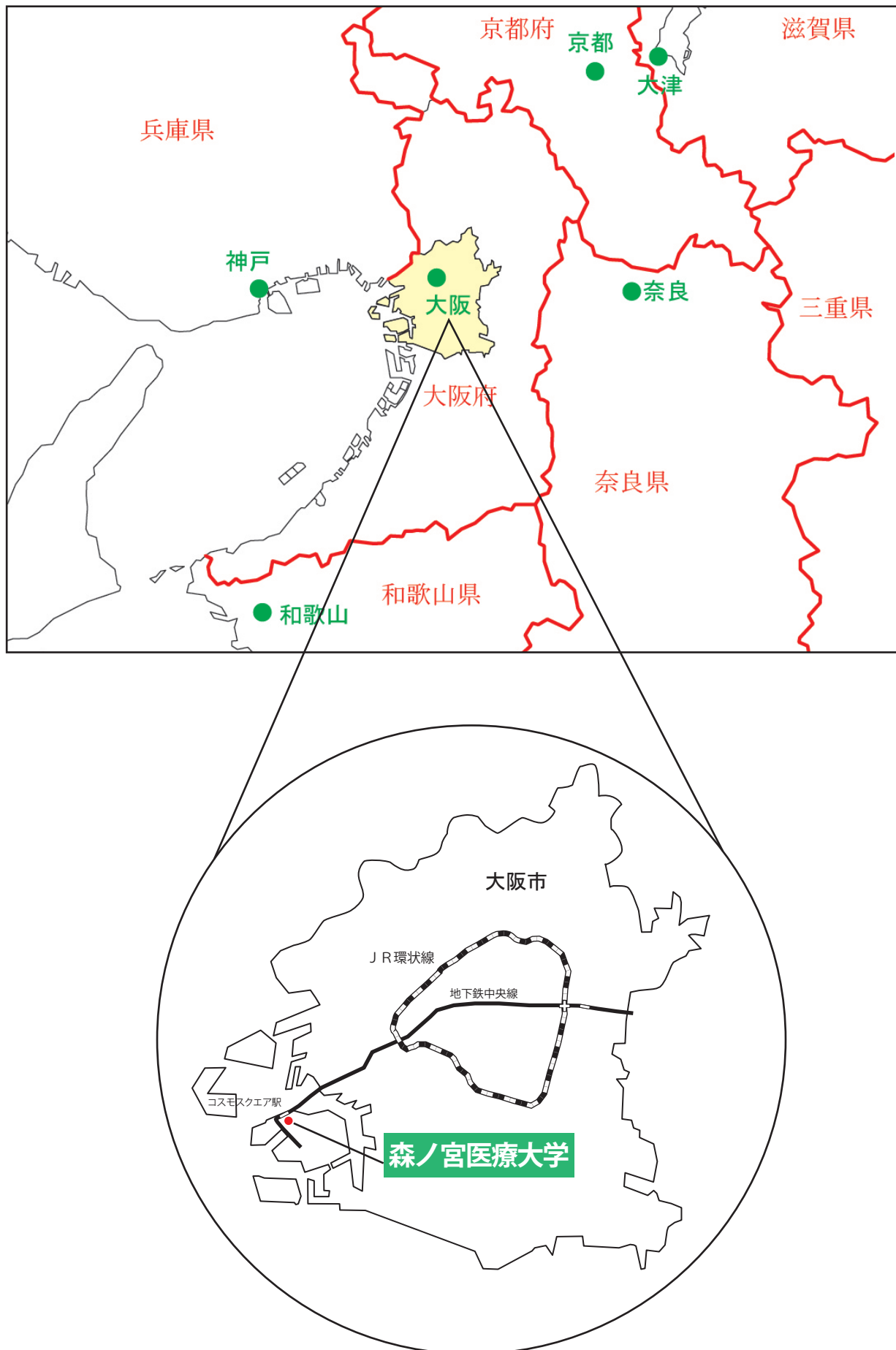
授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目	後期特別研究は、1～3年次まで継続される学位論文作成に直接関わる科目であり、各指導教員の研究テーマにそって研究のすべての過程を遂行する。後期特別研究Ⅲでは、学術雑誌への投稿、査読対応、学位論文作成および最終発表（公聴会）を行わせる。 （1 山下 仁） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な鍼灸の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （2 青木 元邦） 生体内での主たる高血圧調節機構であるレニン－アンジオテンシン系と骨・軟骨代謝（分化・細胞死）との関連について検証する。後期特別研究Ⅰ・Ⅱの成果を投稿した学術雑誌からの査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （3 宮本 忠吉） 統合的枠組みによる呼吸循環調節系の制御機構の解明をテーマに据えた、オリジナル研究を展開する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （4 村上 生美） 「看護領域のコミュニケーション」や「看護技術の方法と効果の検証」に関して受講生が後期特別研究Ⅰ（研究デザイン）において焦点化して取り組んだ成果、それらをさらに発展させた特別研究Ⅱ（研究の実施と発表・学術雑誌への投稿）をふまえ、本科目では、投稿論文の査読結果から学術論文作成までの過程を取組の内容とする。したがって、投稿論文は、査読コメントに適切に対応し掲載まで至るようブラッシュアップし、これら一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成し、その内容を最終報告会で発表する。 （5 森谷 正之） 口腔顔面領域の運動制御、感覚伝達システムについて検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （6 川畑 浩久） 骨・関節ならびに筋疾患の病態ならびにこれに対する力学的刺激・温冷刺激の影響について、組織学的および分子生物学的手法をもちいて解析し、現在の施術法の有効性や安全性について基礎医学的に検証する。後期特別研究Ⅰ・Ⅱの成果を投稿した学術雑誌からの査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （7 仲西 宏元） 現代の医療システムに導入するにあたって耳鼻咽喉科領域の鍼灸治療について、有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。	

授 業 科 目 の 概 要			
（大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	特別 研究 科目	（8 横井 賀津志）（16 前田 薫 ※研究指導補助教員） 健康寿命延伸を目的として、介護が必要となる疾患の発症リスクを検証し、介護予防に効果的な介入の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （9 吉村 弥須子） がん患者や手術患者に対するQOL向上を目指した看護実践の検証やサポートシステムの構築に関する研究を行う。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （10 荻原 俊男） 血圧と骨代謝の相関について先行研究から仮説を見出し、仮説を臨床研究で検証する。後期特別研究Ⅰ・Ⅱの成果を投稿した学術雑誌からの査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （11 上田 真喜子） 現代の動脈硬化検査・評価やプラーク不安定化検査・評価の向上のための臨床的エビデンスを研究する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （12 森 誠司） 癌の転移メカニズムについての解析をおこなう。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえ実験を施行しデータ収集し、結果をまとめ学術雑誌に投稿する。査読コメントに対応し、必要に応じて追加の実験をおこない掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （13 前川 佳敬） 現代の医療システムに導入するにあたって必要な分子病態検査の有効性または安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （15 吉岡 敏治） 現代の救急医療システムを検討するにあたって必要な有効性と安全性の臨床的エビデンスを検証する。具体的には、後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえてデータ収集し、成果を文章化して学術雑誌に投稿した論文について、査読コメントに対応して掲載まで至らせる。また、実施した一連の研究作業と成果をまとめて学位論文（主論文）を作成させ、その内容を最終報告会で発表させる。 （18 中原 英博） さまざまな環境の変化に応じて最適な特性を選択する、人体に備わっている短期・長期的な適応メカニズムを生理・心理的手法を用いて検証する。後期特別研究Ⅰ・Ⅱを踏まえて作成・投稿した学術雑誌を論文掲載まで至らせる。また、掲載が確定した論文を学位論文としてまとめ、その内容を最終報告会で発表させる。	

学校法人森ノ宮医療学園 設置認可等に関わる組織の移行表

平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
森ノ宮医療大学 保健医療学部					森ノ宮医療大学 保健医療学部				
鍼灸学科	60	-	240		鍼灸学科	60	-	240	
理学療法学科	60	-	240	→	理学療法学科	<u>70</u>	-	<u>280</u>	定員変更(10)
看護学科	80	-	320		看護学科	<u>90</u>	-	<u>360</u>	定員変更(10)
臨床検査学科	60	-	240		臨床検査学科	60	-	240	
作業療法学科	40	-	160		作業療法学科	40	-	160	
					臨床工学科	<u>60</u>	-	<u>240</u>	学科の設置(届出)
計	300		1200		計	<u>380</u>		<u>1520</u>	
森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科					森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科				
保健医療学専攻(M)	6	-	12	→	保健医療学専攻(M)	6	-	12	
					医療科学専攻(D)	<u>2</u>	-	<u>6</u>	専攻の設置(認可申請)
計	6	-	12		計	<u>8</u>	-	<u>18</u>	
森ノ宮医療学園専門学校					森ノ宮医療学園専門学校				
鍼灸学科					鍼灸学科				
昼間部	120	-	360		昼間部	120	-	360	
夜間部	30	-	90	→	夜間部	30	-	90	
柔道整復学科					柔道整復学科				
昼間部	90	-	270		昼間部	90	-	270	
夜間部	30	-	90		夜間部	30	-	90	
計	270		810		計	270		810	

森ノ宮医療大学 府内における位置関係



森ノ宮医療大学 最寄り駅からの距離、周辺地図



大阪市営地下鉄中央線 コスモスクエア駅より約 80m 徒歩 1 分

森ノ宮医療大学 校舎、運動場等の配置図



森ノ宮医療大学の校地面積…32,453.53 m²

森ノ宮医療大学の校舎面積…22,186.82 m²

-  大学院博士後期課程と学部等が共用して使用する校舎
-  学部等が使用する校舎
-  全学が使用する校舎

森ノ宮医療大学大学院 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学院は森ノ宮医療学園建学の精神に基づき、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、臨床の実践に求められる幅広い知識と高度な専門技術を有する専門職医療人を育成することにより、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

（自己点検評価及び第三者評価）

第2条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育・研究・組織・運営・施設及び設備の状況について、自己点検評価を行う。

2 自己点検評価に関する必要な事項は別に定める。

3 本大学院は前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 自己点検評価及び第三者評価の結果を公表するものとする。

（研究科及び課程）

第3条 本大学院に保健医療学研究科（以下、「本研究科」とする。）を置く。

2 本研究科には修士課程及び博士後期課程を置く。

（専攻）

第4条 本研究科に次の専攻を置く。

保健医療学専攻 修士課程

医療科学専攻 博士後期課程

（修業年限及び在学期間）

第5条 本研究科の修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

第6条 本研究科の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

（学生定員）

第7条 本研究科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	6名	12名
	医療科学専攻	2名	6名

(専攻の目的)

第8条 第4条に定める専攻の教育研究目的は、次のとおりである。

- (1) 保健医療学専攻修士課程では、Evidence-Based Medicine (EBM) とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。
- (2) 医療科学専攻博士後期課程では、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。

(学年及び学期)

第9条 学年を以下の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日

2 学長は前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、退学、休学、転学及び除籍

(入学)

第11条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

(入学資格)

第12条 本研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了し高度専門士の称号を持つ者
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、授与されたもの。
- (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または、専門職学位に相当する学位を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第13条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添え、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

2 選考による合格者の決定は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学許可)

第15条 学長は、本研究科において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

(退学及び再入学)

第16条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を認定の上、入学させることができる。この場合において、再入学前に履修した科目、単位数及び在学年数については、第20条第2項の規定を準用する。

(休学)

第17条 病気その他の理由により2月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第5条及び第6条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転入学及び転学)

第20条 学長は、本研究科に他の大学の大学院に在学する者が、所属大学長の許可書を添えて転入学を願い出たときは、学生に欠員があり、かつ、教育上差し支えない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の場合において、他の大学の大学院において履修した科目、単位数及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

3 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者

(2) 第5条及び第6条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第18条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第3章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第22条 大学院の教育は、授業科目の授業と学位論文の作成等に対する研究指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教員組織)

第23条 研究科担当教員は、専門分野に応じた本学の研究指導教員及び研究指導補助教員とする。

2 研究科授業担当教員は、大学院教員資格に該当する本学の専任、兼任又は兼任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、研究科委員会の議を経て、学長が命ずる。

(教育課程)

第24条 研究科の教育課程は、別表第1及び別表第2に定める。

2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第25条 本研究科修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 本研究科博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 授業科目の単位の計算方法は、次によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(他の大学院における授業科目)

第27条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位修得の認定)

第28条 履修単位修得の認定は、試験（口頭又は筆記）あるいは研究報告等により行う。

2 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

(学位論文の提出と審査)

第29条 学位論文は、論文内容の要旨を添えて研究科長に提出するものとする。

2 学位論文の審査は、本研究科の教授、准教授、講師及び関連科目担当の教授、准教授、講師の中から研究科委員会で選出され、研究科長の任命を受けた委員をもって構成される審査委員会で行う。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。

3 審査委員会は学位論文の審査結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(最終試験)

第30条 最終試験は、審査委員会が所定の単位を修得した者で、学位論文を提出した者につき、その論文内容を中心とした関連科目について口頭又は筆記によって行うものとする。

2 審査委員会は最終試験の結果を研究科委員会に報告しなければならない。

第4章 学位

(学位の授与)

第31条 本研究科修士課程を修了した者には修士の学位を授与する。

2 本研究科博士後期課程を修了した者には博士の学位を授与する。

3 所定の単位を修得した者につき、最終試験の結果、学位論文の審査結果に基づいて、研究科委員会が学位授与の可否の議決を行う。この議決の結果は研究科長が学長に報告しなければならない。

(学位の名称)

第32条 本研究科で授与する修士の学位は次の通りである。

修士(保健医療学)

2 本研究科で授与する博士の学位は次の通りである。

博士(医療科学)

第5章 検定料、入学料、授業料及び手数料

(検定料、入学料、授業料及び手数料)

第33条 大学院に入学する学生の検定料、入学料、授業料及び手数料の額については、別表第3に定める。

(検定料、入学料及び手数料の徴収)

第34条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際にそれぞれ徴収する。

(授業料の納入期限)

第35条 本学の学生の授業料等は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、学長が指定した日までに納付しなければならない。

2 経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第17条により休学を認められた学生の学納金は、各学期の授業料の半額を減免するものとする。

(退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料)

第36条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日（停学の場合にあつては、停学となった日の前日及び停学の解除された日）の属する期分の授業料は、納めなければならない。

(検定料等の不還付)

第37条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は還付しない。

第6章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第38条 本研究科に、教育上余力がある場合には、研究科委員会による選考の上、科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

2 本研究科において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として履修を許可することができる。

3 本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。研究生となることができる者は、大学院修士課程あるいは博士後期課程を修了した者又は研究科委員会でこれと同等以上の能力があると認めた者とする。

4 他の大学院（外国の大学院を含む。以下この条において同じ）の学生で、本研究科において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

5 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

6 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関わる検定料、入学料、授業料及び手数料については別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、本研究科の学則その他学生に関する諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) 大学院の名誉を著しく毀損した者
- (6) その他、本大学院に在学させることが不適當と認められる者

第8章 運営組織

(運営組織)

第41条 本研究科の教育に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第42条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第43条 この学則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。
- 2 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 3 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 4 この学則は平成28年4月1日から施行する。
- 5 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 6 この学則は平成30年4月1日から施行する。

別表第1

保健医療学研究科 保健医療学専攻修士課程 教育課程

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		代替・統合医療特論	2
		東洋医学史特論	2
		保健医療研究方法論	2
		保健医療教育特論	2
		看護研究方法論	2
		看護理論特論	2
		QOL評価法特論	2
		英語文献講読	2
専門科目	健康増進領域	人体構造学特論	2
		人体機能学特論	2
		栄養・代謝生化学特論	2
		発達健康支援看護学特論	2
		発達支援看護開発特論	2
		運動生理学特論	2
		バイオメカニクス健康科学特論	2
		鍼灸健康科学特論	2
		看護技術特論	2
		生体防御系臨床鍼灸学特論	2
		心身健康科学特論	2
	健康回復領域	分子循環器病学特論	2
		血管病理病態学特論	2
		臨床検査画像診断学特論	2
		リハビリテーション学特論	2
		柔道整復学特論	2
		療養支援看護学特論	2
		療養支援看護開発特論	2
		神経系理学療法学特論	2
		介護福祉学特論	2
		内科系理学療法学特論	2
	域と特演別習研究領域	専門演習	4
		特別研究	6

別表第2

保健医療学研究科 医療科学専攻博士後期課程 教育課程

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		医療科学概論	2
		医療科学研究方法論	2
		研究倫理特論	2
		医史学・医療社会学概論	1
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	2
		臨床神経解剖学特論	2
		分子治療学特論	2
		分子病態検査学特論	2
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	2
		鍼灸医療技術開発特論	2
		看護技術開発特論	2
	専門科目演習	後期専門演習	2
	特別科目研究	後期特別研究Ⅰ	4
		後期特別研究Ⅱ	4
		後期特別研究Ⅲ	4

別表第 3

(単位：円)

研究科名 専攻名	学 年	入学料	授業料	合計	入学検定料
保健医療学研究科 保健医療学専攻	1 年次	300,000	800,000	1,100,000	30,000
	2 年次	—	800,000	800,000	—
保健医療学研究科 医療科学専攻	1 年次	300,000	700,000	1,000,000	30,000
	2 年次	—	700,000	700,000	—
	3 年次	—	700,000	700,000	—

森ノ宮医療大学大学院 研究科委員会規程（案）

平成23年4月1日制定

平成28年5月24日改定

平成○年○月○日改定

（趣旨）

第1条 森ノ宮医療大学大学院学則の規定に基づく研究科委員会（以下「委員会」という。）は、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1） 学長
- （2） 研究科長
- （3） 研究科担当教員
- （4） 研究科授業担当教員で必要と認められた者

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議する

- （1） 教育課程に関する事
- （2） 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関する事
- （3） 学生の賞罰に関する事
- （4） 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関する事
- （5） 研究科授業担当教員の選考に関する事
- （6） 修士・博士の学位の授与に関する事
- （7） 研究科長の諮問した事
- （8） その他研究科の運営に関し重要な事項

（委員長）

第4条 委員会に委員長をおき、研究科長をもってあてる。

（会議の議長）

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

（会議の議決）

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 議事は出席委員の過半数によりこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。た

だし、第3条第1号については、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 委員会が必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は平成28年5月24日から施行する。

3 この規程は平成30年4月1日から施行する。

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程
設置の趣旨等を記載した書類

目 次

第1章 設置の趣旨及び必要性	2
第2章 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	8
第3章 教育課程の編成の考え方及び特色	9
第4章 教員組織の編成の考え方及び特色	17
第5章 教育方法、履修指導方法及び修了要件	21
第6章 施設、設備の整備計画	33
第7章 基礎となる学部、修士課程との関係	36
第8章 入学者選抜の概要	39
第9章 管理運営	41
第10章 自己点検・評価	42
第11章 情報の公表	45
第12章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	48

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程
設置の趣旨等を記載した書類

第1章 設置の趣旨及び必要性

1. 大学院を設置する理由・必要性

1) 背景

森ノ宮医療大学は平成19年4月、保健医療学部鍼灸学科及び理学療法学科を有する大学として開学した。その後、学科等の増設により平成28年度現在、看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、鍼灸学科、助産学専攻科、及び大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を有している。大学の目的は、豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。疾病の予防と治療や健康の維持と増進に有用な科学的根拠を示し、現代医学と伝統医学の双方を尊重した特色ある教育研究活動によって医学と医療の発展に寄与し、広く社会に貢献することである（森ノ宮医療大学学則第1条より）。

大学院については、平成23年度に大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を開設しており、平成27年度末までに20名の修了者に修士（保健医療学）の学位を授与した。修了者の現在の就業・進学状況は以下の通りである。

本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程修了者の就業・進学状況

職名、進学先	人数	備考
病院職員	3	鍼灸師1、理学療法士2
大学教員	5	鍼灸師5
医療系専門学校教員	4	鍼灸師3、柔道整復師1
開業	3	鍼灸師3
他大学院博士後期課程	2	鍼灸師2
その他	3	不明（鍼灸師1）、整骨院勤務（柔道整復師1）、鍼灸院勤務（鍼灸師1）

※就業先については、入学前からの就職先に留まった者や、修了後の就職先から転職した者も含め、現在の就業状況を示している。

なお、平成28年度在学中の修士課程学生の医療資格の内訳は以下の通りである。

本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程在学者の内訳

医療資格	人数	備考
看護師	5	助産師1名を含む
理学療法士	2	
鍼灸師	2	
柔道整復師	1	

※平成28年度現在。

このように、様々な医療資格を持つ学生が修了あるいは在学しており、大学教員・博士後期課程・専門学校教員といった高度な専門知識を必要とする領域に就業・進学している。本学の修士課程においては基本的教育研究能力を身につけた高度な医療専門職業人を養成することに努めてきたため、本学大学院で修士（保健医療学）の学位を取得した者が医療の現場や教育研究施設で活躍していることは喜ばしいことである。

しかしその一方で、今日の医療施設や教育施設において指導的役割を担う人材に求められる知識や技術はますます高度になってきている。たとえば医療機器や医療情報の高度化・複雑化は勿論のこと、エビデンスにもとづく思考と実践、臨床及び研究における倫理とその具体的な指針、あるいは患者安全管理における問題分析と具体的方策など、患者を中心とした医療を発展させるためにハード、ソフトいずれにおいても日進月歩で開発と改良がみられる。したがって、そこで働く職員たちは常に新しい技術・情報・ルールを熟知し、対応していかなければならない。また、大学病院や地域の中核病院では、各部門・各職種において得られた成果や知見を分析して学会に発表し、あるいは論文執筆して投稿するなどの研究活動が盛んに実施されており、そこに勤務するスタッフ、少なくとも管理指導を行う立場の者には自立して研究活動ができ、さらにそれを部下に指導できるような高度な専門的知識、研究能力、そして管理指導能力が求められている。厚生労働白書（平成28年版）においても現下の政策課題への対応で「医療関連イノベーションの推進」を挙げ（第6章）、その中で「医療や介護など健康分野の技術の発展は、（中略）国民の健康の向上等につながるよう、研究を振興し、技術水準の向上を図っている」（第4節 健康寿命を延ばす科学技術の振興）としており、今後、臨床だけでなく研究にも携わる大学病院や地域の中核病院に勤務する医療専門職に求められる知識、技術、そして研究マインドはますます高度になると予想される。

近年、複数の治験における深刻な研究不正行為が発覚して社会的問題として認知されるようになった。そのような治験の現場は大学病院や地域の中核病院が主体である。治験担当医師だけでなく、臨床研究に携わるすべての病院スタッフが研究倫理について十分理解し、公正な研究を行うための自己啓発、自発的な組織改革、あるいは相互チェック体制を整えていかなければならない。こうした意味からも、大学病院や地域の中核病院には高度な専門知識と研究能力を備えた指導的役割を担う人材がもっと必要である。

このような現状を踏まえ、本大学院は、従来の保健医療学の修士の学位をもつ人材育成だけでなく、さらに高度な専門的業務を遂行することができる職業人であるとともに臨床現場の管理職候補となり得る、臨床・研究・教育において優れた指導力を発揮できる博士の学位をもつ人材を社会に送り出すことが本大学院の使命であると考えられるようになった。

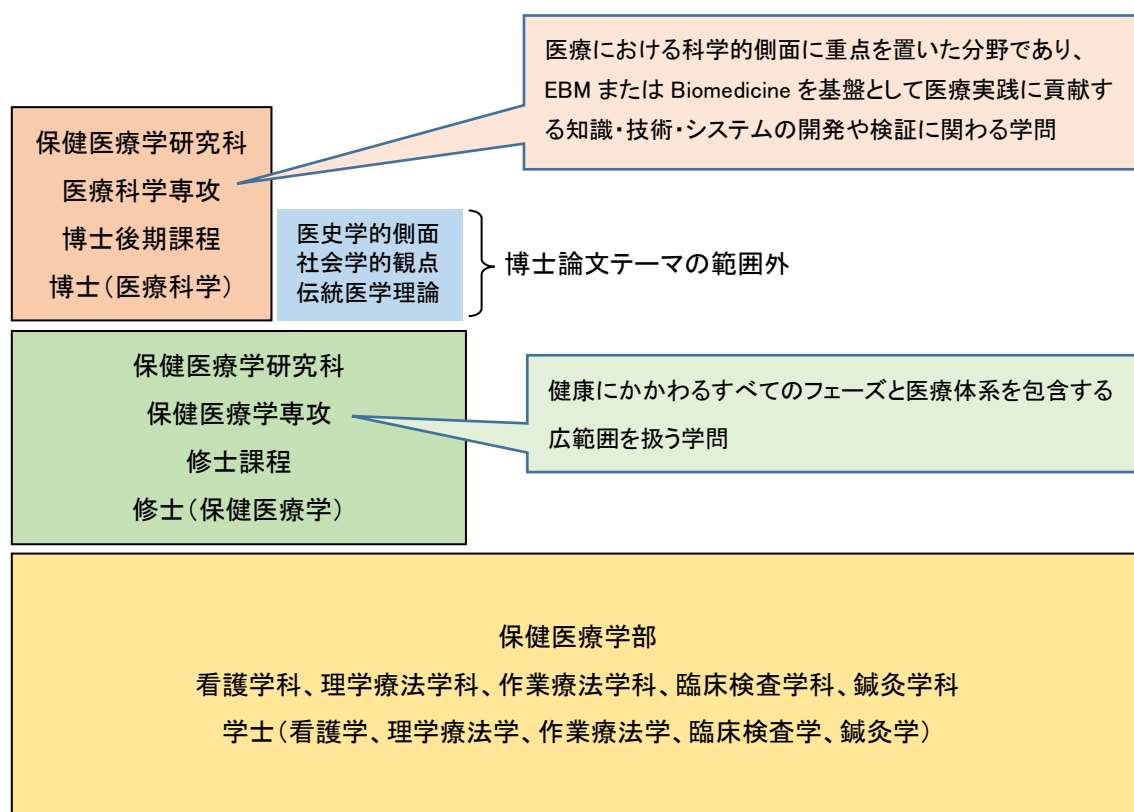
2) 目的と趣旨

日本国民の平均寿命は延び、人口高齢化が進み、悪性新生物による死亡率が上昇しており、今後もこの傾向が続くと予想される。また、平均世帯人員が減少するとともに高齢者世帯の割合は上昇している（厚生労働白書）。このような超高齢化社会においては、多様で複合的な病態をもつ患者あるいは高齢者に対するハード面の保健医療施設・設備の充実や診断治療法開発及び機器開発が重要である。しかし、それだけでは不十分であり、ソフト面といえる保健医療や介護の技術開発も必要となってくる。ソフト面については、疾病治癒や健康回復を目指す支援だけでなく、介護予防技術や東洋伝統医術なども含めて幅広い実践的・実地的なケア技術開発により高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指すべきである。すなわちハード・ソフトともに、医療の科学的側面、すなわち医療科学をさらに追究して医療実践に貢献するような知識・技術・システムの開発や検証に携わる人材を社会はますます必要としているのである。しかしながら、そのような高度な専門的知識と技術を有する人材の養成は未だ十分に行われていない。

本学は開学以来学科等の増設を続け、教員が増加して教育研究活動が盛んに行われるようになった。そして現在、医療科学の発展の一端を担うことができる組織編成や人材養成能力が整ってきたため、大学院博士後期課程レベルの研究及び研究指導を行うことが可能になったと学内で判断している。そこで、社会の医療に対するニーズに応えるために、大学病院や地域の中核病院で指導的役割を担うとともにそこで研究活動も実践・指導できる高度な専門的職業人を本学大学院で育成することとした。すなわち、医療における科学的側面をさらに追究し、将来の医療実践に役立つエビデンス蓄積や技術開発につながる優れ

た医療活動を主導できる、管理職候補となる人材を輩出するという方針である。

具体的には、本大学院に、多様な保健医療学領域を扱う保健医療学専攻の一部を特化して、医療科学専攻の博士後期課程を設置するという計画とした。



3) 医療科学専攻博士後期課程設置の必要性

今回設置申請する博士後期課程は保健医療学領域の中でも医療科学を専攻とするものである。保健医療学は、人間の健康の維持、回復、増進などに直接関わる領域だけでなく、社会保障、制度・政策、医療経済、医療資源、医療哲学なども包含した極めて広範囲にわたる領域を取り扱う学問となっている。このように多様で流動的な保健医療学領域のすべてを博士後期課程レベルの学問に引き上げて取り扱うことは現実的には困難である。たとえば、保健医療の歴史的側面、社会学的観点、あるいは伝統医学理論などを取り扱う学問は、それぞれ医史学、医療人類学・医療社会学、文学または東洋哲学において取り扱われており、保健医療の学問的発展にとって重要ではあるものの今回の博士後期課程の設置計画の趣旨とは異なる。今回本大学院が目指そうとしているのは、医療の科学的側面に特化した「医療科学」の部分である。(上の図)

本大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程における「医療科学」とは、医療における科学的な側面に重点を置いた分野のことであり、EBMまた

はbiomedicineを基盤として医療実践に貢献する知識・技術・システムの開発や検証に関わる学問と位置づけている。したがってその取り扱う範囲は保健医療学専攻と呼ぶには取り扱う範囲が狭すぎる。そこで、医療科学に特化した博士後期課程であることを明確に示すため、専攻名を医療科学専攻とした。

医療科学専攻博士後期課程を設置した最近の例としては、藤田保健衛生大学大学院保健学研究科医療科学専攻博士後期課程（平成27年度新設）がある。

医療科学専攻で取り扱う具体的な学問と研究テーマは、医療技術開発、システム生理学、分子病態検査・治療学などである。たとえ鍼灸など伝統医学由来の技術であっても、その独自の思想や理論を取り扱うのではなく、現代医療における科学技術としての臨床応用・治療開発・安全性向上に関わる医療科学的研究を取り扱うものである。

大学病院や地域の中核病院での職務を担う医療スタッフは、日常臨床業務を遂行するだけでなく、そこに潜む問題点を把握し、分析し、検証するといった研究マインドを有している必要がある。少なくとも各部門の管理指導者やその候補についてはそのような能力を持つ人材、すなわち高度な専門的職業人でなければならない。医療における高度な専門的職業人となるには、現場の日常臨床の中でのトレーニングだけでなく学問として幅広い知識と経験を身に付ける必要があり、それは大学院において適格な授業担当者と研究指導教員の下で受講と研究を行うことによって最も効率よく身に付けられるものと考えている。

文部科学省高等教育局大学振興課による「平成24年度博士・修士・専門職学位の学位授与状況」によれば、平成24年度の博士の学位授与数は保健6,106件と報告されており、専攻分野別にみると保健が最も多い。保健分野において高度の専門的職業人の需要が大きいことが示唆される。しかし、医療科学専攻の博士後期課程を有する大学院は、平成28年度現在3校（鈴鹿医療科学大学、東亜大学、藤田保健衛生大学）のみである。この中で近畿圏において医療科学を専攻とする博士後期課程を設置しているのは鈴鹿医療科学大学1校のみ、定員は1学年5名である。このように地域的教育環境から見ても、定員1学年2名ながら本学に医療科学専攻博士後期課程を設置することによって、近畿圏内で養成される医療科学の高度な専門的職業人が増加することには社会的意義があると考えている。

2. 養成する人材

すでに述べたとおり、医療科学の分野で高度な専門的知識と技術を有する人材は、社会の医療に対するニーズのひとつであるにとらえている。そこで本大学院は、医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、

高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを、医療科学専攻博士後期課程の目的とする。したがって、ディプロマ・ポリシーを次のように設定する。

医療科学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー(修了認定・学位授与の方針)

1. 【臨床貢献】臨床に役立つ医療科学の研究成果を挙げることによって、医療の質の向上に寄与することができる。
2. 【指導能力】病院または医療系施設・企業において中核的または指導的役割を担うことができる。
3. 【研究能力】医療における科学性を追究する学識と手法を修得し、高度の専門的業務を遂行するにあたって自立して研究を行うことができる。
4. 【研究倫理】高い研究倫理観にもとづいた公正な研究を遂行できるとともに、医療科学におけるリサーチ・インテグリティの維持向上に貢献できる。

すなわち、本課程においては、比較的大規模な医療系の臨床施設あるいは企業において新しい医療技術やシステムの開発・改良に携わるとともに、自立して専門領域の研究活動ができるような、組織のリーダーたり得る高度の専門的職業人の養成に重点を置いている。このディプロマ・ポリシーは、本大学院修了後に大学病院や地域の中核病院などで臨床業務及び研究活動における指導力を発揮し、直接的あるいは間接的に臨床貢献のできる人材となることを目標として設定したものである。

1の【臨床貢献】は、患者と直に接するかどうかに関わらず、自身の行っている業務の向こうにいる患者を常に想い、何らかの形で患者の利益や安全につながる業務や研究を実践できるような臨床重視の姿勢を貫くことを保証している。

2の【指導能力】は、自身が得た高度で専門的な知識や技術を、自身のためだけでなく、自身が働く組織のスタッフあるいは臨地実習生に対して適切に熱意をもって伝え、現在の組織を牽引することに加えて将来のリーダーをも育てる指導的役割を担うことを保証している。

3の【研究能力】は、より高度化し多様化した医療の現状を踏まえ、医療技術、支援技術、ケアシステムなどの開発や評価につながる研究を自力で発想し計画して遂行できるような知識と技術を有することを保証している。

4の【研究倫理】は、誠実で真摯な態度をもって研究し、利益相反や研究公正を理解して適切にマネジメントし、真に医療実践に役立つ研究成果を社会に提供することができるような姿勢をもち、そのような倫理観を組織内に普及

できることを保証している。

3. 研究対象とする学問分野

本大学院博士後期課程の医療科学研究において特に注力するのは、①主としてメカニズムの解明や基礎技術開発を扱う健康機能科学系、及び②主として臨床技術やシステムの開発・改良を扱う医療技術開発系の2分野である。

研究領域

1. 健康機能科学系

システム生理学、臨床神経解剖学、分子病態検査学、分子治療学など

2. 医療技術開発系

介護予防技術開発、鍼灸医療技術開発、看護実践技術開発など

健康機能科学系においては、生体機能を生理学的、神経解剖学的、あるいは分子病態学的な基礎研究を行い、健康増進や健康回復のメカニズムの解明、あるいは検査・治療の技術開発につながるような知見を得ることを目的としている。

医療技術開発系においては、リハビリテーション、介護、東洋医学的物理療法、あるいは看護の分野における臨床研究を行い、直接的に医療の技術やシステムの開発や改良につながるような知見を得ることを目的としている。

第2章 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科の名称：森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科

英語名は Graduate School of Health Sciences, Morinomiya University of Medical Sciences とする。

すでに設置している大学院保健医療学研究科の中に新たに博士後期課程の専攻を置くため、従来の研究科の名称を用いることとする。保健医療学研究科の中に設置する理由は、多様で流動的な保健医療学という広範な学問領域の中の、医療における科学的な側面に重点を置いた分野でEBMまたはbiomedicineを基盤として医療実践に貢献する知識・技術・システムの開発や検証に関わる学問

を本大学院における「医療科学」と位置づけているからである。

2. 専攻の名称：医療科学専攻 博士後期課程

英語名は Doctoral Course of Medical Sciences とする。

すでに述べたとおり、本大学院における「医療科学」とは、医療における科学的な側面に重点を置いた分野のことであり、EBM または biomedicine を基盤として医療実践に貢献する知識・技術・システムの開発や検証に関わる学問のことである。修士課程の保健医療学専攻と敢えて異なる専攻とする理由は、極めて広範囲にわたる領域を取り扱う保健医療学領域のすべてを博士後期課程レベルに引き上げて取り扱うことが困難であり、本大学院の博士後期課程の専攻を保健医療学専攻と呼ぶには取り扱う範囲が狭すぎるからである。そこで、医療科学に特化した博士後期課程であることを明確に示すため、専攻名を医療科学専攻とした。

3. 学位の名称：博士(医療科学)

英語名は Ph.D. in Medical Sciences とする。

本学の英語名は Morinomiya University of Medical Sciences であり、Ph.D. in Medical Sciences の学位は、本学が設立当初から追究してきた Medical Sciences について深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培ったことを示しており、上述したディプロマ・ポリシーのレベルに到達したことを保証するものである。

第3章 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の基本的な考え方

1)体系的な教育課程

課程制大学院制度の趣旨に沿って、コースワークによる関連分野に関する基礎的素養の涵養に重点を置いた授業科目の履修から始め、続いて専門技術の習得と臨床現場観察による医療の現状把握をさせ、それから本格的なリサーチワ

ークすなわち研究活動と論文作成へと導いていく。なお、研究指導の仕組みと体制については「第5章 教育方法、履修指導方法及び修了要件」で述べる。

教育課程の編成は「共通科目」と「専門科目」に分け、さらに専門科目を「特論科目（健康機能科学系及び医療技術開発系）」、「専門演習科目」、「特別研究科目」に科目区分する。1年次前期の共通科目3科目は必修とし、ここで自身の狭い専門分野以外の知識と視野を幅広く身に付けさせてから、1年次後期の特論に進む。また、標準修業年限内での学位授与を促進するため、特別研究科目は後期特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと学年ごとに単位を分け、各年次で必要な知識・技術の習得と研究関連作業の進行を確実に行わせて成績評価を行うといった段階的な能力養成を行う。

履修順序は下図のとおりである。

	1年		2年		3年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	医療科学概論 医療科学研究方法論 研究倫理特論 医史学・医療社会学概論（選択）					
専門科目		健康機能科学系の各特論 医療技術開発系の各特論 後期専門演習				
← 後期特別研究Ⅰ →			後期特別研究Ⅱ		後期特別研究Ⅲ	

2)コースワーク重点から開始

①共通科目の必修3科目によって、すべての学生を対象として医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。この履修過程で学生は、最初から自身が扱う狭い専門分野に閉じこもるのではなく、関連分野の幅広い視野と知識を得ることができる。

②特論科目は、基礎研究を行う健康機能科学系、またはより臨床に直結した研究を行う医療技術開発系に区分し、研究指導教員との話し合いによって研究テーマに最も近いと思われる科目を1科目以上選択させる。専門的な分野をより深く追究して質の高い博士論文執筆の遂行につなげるためである。

③後期専門演習は必修であり、博士論文執筆のための専門的な知識と技術を身に付けるだけでなく、ディプロマ・ポリシーのひとつである【臨床貢献】の要件を満たす問題意識や臨床的センスを身に付け、それらを博士論文の内容に反映させる能力も身に付ける。

3)リサーチワーク重点への移行

①必修であり博士後期課程の最重要履修科目である特別研究科目の内容は、コースワークによって十分な知識と能力とセンスを身に付けた1年後期から、徐々にリサーチワーク重点の学修に移行する。後期特別研究Ⅰは、専門科目の特論と後期専門演習に先行して共通科目と同時に前期から開始するが、この期間（特に1年前期）はテーマの設定、先行研究レビュー、リサーチ・クエスチョン設定など基本的な作業能力の修得を行う。すなわち開始当初は実質的にはコースワークの性格を有している。1年後期になると学生は特論と後期専門演習によって専門的な知識と技術が充実してくるため、後期特別研究Ⅰの内容も学生個別の能力と成長度に合わせて徐々にリサーチワークの性格を帯びさせる。

②2年次の後期特別研究Ⅱからリサーチワーク重点の学修とし、データ収集、解析、論文執筆、投稿など本格的な研究活動を行わせ、3年次の後期特別研究Ⅲにおける論文掲載、博士論文執筆、成果発表など研究に必要な一連の作業のすべてを体験させる。

③本大学院保健医療学研究科の医療科学専攻においては、高度の専門的職業人の養成に重点を置いている。したがって、いわゆる研究者の養成よりも医療に関連する施設・組織の指導的役割を担う人材を育成するという観点から、上記のリサーチワークを通して科学的批判、論理的思考、客観的評価、公正な判断などの能力とセンスを涵養することに注力する。

2. 教育課程編成・実施の方針

本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりとする。

医療科学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1) 教育内容

- ①1年次前期に必修共通科目（医療科学概論、医療科学研究方法論、研究倫理特論）で、Evidence-Based Medicine（EBM）及び医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築くとともに医療に関する幅広い視野をもたせる。
- ②専門科目を特論科目、専門演習科目、特別研究科目に区分する。
- ③1年次後期の特論科目において、基礎研究を行う健康機能科学系または臨床に直結した研究を行う医療技術開発系のいずれかで、専門分野を深く追究して

当該分野における質の高い特別研究と博士論文執筆を遂行する能力を身に付ける。

- ④1年次後期の専門演習科目（後期専門演習）において、臨床現場における問題抽出、解決策の模索、臨床従事者のセンスを身に付け、特別研究科目における臨床貢献の姿勢を涵養する。
- ⑤3年間を通して実施する後期特別研究（後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）において、医療科学に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、解釈と考察、論文作成、学術雑誌への投稿、査読への対応、成果発表、そして博士論文提出まで、自立して研究活動を行うために必要なすべての過程を体得させる。

2)教育方法

- ①講義か演習かにかかわらず少人数で対話形式の指導を行い、学生の自発的学習、課題発見、解決模索の態度を重視し促す。
- ②専門演習科目では、前半は論文や資料の通読と討論を行い、後半は各学生の研究領域及び医療資格に最も近い臨床施設に出向いて参与観察を行わせ、臨床現場における具体的な課題を抽出して解決・改良の方策を模索させて研究内容に反映させる。
- ③特別研究科目では、専門分野の基本的な知識・技術を身に付けるコースワークから徐々に実践的なリサーチワークに移行させる。移行期は1年次後期とし、学生個別の能力と成長度に合わせて調整する。また、客観的評価とフィードバックができる機会を毎年設ける。1年次はプロトコール発表会、2年次は中間報告会、3年次は公聴会とする。
- ④研究者としての倫理観を養い、研究公正の重要性を自覚させるために、研究倫理特論の必修に加え、学内研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを毎年受講させる。

3)成績評価

- ①各科目のシラバスに定める成績評価法にもとづき評価する。
- ②共通科目、特論科目及び専門演習科目においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。
- ③特別研究科目においては、博士論文の内容だけでなく、在学中に論文投稿した学術雑誌の査読内容とその対応、学会発表とその質疑応答、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

以上が、本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程のカリキュ

ラム・ポリシーである。

3. カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの対応・関連

カリキュラム・ポリシー及び授業科目とディプロマ・ポリシーとの対応及び関連を示すカリキュラムマップを資料1に示す。そのうち、ディプロマ・ポリシーに掲げた【臨床貢献】、【指導能力】、【研究能力】、【研究倫理】と直結している、あるいは強い関連をもつ各授業科目について以下に説明を加える。

【臨床貢献】：「後期専門演習」の後半で臨床現場の実情を理解させることにより、思考様式や研究志向が理論先行したりドグマに陥ったりすることを避け、常に患者の立場を意識した医療発展やシステム改善を目指す態度を身につけさせるとともに、研究の着想も臨床現場から得る機会を与える。また、医療技術開発系の特論科目である「介護予防技術開発特論」、「鍼灸医療技術開発特論」、「看護技術開発特論」は臨床に直接的に役立つ技術やシステムの開発に関わる知識・手法に関する講義であるため、授業を通して自分がどのような観点からどのような発想と技法で臨床に貢献できるのかを深く考え、その具体的な知識と手法を修得する。

【指導能力】：「後期専門演習」の前半で専門分野に関する最新情報の収集と理解をした上で徹底した討論を行うことにより、状況を俯瞰的に観て問題点を特定し、その具体的な解決策を提案し主導する能力を養う。また、同じく「後期専門演習」後半で臨床現場の参与観察を通して組織体制、意思決定システム、命令系統、PDCAサイクルなどの現状を理解するとともに、組織のリーダーがどのような判断と言動を行っているかに注目させる。これらの学修を通して、組織における課題抽出とその対処、及び管理者・指導者としての視点と対応の在り方を身につける。さらに、「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」において研究や臨床応用を主導する能力を総合的に養う。

【研究能力】：共通科目の「医療科学研究方法論」及び「後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を通して、自立して研究活動を行うために必要なすべての過程を習得する。特に「後期特別研究Ⅱ・Ⅲ」では、学会発表、論文投稿、論文執筆など実践的なリサーチワークが主体となることから、これらの一連の作業を通して研究者としてのセンスを身につける。

【研究倫理】：共通科目の「研究倫理特論」において、研究倫理及び生命倫理について知識を深め、実際に医療科学研究を行う際に適切な判断・配慮・対処ができる能力を身に付ける。また、利益相反とそのマネジメント、患者の権利の保護、インフォームド・コンセント、研究不正の告発システム等について、

その現状及び取るべき行動の具体例を学ぶ。これらを通して、自身が行う研究においてのみならず、将来在職する組織の研究公正の向上にも取り組む姿勢を養う。

4. 授業科目

教育課程の区分は共通科目及び専門科目とし、専門科目に特論科目、演習科目、及び特別研究を設ける。(表1)

表1 授業科目の編成

科目区分		授業科目の名称	単位数	授業形態	必修・選択
共通科目		医療科学概論	2 単位	講義	必修
		医療科学研究方法論	2 単位	講義	必修
		研究倫理特論	2 単位	講義	必修
		医史学・医療社会学概論	1 単位	講義	選択
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	2 単位	講義	選択
		臨床神経解剖学特論	2 単位	講義	選択
		分子治療学特論	2 単位	講義	選択
		分子病態検査学特論	2 単位	講義	選択
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論	2 単位	講義	選択
		鍼灸医療技術開発特論	2 単位	講義	選択
		看護技術開発特論	2 単位	講義	選択
	専門演習科目	後期専門演習	2 単位	演習	必修
	特別研究科目	後期特別研究Ⅰ	4 単位	演習	必修
		後期特別研究Ⅱ	4 単位	演習	必修
		後期特別研究Ⅲ	4 単位	演習	必修

1) 共通科目

共通科目では「医療科学概論」、「医療科学研究方法論」、及び「研究倫理特論」を必修科目、「医史学・医療社会学概論」を選択科目として開講する。

「医療科学概論」では、学術的にも医療職種としても異なる、あるいは一部の知識や経験に偏重している学生を想定して、医療科学に共通した知識や最新情報を与えることにより、当該領域における専門的研究を行うために必要な基本的知識を習得させる。特に、本大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程における授業科目や研究テーマを踏まえ、各領域における医療科学の最前線の知識について各領域を専門に扱う教員が概説する。

「医療科学研究方法論」では、医療科学領域における様々な研究の国際共通ルールや方法論を学ぶことによって、自身の行う特別研究において採用する研究方法の質を高め、より適切で信頼性の高い研究が実施できるための基礎固めを行う。また、異なる研究分野や研究テーマをもつ学生同士が研究計画と研究方法論を紹介し、互いに科学的立場から建設的な批判を行う機会を設けることにより、自身の研究方法論に関する課題を認識させる。

「研究倫理特論」では、近年社会的問題となった研究倫理及び生命倫理について事例を取り上げて、その詳細を知り問題を分析するとともに、海外及び国内における倫理指針を読み解くことによって、研究公正や人権尊重の考え方と具体的行動について習得する。また、利益相反とそのマネジメント、患者の権利の保護、研究不正の告発システムなどについて、その現状及び取るべき行動について具体例を挙げながら教授する。なお、研究倫理については本授業科目とは別に、学内で開催する研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを年1回受講することも義務付ける。

「医史学・医療社会学概論」では、日本の位置する東アジアにおける保健医療の歴史・哲学・社会学・伝統医学理論について概説し、医療における科学的側面と哲学的・文化的側面を対比することによって、医療科学の位置づけや進むべき方向性についてより深く考察させる。

2) 専門科目

① 特論（健康機能科学系及び医療技術開発系）

特論科目として、健康機能科学系に「システム生理学特論」、「臨床神経解剖学特論」、「分子治療学特論」、「分子病態検査学特論」の4科目、医療技術開発系に「介護予防技術開発特論」、「鍼灸医療技術開発特論」、「看護技術開発特論」の3科目を設け、各分野の最新の知見、理論、技術を教授する。指導教員との話し合いにもとづく指導により自身の専門領域に最も近い科目を1科目以上選択させる。

② 専門演習科目

後期専門演習は、指導教員または研究テーマに近い領域を専門とする教員の下で、前半は研究テーマに関する最新知識及び研究手法について論文や資料を読んで教員と議論しながら具体的な技術や解決法を模索し体得する。後半は、各学生の研究領域及び医療資格に最も近い臨床現場に出向き、参与観察を行いながら医療における具体的な課題を抽出し、それを解決あるいは改良できるような研究を構想する作業に取り組ませる。このことにより、医療に直接的に貢献できるような研究の着想を臨床現場から得る機会を与えるとともに、常に患

者の立場を意識した医療発展やシステム改善を目指す態度を身に付けさせる。

なお本学は、以下の病院、医療法人、及び社会福祉法人と提携を結んでおり、すでに教員の研究・研修や学部学生の臨地実習を通して交流を行っている。

大阪急性期・総合医療センター

大阪国際がんセンター

医療法人 協和会

医療法人 錦秀会

社会福祉法人 帝塚山福祉会

北野病院

南大阪病院

関西メディカル病院

東大阪病院

後期専門演習は、これらの施設、本学園附属医療関連施設、またはその他の本学と学術的・教育的交流のある施設・企業の中から学生の専門領域に最も近いと思われる臨床現場を選択して臨床活動の観察やカンファレンスへの参加を依頼することにより実施する予定である。

③特別研究科目

後期特別研究Ⅰ～Ⅲは、学位論文作成に直接関わる1～3年次まで継続される科目である。学年ごとに分けて単位を修得させるため、各学年に対応させて後期特別研究Ⅰ、後期特別研究Ⅱ、後期特別研究Ⅲとした。指導教員の専門領域の範囲内で医療科学に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、論文作成、そして投稿まで、自立して研究活動を行うために必要なすべての過程を含んでいる。この科目を通して、高度な専門的職業人となるための具体的なトレーニングが繰り返され、その結果、医療科学の領域における新たな知見が得られることが期待される。

5. 教育研究の柱となる分野

本専攻博士後期課程における教育研究の柱となる領域は、健康機能科学系と医療技術開発系の2つである。以下にその概要を述べる。

1)健康機能科学系

健康機能科学系においては、医療科学におけるメカニズム解明や実験モデル構築により、将来の医療技術開発につながるような研究を行う。本専攻博士後

期課程においては、たとえ基礎研究であっても臨床応用や実用化につながる視点やアプローチを重視している。したがって、人の健康や病態を臓器、器官、組織、細胞、分子といった要素還元的なアプローチで分析することに止まらず、その先の、各要素が統合されてシステムとしてどのように機能するのか（調節機構や適応機構の解明）、さらには実際に人の治療や検査での応用可能性があるのか（トランスレーショナルリサーチ）を見据えた研究を行う。

本領域に相当する特論科目は「システム生理学」、「臨床神経解剖学特論」、「分子治療学特論」、「分子病態検査学特論」の4科目であり、これらの分野で研究実績のある指導教員が特別研究科目を担当する。

2) 医療技術開発系

医療技術開発系においては、医療科学における臨床に即した観点から医療技術の開発・検証・改良に関する研究を行う。すなわち、健康機能科学系と比較すると医療現場の質の向上により直接的に貢献する研究テーマが選択される。本専攻博士後期課程においては、特に高齢化社会においてさらに需要が増すと予想される介護予防、認知症予防、鍼灸、がん看護、周手術期看護における医療技術開発を重点的に行う。

本領域に相当する特論科目は「介護予防技術開発特論」、「鍼灸医療技術開発特論」、「看護技術開発特論」の3科目であり、これらの分野で研究実績のある指導教員が特別研究科目を担当する。

第4章 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員の配置

教員は、大学教員としてふさわしい科学的思考、研究倫理、及び教育経験を身につけた者のうち、①医療における高度な専門的職業人を育成した経験のある者、あるいは②医療または健康に関する高度な研究とその指導を行った経験のある者から選定して配置する。いずれも各専門分野において十分な研究業績があり臨床現場や医療の事情に詳しい、上述の「教育研究の柱となる領域」のいずれかにおいて専門的な知識と技術を教授できる者である。

表2に示すように、教員はいずれも博士の学位を有しており、2名を除いて医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、看護師、鍼灸師、柔道整復師のいずれかの医療資格を有している。医療資格を持たない2名についても、呼吸・循環・代謝の生理学者であり、医療に直結した領域での教育研究業務に従事してきた

者である。したがって、医療における臨床、研究、教育の経験を持った教員組織であり、医療における高度な専門的職業人を育成するのに適した人材を配置していると考えている。また、全員が博士の学位を有していることから、それぞれの専門分野における研究能力も保証されている。

表2 教員組織の編成

専攻	分野	保有学位	教授	准教授	講師	医療資格
医療科学	健康機能科学系	博士(医学)／医学博士	5 1	1	1	医師 5 鍼灸師 1 柔道整復師 1 なし(基礎研究者) 1
		博士(学術)	1			なし(基礎研究者) 1
		博士(歯学)	1			歯科医師 1
		博士(保健学)	1			臨床検査技師 1
	医療技術開発系	博士(医学)	1 1	2		作業療法士 1 鍼灸師 1 理学療法士 2
		博士(工学)	1			看護師 1
		博士(保健学)	1			鍼灸師 1
		博士(看護学)	1			看護師 1

2. 教員の年齢と性別

教員組織の年齢別構成は、開設年度において30歳代が1名、40歳代が5名、50歳代が8名、60歳代が1名、70歳代前半が3名と、教育研究経験豊富で体力的にも余裕のある50歳代をピークとしている。60歳代及び70歳代の教員は、本学の定年年齢が60歳であることから、森ノ宮医療大学の教員等定年規程、再雇用規程、及び教育職員の任期制に関する規則（**資料2、3、4**）にもとづいて雇用した教育研究に活動的な教員のみであり、次世代の大学院を担う若手教員の指導や大学院運営に関する助言を行うことも重要な役割としている。

定年を超えた教育職員については、教育研究水準に支障をきたさないで世代交代が円滑に行われるよう将来の教員配置計画を立て、退任する教員の専門性を考慮し、適宜後任を補充する。（表3）

教員配置計画の平成34年度目標（表3）を達成するために、学内の博士後期課程の准教授・講師を昇任、及び修士課程の准教授を補充できるよう、研究業績を積み重ねるための研究費や研究日を設けることにより支援する。特に、開設時に70歳代前半の教員（医師2名、看護師1名）及び60歳代後半の教員（医師1名）に代わって業務を遂行できる40歳代の同分野の教員の活発な教育研究活動を奨励し、結果として40～50歳代の教員数がピークとなる配置を目指す。なお、

内部昇格では困難と判断した場合には、公募で適格な教員を採用することによってこの目標を達成する。

表3 将来の教員配置計画

			30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計
開設時	健康機能 科学系	教授		2	4	1	2	9
		准教授		1				1
		講師	1					1
		計	1	3	4	1	2	11
	医療技術 開発系	教授		0	4	0	1	5
		准教授		2				2
		講師						0
		計	0	2	4	0	1	7
	計		1	5	8	1	3	18
平成 34 年度 目標	健康機能 科学系	教授		1(昇任 1)	6*		(退任 3*)	7
		准教授	1(昇任)	2(補充 2)				3
		講師						0
		計	1	3	6	0	0	10
	医療技術 開発系	教授		2(昇任 2)	3	1*	(退任 1)	6
		准教授		2(補充 2)				2
		講師						0
		計	0	4	3	1	0	8
	計		1	7	9	1	0	18

* 40 歳代から 50 歳代への移行が 2 名、50 歳代から 60 歳代への移行が 1 名、60 歳代から 70 歳代への移行が 1 名

年齢については、男性教員が14名、女性教員が4名であり、男性教員が多い傾向にある。女性教員の医療資格は医師（1名）、看護師（2名）、理学療法士（1名）であり、女性の学生が在籍した場合のジェンダーに関わる問題や悩みが生じた場合にも同性がアドバイスやサポートができると考えている。

第5章 教育方法、履修指導方法及び修了要件

1. 教育方法

1学年の定員を2名（3学年計6名）とし、少人数制で個別の学術的・キャリア的背景と志向に対応した教育指導を行う。学生の希望にもとづいて研究テーマを決定するとともに、本人の医療資格、能力、経験、性格、興味、将来性などを十分考慮して指導を行う。このことを可能にするため、学生1人に対して、研究指導教員と副研究指導教員の2名が履修指導や研究指導にあたる。

研究指導教員は専門領域の研究指導を直接行い、副研究指導教員はその補佐と学術的助言を行うとともに研究指導が適正かつ円滑に行われているかについても評価し指摘する。研究指導教員は、学生が希望する研究テーマに加え、本人の医療資格や将来の方向性などを勘案しながら、教員の研究業績にもとづく指導可能性を踏まえて専任教員から選任する。副研究指導教員は、研究テーマと関連する領域で実績を有する教員から適切と思われる者を選任する。研究指導教員と副研究指導教員は研究科委員会で決定する。

後期特別研究すなわち博士論文作成の順調な進行の確認と修正を行うため、1年次後期にプロトコール公聴会、2年次後期に中間報告公聴会を行う。中間報告は博士論文のための研究が順調に進行しているか否かと、本人の理解度や研究能力が十分に備わっているか否かをプレゼンテーションと質疑応答によって直接確認するものであり、①抄録、②スライド、③発表の手法、④背景・目的の明確さ、⑤研究計画の妥当性、⑥研究の質・独創性、⑦倫理的配慮・手続き、⑧質問に対する返答、⑨研究の進行具合、⑩本人の理解度、の10項目についてそれぞれ「A」（優れている）・「B」（標準レベルをクリアしている）・「C」（要改善）の3段階評価を行い、すべてB以上であることを後期特別研究Ⅱの単位授与の条件とする。C評価が含まれる学生には、補講による指導を行ったうえで年度内に再試験に相当する再報告を行わせることによりB評価に引き上げられる機会を与える。なお、学術雑誌への投稿は、この中間報告発表における質疑応答と問題点指摘を踏まえて原稿を修正してから行わせることとする。また、2年次と3年次に学内で実施する研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを受講しなければ、2年次の中間報告公聴会、3年次の博士論文提出についてそれぞれ認めないこととする。

2. 履修指導

履修指導は、学生個別の医療資格、修士レベルまで行ってきた研究内容、及び将来の志望進路などを勘案しながら、学生、研究指導教員、及び副研究指導教員の3者による話し合いを経て基本方針を決定する。

共通科目で必修3科目すなわち6単位を修得し、専門科目は自身の専門領域に最も近い選択科目の特論2単位以上、後期専門演習2単位、及び後期特別研究Ⅰ～Ⅲ12単位を含む22単位以上を修得させる。

1) 履修モデル

以下に、想定されるケースを3つ挙げて履修モデルを示す。

履修モデル①: 修士号を有する看護師で地域の中核病院の管理職志望

年次 学期	共通科目	専門科目				備 考
		特論科目		専門演習科目	特別研究科目	
		健康機能 科学系	医療技術 開発系			
1年 前期	医療科学概論 （必修・2単位） 医療科学研究 方法論 （必修・2単位） 研究倫理特論 （必修・2単位）				後期特別研究 Ⅰ （必修・4単位）	
1年 後期			看護技術開 発特論 （選択・2単位）	後期専門演習 （必修・2単位）		
2年 前期					後期特別研究 Ⅱ （必修・4単位）	
2年 後期						
3年 前期					後期特別研究 Ⅲ （必修・4単位）	学会発表 英語検定
3年 後期						
修了 要件 単位数	6単位		2単位	2単位	12単位	計22単位

- 1) 共通科目の必修3科目で医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、医療科学の基礎的素養を涵養するとともに専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。
- 2) 特論科目は看護技術開発特論（2単位）を履修させ、当該分野における質の高い特別研究を行う知識と技術を身に付ける。
- 3) 後期専門演習において提携先病院の看護部門の見学を行わせることによって、看護の臨床現場から具体的な課題を抽出させる。
- 4) そこから得られた課題を後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反映させることによって、医療科学における看護技術またはシステム開発に関するテーマの研究を遂行させる。

履修モデル②: 修士号を有する臨床検査技師で検査会社の管理職志望

年次 学期	共通科目	専門科目				備 考
		特論科目		専門演習科目	特別研究科目	
		健康機能 科学系	医療技術 開発系			
1年 前期	医療科学概論 （必修・2単位） 医療科学研究 方法論 （必修・2単位） 研究倫理特論 （必修・2単位）				後期特別研究 Ⅰ （必修・4単位）	
1年 後期		分子病態検 査学特論 （選択・2単位）		後期専門演習 （必修・2単位）		研究倫理セミ ナー 倫理審査 プロトコル発 表会
2年 前期					後期特別研究 Ⅱ （必修・4単位）	
2年 後期						研究倫理セミ ナー 中間報告会 論文投稿
3年 前期					後期特別研究 Ⅲ （必修・4単位）	学会発表 英語検定
3年 後期						研究倫理セミ ナー 公聴会 論文審査 最終試験
修了 要件 単位数	6単位	2単位		2単位	12単位	計22単位

- 1) 共通科目の必修3科目で医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、医療科学の基礎的素養を涵養するとともに専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。
- 2) 特論科目は分子病態検査学特論（2単位）を履修させ、当該分野における質の高い特別研究を行う知識と技術を身に付ける。
- 3) 後期専門演習において提携先病院の臨床検査部門または検査会社の後期特別研究テーマに近い部門の見学を行わせることによって、臨床検査の現場から具体的な課題を抽出させる。
- 4) そこから得られた課題を後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反映させることによって、メカニズム解明、実験モデル構築、または検査技術開発に関するテーマの研究を遂行させる。

履修モデル③: 修士号を有する理学療法士で大学教員志望

年次 学期	共通科目	専門科目				備 考
		特論科目		専門演習科目	特別研究科目	
		健康機能 科学系	医療技術 開発系			
1年 前期	医療科学概論 （必修・2単位） 医療科学研究 方法論 （必修・2単位） 研究倫理特論 （必修・2単位） 医史学・医療社 会学概論 （選択・1単位）				後期特別研究 Ⅰ （必修・4単位）	
1年 後期			介護予防技 術開発特論 （選択・2単位）	後期専門演習 （必修・2単位）		研究倫理セミ ナー 倫理審査 プロトコール発 表会
2年 前期					後期特別研究 Ⅱ （必修・4単位）	
2年 後期						研究倫理セミ ナー 中間報告会 論文投稿
3年 前期					後期特別研究 Ⅲ （必修・4単位）	学会発表 英語検定
3年 後期						研究倫理セミ ナー 公聴会 論文審査 最終試験
修了 要件 単位数	6単位		2単位	2単位	12単位	計22単位

- 1) 共通科目の必修3科目で医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、医療科学の基礎的素養を涵養するとともに専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築く。また、選択1科目で保健医療の様々な側面を概観し、医療科学の位置づけと保健医療教育研究の方向性についての考察を深める。
- 2) 特論科目は介護予防技術開発特論（2単位）を履修させ、当該分野における質の高い特別研究を行う知識と技術を身に付ける。
- 3) 後期専門演習において提携先病院のリハビリテーション部門の見学を行わせることによって、理学療法の臨床現場から具体的な課題を抽出させる。
- 4) そこから得られた課題を後期特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに反映させることによって、医療科学におけるリハビリテーション技術またはシステム開発に関するテーマの研究を遂行させる。

2)入学時の履修に関するガイダンス

入学時に入学者全員に対し履修に関するガイダンスを行う。本博士後期課程の教育理念・目的・目標、教育課程の編成方針、時間割、履修方法、研究の進行計画、博士論文審査等について十分な説明を行う。なお、研究の進行計画については、研究場所の確保、倫理審査会の審査、博士論文の提出時期、博士論文の審査時期と方法、最終試験等に関する詳細な説明を含む。

3)個別の履修計画指導

博士後期課程の入学者については、本学修士課程修了者だけではなく、他の医療系大学の教員あるいは医療施設に在職のまま就学する者がいると予想される。そのため、入学者の希望する履修内容と修了までの在学期間における履修計画については個別に確認し指導する。

3. 研究指導のスケジュール

表4に研究指導の標準的なスケジュールを示す。

表4 研究指導の標準的スケジュール

	学生	正副指導教員による 個別指導	研究科委員会	
1 年前期	4 月 履修科目・テーマの決定 5 月 先行研究レビュー 6 月 先行研究レビュー 7 月 研究計画立案 8 月 研究計画書作成開始	履修・テーマ設定指導(正) 研究計画の指導(正) 研究計画書作成指導(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副))	研究指導教員の決定 学生と研究指導教員の話し合い による副研究指導教員の決定	
1 年後期	10 月 倫理審査申請書類作成 11 月 研究倫理セミナー受講 12 月 倫理審査申請書提出 1 月 倫理審査書類修正 2 月 プロトコル発表 3 月 プロトコル修正	倫理審査書類指導(正・副) 研究計画書修正終了(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副)) プロトコル発表指導(正) 発表会後に修正指導(正・副)	研究倫理セミナー開催 研究支援センター各部会で倫理審査 倫理審査書類の修正指示・承認 プロトコル発表会開催 1 年次履修科目単位認定	
2 年前期	4 月 データ収集 5 月 データ収集 6 月 データ収集 7 月 データ収集 8 月 データ分析・解釈	データ収集指導(正) データ収集指導(正) データ収集指導(正) データ収集指導(正) データ解析指導(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副))		
2 年後期	10 月 論文執筆開始 11 月 研究倫理セミナー受講 12 月 論文執筆、学会抄録応募 1 月 論文執筆、中間報告準備 2 月 中間報告発表 3 月 論文修正、学会誌投稿	論文執筆指導(正) 論文執筆指導(正) 学会抄録執筆指導(正・副) 中間報告発表指導(正・副) 中間報告後修正指導(正・副) 学会誌投稿指導(正・副)	研究倫理セミナー開催 研究中間報告会開催 2 年次履修科目単位認定	
3 年前期	4 月 査読対応、論文再提出 5 月 学会発表準備 6 月 学会発表、質疑応答対応 7 月 博士論文執筆 8 月 博士論文執筆	査読対応指導(正) 学会発表準備指導(正) 学会発表指導(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副)) 博士論文執筆指導(正) 博士論文執筆指導(正)		
3 年後期	10 月 博士論文執筆 11 月 博士論文執筆 12 月 研究倫理セミナー受講 1 月 審査用論文提出 公聴会発表 2 月 博士論文修正・提出 3 月 修了	博士論文執筆指導(正) 博士論文執筆指導(正) 公聴会発表準備指導(正) 博士論文修正指導(正・副) 博士論文修正指導(正) (以上の手順の適正性チェック・助言(副))	学位審査会組織 委員選定・指名 研究倫理セミナー開催 公聴会開催 博士論文受付 学位授与判定←	(学位審査会) 主査 1、副査 3 名 予備審査、公聴会 評価、修正指示 本審査 ←審査結果報告
			3 年次履修単位認定、学位授与	

「後期特別研究Ⅰ～Ⅲ」は、1年次から3年次まで継続して履修することとし、同一の研究指導教員によって指導する。学生は研究指導教員による指導のもと、研究テーマに関する先行研究を踏まえ、それぞれの分野の質の高い研究テーマを設定し、研究計画を立案したうえで、研究活動を展開する。研究指導教員は、学生が研究から得られた成果を博士論文として完成できるよう指導する。副研究指導教員は医療科学研究の一般的なルールに鑑みて学術的助言を行うとともに研究指導が適正かつ円滑に行われているかについて評価し指摘する。3年間の標準的スケジュール概要は、以下の通りである。

①1年次

前期において研究指導教員は、個別指導により学生の研究テーマの設定と研究計画書作成についての指導を行う。各分野の特論の学修を踏まえながら、学生の研究活動に関する動機づけを行うとともに、本博士後期課程に適合した研究テーマの設定に向けて始動する。副研究指導教員は、先行研究レビュー、文献検索、及び研究計画書書式などが通常の医療科学研究の手順を踏んだ適正なものであるかチェックし、不十分な側面があれば指摘し改善を求める。

後期において研究指導教員は、学生の後期専門演習における学修を踏まえながら、研究テーマを医療科学的に探究するにふさわしい研究の理論と方法論を用いた研究計画書が完成できるよう指摘や修正を加える。また、研究支援センターの研究倫理審査部会または動物実験部会への倫理審査申請に向けて指導する。副研究指導教員は、研究計画書が一般的な研究の手順に沿ったものであるかどうか、倫理的に問題がないかをチェックし、倫理審査申請書類の書式や内容についても問題点があれば指摘して改善を求める。

②2年次

データ収集を開始させ、データ分析・解釈について指導する。研究指導教員は学生データの収集、分析等、研究の進捗状況を確認しながら適切に遂行できるよう指導する。後期には主に学会発表、論文作成及び投稿に向けて指導をする。副研究指導教員は、研究が適正かつ円滑に行われているかどうかチェックし問題があれば指摘して改善を求めるとともに、論文作成から投稿までの一連の流れについて遵守すべき投稿規程や国際的ルールに照らして助言を行う。

③3年次

研究指導教員は投稿論文の査読への対応、学会発表、及び博士論文執筆について指導する。副研究指導教員は、学生の研究の進捗状況を確認し、スケジュール通りに論文の投稿・掲載・学会発表ができているか評価し、問題があれば指摘して改善を促す。また、博士論文執筆と公聴会発表の準備が通常的な手順に沿って行われるよう助言する。

なお、表4及び上述のとおり、研究成果を学外の査読付き学術雑誌論文に投稿させ査読を経て掲載すること、また、専門領域の学会に演題を応募して発表することにより、学内の教員だけでなく外部の専門家の評価を受けることになる。このことによって博士（医療科学）の学位の質が担保されると考えている。

4. 研究指導

本章「1. 教育方法」で述べたとおり、研究指導は研究指導教員と副研究指導教員の2名が担当する。

研究指導教員は、専門領域の研究指導を直接行い、研究テーマの設定、先行研究論文の紹介、研究計画の立案、研究技法のトレーニング、倫理審査申請、研究発表会、データの収集と解析、考察、中間報告会発表、学会発表、論文の執筆、査読への対応、公聴会発表、博士論文の提出など、学位取得に至るまでのすべての研究活動に対して責任をもって指導する。研究指導教員は研究進行状況や指導内容の詳細を副研究指導教員に伝え、意見を聞き入れて学生に対する研究指導の質を高めることに努めなければならない。研究指導教員は当該領域で指導可能な研究業績をもつ教員の中から研究科委員会で決定する。

副研究指導教員は、研究指導教員から研究進行状況や指導内容に関する報告を受け、それに対してより良い研究指導及び研究環境を実現するための意見を提示する。また、先行研究論文検索方法、研究計画書の体裁や論理性、倫理審査申請の書式や内容、統計解析、研究発表のスライドやプレゼンテーション技法、論文の体裁や論理展開など、すべての研究テーマに共通するような知識や技法について研究指導教員とともに指導及び助言を行う。さらに、研究指導教員と学生の間で思考や信念の一方的な押し付けやハラスメントが生じないように監視するとともに、頻繁に両者の対話や通信に関与することによって学生が精神的に追い込まれたり孤独を感じたりしないよう常に配慮する。したがって、研究指導教員と学生が異性の場合は可能な限り学生と同性の副研究指導教員が任命されるよう努める。前述のとおり、副研究指導教員は、研究テーマと関連する領域で実績を有する教員から適切と思われる候補者を、学生と研究指導教員の話し合いによって選び、研究科委員会で決定する。

以上のように、研究指導教員と副研究指導教員の連携によって適切な研究指導体制と研究環境を構築して、博士（医療科学）の学位を有するにふさわしい研究と学位論文の質を目指すこととする。

なお、研究テーマについては、修業年限が3年間という長期間に及ぶことを鑑み、研究内容の質の向上、及び入学後に研究領域や研究指導教員のミスマッチに気づくなどのトラブルを避けるため、必要に応じて入学前から指導可能な教

員や研究科長との事前相談を認める。

5. 修了要件

1) 単位

博士後期課程に3年以上在学し、共通科目の必修6単位、専門科目の選択科目の特論2単位以上、後期専門演習2単位、後期特別研究Ⅰ～Ⅲ12単位の計22単位以上を修得する。

1単位あたりの時間数は、共通科目、特論、演習については15時間とし、特別研究科目については当該授業時間の教育効果や授業時間以外に必要な学習等を考慮して30時間とする。

2) 学位認定の基準

学位認定は、学位認定に関する規程（**資料5**）及び細則（**資料6**）にもとづいて実施する。以下の3要件を満たす必要がある。

- ①上記の22単位以上を修得
- ②博士論文提出までに、学外の査読付き学術雑誌論文（医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに収載されているもの）に1編以上の論文掲載（掲載確定通知も可）及び学会での1回以上の研究成果発表
- ③博士論文の審査及び最終試験に合格

博士論文提出と同時に副論文の提出を認める。副論文は、特別研究科目の履修課程で行った研究活動の知見を博士論文とは別に執筆して投稿し、査読付き論文として医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに収載されている学術雑誌に掲載されたものとする。なお、副論文は博士論文の審査の際に博士論文の内容や結論を補足するとともに研究方法論の妥当性を支持・補強する参考として必要であれば提出を認めるものであり、義務ではない。また、3年次に英検IBAまたはTOEFL iBTテストを受験させ、そのスコアを学位論文提出時の英語力判断材料とする。

提出される博士論文の書式と体裁を統一するため、学生に学位論文提出の手引き（**資料7**）を配布し遵守させる。

学位認定はディプロマ・ポリシーに掲げた【臨床貢献】（DP1）、【指導能力】（DP2）、【研究能力】（DP3）、【研究倫理】（DP4）に適合するレベルに達しているかどうかを基準とする。①「上記の22単位以上を修得」によって、**資料1**のカリキュラムマップに示したDP1～4すべてに対応・関連する授業科目が履修

されていることになる。②「博士論文提出までに、学外の査読付き学術雑誌論文（医中誌WebやPubMedなど主要な医療系文献データベースに収載されているもの）に1編以上の論文掲載（掲載確定通知も可）及び学会での1回以上の研究成果発表」によって、博士論文を提出する資格として最低限の論文執筆及び学会発表の能力があること、すなわちDP3及びDP4の達成度が確認できる。さらに、この過程には筆頭著者としての研究統括力すなわちリーダーシップが求められるのでDP3の達成度も評価できる。③「博士論文の審査及び最終試験に合格」によって、DP1～DP4すべてに適合するレベルに達しているか否かが総合的に評価できる。

6. 博士論文審査体制

研究科委員会は博士論文ごとに教員4名で構成する学位審査会を設ける。審査委員は、研究科委員会で承認のうえ指名し、主査1名、副査3名で編成する。主査・副査は研究指導教員、副研究指導教員以外の大学院博士後期課程教員とする。ただし、論文審査の専門性、客観性、及び公平性を担保するために必要と認めた時は、学外の専門家を2名まで加えることができる。

論文審査に先立ち、審査委員名、審査日程等を公表する。審査委員は博士論文の審査を行うとともに、厳格性、客観性、及び透明性を担保するために公聴会での公開による口頭発表と質疑による最終試験を実施する。博士論文の審査基準は以下のとおりである。すべての項目において3を標準とし、1と評定された項目については改善を求める。

ディプロマ・ポリシーにもとづく 評価ポイント	評 価（5段階） 5：非常に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや劣っている 1：劣っている
DP①【臨床貢献】	
直接または間接的な臨床への貢献度またはその可能性	5・4・3・2・1
DP②【指導能力】	
発想、マネージメント、説明等から見えるプロジェクト主導力	5・4・3・2・1
質疑に対する冷静な分析・対応と的確で論理的な回答	5・4・3・2・1
DP③【研究能力】	
独創性と新知見	5・4・3・2・1
研究方法の妥当性	5・4・3・2・1
十分なデータ提示	5・4・3・2・1
正しい統計解析またはデータの解釈	5・4・3・2・1

執筆能力（論理性、明確な論旨、深い考察、文章表現等）	5・4・3・2・1
図表の正確さ・見やすさ	5・4・3・2・1
引用文献・参考文献の適切性	5・4・3・2・1
結論の妥当性	5・4・3・2・1
論文内容のタイトルへの適切な反映と要旨における適切な要約	5・4・3・2・1
DP④【研究倫理】	
患者、被験者、または被験動物に対する倫理的配慮とその実行	5・4・3・2・1
ヘルシンキ宣言、文科省・厚労省の指針等、関連ルールの遵守	5・4・3・2・1
倫理審査承認、臨床試験登録等、必要な手続きの実施と適時性	5・4・3・2・1
利益相反マネジメントの適切性（該当しない旨の申告も含む）	5・4・3・2・1
研究不正が疑われないための適切な処置（記録、保存、開示等）	5・4・3・2・1
その他	
（具体的に評価したポイントを挙げる）	5・4・3・2・1

なお、論文の審査にあたっては、公聴会と学位審査委員による学内評価だけでなく、学会発表における質疑応答内容や論文投稿における査読内容についても学外評価・意見として活用し、論文審査の評価材料とする。また、副論文における筆頭著者、あるいは関連研究プロジェクトや研究助成の研究代表者であることなども指導能力や研究能力の達成度として勘案する。

最終試験の後、研究科委員会は学位審査会の結果報告にもとづき審議し、学位授与の可否について議決する。

7. 博士論文の公表方法

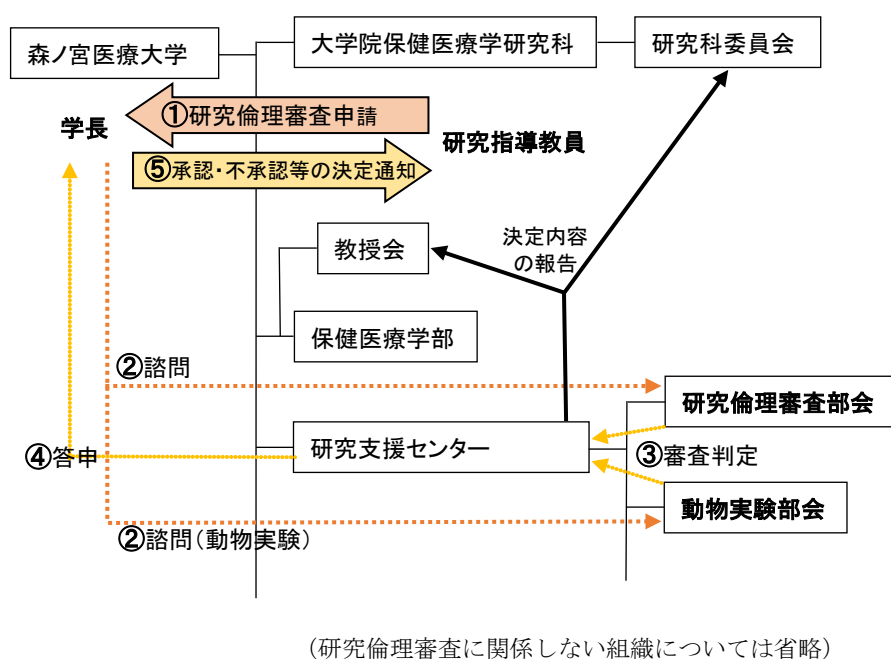
博士（医療科学）の学位を授与されたものは、当該学位を授与された日から1年以内に、学位授与の対象となった学位論文を印刷し、公表することとする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷し、公表することができるものとする。

学位論文は、本学保健医療学研究科及び本学図書館に保存するとともに、外部からの閲覧を可能とするため、国立国会図書館に納本し、またインターネットでも公表する。

8. 研究の倫理審査体制

本博士後期課程で行おうとする研究で倫理的な問題を生じる可能性が予測さ

れる場合は、研究を開始する前に、研究指導教員が学長に研究計画等に関する研究倫理審査申請をしなければならない。学長は、申請のあった研究計画等について本学研究支援センターの研究倫理審査部会または動物実験部会に諮問する。上記各部会は、規程にもとづき研究等の実施可否及びその他専門的事項について審査し、その判定結果を研究支援センターを経て学長に答申する。この答申を受けて学長は申請のあった研究計画等について承認、条件付き承認、変更の勧告、不承認、または非該当とする旨を申請者に通知する。



研究倫理審査に関わる組織の役割と審査のフローチャート

研究倫理審査の組織及び運営の詳細に関しては、森ノ宮医療大学業務分掌規程（資料8）、森ノ宮医療大学研究倫理審査部会規程（資料9-1）、森ノ宮医療大学動物実験規程（資料9-2）、及び森ノ宮医療大学動物実験部会規程（資料9-3）に規定している。

第6章 施設、設備の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

校地は平成18年に大阪市住之江区南港北1丁目26番16号（地番：1丁目39番1号）に7,683.81㎡の土地（容積率800%）を大阪市から購入し、平成20年に隣接する同南港北1丁目39番2号に8,311.43㎡を追加購入、さらに平成28年に隣

接する同南港北1丁目40番1号～3号、8号～9号に16,941.41㎡を追加購入したことにより、合計32,936.65㎡を保有している。大阪市営地下鉄中央線のコスモスクエア駅から徒歩約1分の場所にあり、学生の通学や教職員の通勤に高い利便性と、市民に開かれた大学としての役割を担うことができる立地条件である。

近隣には、高層マンションやオフィスビルが林立し、徒歩5分圏内には入国管理局や大阪府咲洲庁舎等があり、行政との連携を積極的に行っている。一方、海辺等の自然が間近にあり、学生と市民が触れ合うことができる憩いの場を介し、豊かな人間性を醸成し、学生に活力をもたらし、専門職医療人の育成の環境としてふさわしい立地であると考えている。

2. 校舎等施設の整備計画

現有校舎は「東棟」（延床面積7,193.15㎡）、「学生食堂棟」（同603.63㎡）と「西棟」（同4,523.74㎡）、「南棟」（同11,499.8㎡）などがある。

1) 講義室・演習室

講義室及び演習室は学部、修士課程の講義室、演習室を共用する。特に博士後期課程が使用するものとして、南棟4階の小講義室2室を整備する。

2) 実験室・実習室及び教育・研究機材、器具等

実験室及び実習室については基本的に学部、修士課程と共用することとし、教育・研究機材、器具などの備品についても学部、修士課程と共用することとする。また、専任教員の研究室も学部、修士課程と共用することとする。学部や大学院（修士課程）との共用でも支障なく使用できるよう、配慮して時間割を組む。

資料10で博士後期課程の時間割を示す。

3) 学生の研究室

学生の研究室については南棟4階に整備する。また、博士後期課程の学生用の机、椅子、ロッカー、パソコンを人数分用意し、研究体制の充実を図る。

資料11で院生研究室の見取図を示す。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

2007年の開学以降、医療系大学に必要な専門分野の資料を積極的に収集すると同時に、高度教育機関として、教養関連の資料の充実に尽力してきた。9年目を迎える2016年5月には新校舎へ移転。資料の所蔵容量を大幅に増やした。「豊かな感性と高い倫理観に加え、チーム医療の実践に求められる幅広い知識・高度な専門技術・コミュニケーション能力を有する専門職医療人を育成する。」という大学の目的に基づき、「チーム医療」に重点を置いて更なる資料の充実に努めている。

専攻の設置に向けて、下記に記載の点において準備し、都度、整備を進める。

1) 図書館の整備計画

新校舎の2階部分に開設され、面積は10,27.17m²。

図書収容能力は約8万冊、閲覧座席数は150席である。開館時間は平日8時から20時30分、実習中の学生も利用できるよう、土曜日は11時から17時まで開館している。早朝の講義前の朝活支援と、講義後の復習支援にも力を注いでおり、必須科目の講義と連携し、毎年、全学科・専攻を対象としてクラス内容に合った図書館ガイダンスを実施している。

ソファとカウンター完備の、蓋つき飲み物が持込可能なブラウジングスペースを設置する一方で、私語を一切禁止としたクワイエットスペースを設置。くつろげる環境と自習学習に集中する環境の両者を提供することで利用者の多様なニーズに沿った環境を提供している。

グループ学習室を3室設置し、ノートパソコンを持ち込んでのプレゼンテーション練習や、視聴覚資料を用いたグループ学習が可能になっている。

館内はWiFi環境が完備され、貸出用ノートパソコン10台、電子情報の閲覧及び情報検索用常設パソコン55台と、プリンター5台を設置し、ノートパソコンからも出力が可能。利用者の多様なニーズに沿ったパソコン利用を可能としている。

蔵書検索（OPAC）と、データベース検索専用端末を2台設置、図書館入口には磁気ゲートシステム（BDS）を設置し、資料を管理している。

2) 図書資料整備計画

現在、既に所蔵している基礎医学系、看護学系専門分野の資料は充実しているが、改訂版や、新たに出版された基礎科目関連資料を購入することで今後の更なる充実を図るとともに、専門科目の高度な研究を支援するため、専門書に特化した収集を目指す。

毎年1,750万円の資料購入予算が予定されており、各学科・専攻からの教員や学生からのリクエストを反映した所蔵を行っている。

また、教養科目の資料については、常時リクエストを受け付けている他に、学生・教員を主に対象として年2回実施しているブックハンティングイベント時や、2011年から教員を対象に実施している指定・推薦図書制度において募集を行う際に、購入が可能となっている。

学術雑誌の資料整備計画については、既存の医学・保健衛生学およびその他の分野の雑誌253誌（和雑誌209誌、洋雑誌44誌）に加え、臨床工学科の専門雑誌として、和雑誌5誌、外国語雑誌2誌を新たに購入予定である。

電子ジャーナルについては、既存の洋雑誌8誌と和雑誌10誌に加え、上記の洋雑誌の内1誌をオンライン購読可能な雑誌の導入を予定している。

資料12で所蔵雑誌のリストを示す。

3) 他情報機関との協力

国立情報学研究所目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL) に加入しており、全国の情報機関と連携し、文献複写受付・依頼と、相互貸借機能の充実を図っている。

また、私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会に所属し、地区内での相互協力を努めている。

4) 学術情報センターとしての機能

蔵書検索機能 (OPAC) を導入し、学外からの蔵書検索を可能にし、今後も図書館システムのバージョンアップを随時、実施していく。

電子書籍も購入しており、スマホから必要な書籍を閲覧することを可能としている。

また、文献ナビゲーションシステムとして、「360Link」を導入しており、スムーズな文献検索を可能にしている。

更に、実習先などで文献検索ができ、かつ、文献を入手できるよう「ProQuest」「メディカルオンライン」の学外利用サービスを導入し、学外でも学習支援をサポートするシステムを構築している。

第7章 基礎となる学部、修士課程との関係

本学保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的としてい

る（森ノ宮医療大学学則第4条の2 第1項）。また、本学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程は、Evidence-Based Medicine（EBM）とチーム医療の概念を基本として、科学的かつ包括的な観点から課題を分析し処理できる高度な医療専門職業人を養成するとともに、多元的医療システムを理解し受容しながら保健医療の新しい価値観と発想を創り上げることを目的とする。

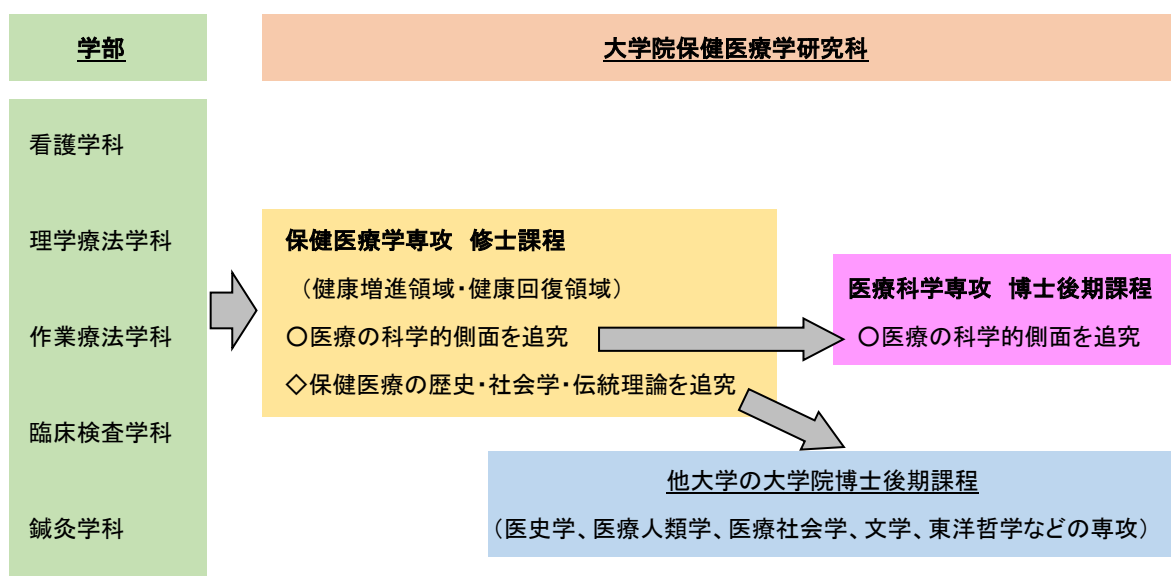
保健医療学部に加えて大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を設置したのは、本学部の4年間では十分に教授できなかったエビデンス創出手法と多元的医療の統合的発想を兼ね備え、医療関連施設や健康増進施設において指導的役割を果たすことができる高度な医療専門職業人を養成するためであり、教育研究に関しては教育研究機関に職を得た場合にも役割を果たすことができる基本的能力を修得させるに止めていた。また、その教育課程は、保健医療学が極めて広範囲にわたる領域に拡大していることを勘案して、科学的手法から生命哲学さらには東洋思想に至るまで多様性を持たせるよう努め、それを本修士課程の特徴としてきた。その保健医療学専攻修士課程のディプロマ・ポリシーは次の通りである。

- ①【知識と理解】EBMに重点を置いた科学的思考様式を身に付けた上で、東洋伝統医療と西洋現代医療の双方の特徴と思想が理解できる。
- ②【技術と行動】現代医療、伝統医療、あるいは代替医療の長短を踏まえた統合的発想にもとづくケア計画の立案と臨床技術の提供ができる。
- ③【意欲と配慮】医学情報の急速な更新に追従する努力を積極的に行うとともに、患者個別のもつ文化的背景や価値観を尊重した対応ができる。
- ④【探究と伝承】人々の健康増進あるいは健康回復のために理想的な保健医療の在り方を追究し、その過程で得た知識・技術・経験を次世代に伝承することができる。

一方、今回設置を計画している保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程は、保健医療学の多様な領域のうち医療の科学的側面に特化して、より高度な専門性と学識を涵養するものである。科学的思考とEBMを基本とすることは保健医療学専攻修士課程と同じであるが、医療科学専攻博士後期課程においては、医療の技術やシステムの開発につながるような、臨床に役立つ医療科学研究を自立して行うことができるとともに、そのような活動を臨床現場のスタッフに指導できるような、さらに高度な知識と管理指導能力を修得させることに主眼を置いている。

本博士後期課程の入学者は、本学の保健医療学部を卒業し、大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を修了した者のうち、医療における科学的側面を追究する活動を行ってきた者を想定している。冒頭に述べたように、多様

で流動的な保健医療学領域のすべてを本学の博士後期課程の学問レベルに引き上げて取り扱うことは本学の規模では現実的に困難である。保健医療の歴史的側面、社会学的観点、あるいは伝統医学理論などを取り扱って修士の学位を取得した本学修士課程修了者で博士後期課程に進学を希望する者には、それぞれ医史学、医療人類学、医療社会学、文学または東洋哲学などの専攻をもつ他大学の大学院博士後期課程の受験を勧めることとする。今回本大学院博士後期課程が目指そうとしているのは医療の科学的側面に特化した医療科学の部分の充実である。



本学の学部及び修士課程から博士後期課程へ進学する場合の専攻選択の絞り込み

なお、本学の大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を修了した者でなくとも、それと同等の学問的背景と学力をもつ学外出身者であれば積極的に受け入れる姿勢である。

本学の学部と大学院教育の関係図及び主要な授業科目等との関係図を**資料13**に示す。保健医療学部には現在5学科(看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、鍼灸学科)が設置されているが、大学院の保健医療学専攻修士課程においては学科別ではなく、追究するテーマが人の健康増進に関わるか健康回復に関わるかによって「健康増進領域」と「健康回復領域」に分けている。修士課程の健康増進領域を主たる領域とするのは本学学部では5学科すべて、健康回復領域を主たる領域とするのは本学学部では鍼灸学科を除く4学科である。

本学の修士課程が代替医療や伝統医療への理解を深めることにも注力していることから、鍼灸学科からは鍼灸医史学、伝統医学理論、代替・統合医療の社

会調査を修士論文テーマとした場合に指導可能な教員も所属しているし、看護学科・理学療法学科も含めて保健医療社会学や保健医療教育を研究テーマとする場合もあり得る。しかしこれらのいわゆる文系的な研究テーマは修士論文レベルまでしか扱わないこととし、それをさらに博士論文のレベルで継続したい学生に対しては他大学の大学院博士後期課程（たとえば医史学、医療社会学、教育学、東洋哲学などの専攻）への進学を勧めることとする。

修士課程において医療の科学的側面を追究した研究テーマで修士（保健医療学）の学位を取得した場合、資料 1 3 に示すとおり、本学大学院医療科学専攻博士後期課程の健康機能科学系または医療技術開発系のいずれかの領域における医療科学的研究テーマとして継承・発展させることができる。こうして、医療の科学的側面に特化した領域に絞り込んで追究し、修士よりもさらに高度な専門的業務を遂行することができる博士（医療科学）の学位をもつ職業人を育成する博士後期課程に位置付けることとする。

第8章. 入学者選抜の概要

1. 医療科学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程では、以下のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）を設定した。

医療科学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本学の大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程は、医療科学の分野について、医療における高度に専門的な臨床業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、医療系の臨床施設あるいは教育研究施設において指導的役割を担う人材を育成することを目的としている。そのような人材となり得る資質を有する学生を選抜するため、本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程では次のような入学者を受け入れる方針を設定している。

- 1) 【基礎的な論文読解能力】自分が専攻しようとしている領域の日本語と英語の先行研究論文の読解・解釈ができる基礎的な知識と技術を有している。
- 2) 【基本的な文章構成能力】自分の考えを論理的にまとめて文章表現できる基本的な知識と技術を有している。

- 3)【医療科学研究への熱意】臨床に役立つ医療科学の研究に専念して、人々の健康に貢献したいという強い熱意と意志をもっている。
- 4)【指導者・管理者としての自覚】医療分野における指導者あるいは管理者となって人材の育成や臨床・教育・研究の発展に身を捧げる覚悟がある。

入学試験において、上記1)を論文読解試験、2)を小論文試験、3)、4)を出願時提出書類と面接試験によって評価する。

以上が、本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシーである。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及びアドミッション・ポリシーをまとめて資料14に示す。

2. 学生の受け入れ

1)入学定員

入学定員は次のとおりとする。

専攻名：医療科学専攻（博士後期課程）

入学定員（名）：2

収容定員（名）：6

2)出願資格

次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者。

- ①修士の学位や専門職学位を有する者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- ⑦本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学の年度当初において24歳に達した者

3) 入学者選抜方法

入学者選抜を行うに当たっては、事前に研究計画・関連する資格の取得状況、実務経験等について、教員との十分な相談、検討を行う機会を設ける。

選抜方法は、論文読解試験、小論文試験、及び面接試験を実施し、試験結果と出願書類を総合的に評価し、選抜する。

- ・論文読解試験：英語及び日本語の論文読解・解釈の知識と技術を評価する。
出題にあたっては英検準1級を目安とした英文問題を作成する。
- ・小論文試験：説得力ある妥当な意見の論理的展開と文章表現を評価する。
- ・面接試験：医療科学研究の具体的構想、人々の健康に対する思い、将来組織のリーダーとなった場合の抱負などに関する質問をしてその返答の内容を評価する。

第9章 管理運営

1. 教学面における管理運営体制

本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築する。

1) 研究科委員会

森ノ宮医療大学 大学院学則及び研究科委員会規程に基づき、以下の教学面における重要事項を審議する。

- ① 教育課程に関すること
- ② 学生の入学、退学、休学、転学及び除籍に関すること
- ③ 学生の賞罰に関すること
- ④ 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生に関すること
- ⑤ 研究科授業担当教員の選考に関すること
- ⑥ 学位の授与に関すること
- ⑦ 研究科長の諮問したこと
- ⑧ その他、研究科の運営に関し重要な事項

また、これらの事項のほか、理事会ならびに学長の諮問した事項を審議する。

研究科委員会の編成は学長、研究科長、研究科担当教員をもって組織する。

研究科委員会の開催については、月1回（毎月第3木曜日）を定例研究科委員会とするほか、必要に応じて臨時研究科委員会を開催することができることとし、研究科委員会の機動的な体制を確保している。

2) 管理運営会議

上記研究科委員会で審議する事項及び重要事項をあらかじめ検討、調整するために、管理運営会議を置く。この構成メンバーは、学長、副学長、学部長、研究科長、専攻科長、学科長、図書館長の他、理事長、法人本部長、事務局長、教務室長、学生支援室長、総務室長、広報室長等で構成し、会議については月1回(毎月第2木曜日)を定例の管理運営会議とする。

2. 研究科委員会に関連する下部組織としての委員会

研究科委員会の運営を適切かつ有効的に行うために、専門的事項を審議、起案、また実行することを目的として、諮問機関として下記委員会を常設し、構成メンバーは各委員会において定める。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営及び授業科目の履修、試験等に関することなどを審議検討し、研究科委員会に上申するため設けている。

2) 自己点検評価・FSD委員会(FSDとはFDとSDを総称する本学独自の造語。以下FSDとする。)

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質向上に資する組織的な取り組みについて検討、提案、具体的運営を図るため設けている。

第10章 自己点検・評価

1. 実施の方法と体制

本学の大学院では、自己点検・評価に関して、必要な事項を定めた「自己点検評価・FSD委員会規程」に則り、「自己点検評価・FSD委員会」を設置して、自己点検・評価に関わる活動を展開している。

自己点検評価・FSD委員会は、法人本部長、学長、研究科長、事務局長及び事務局長を代行できる者、研究科から選出された者等で構成し、積極的に自己点検・評価活動及びFD及びSDへの取り組みを推進する。

教育活動評価の重要な指標として、「授業評価アンケート」を年2回実施しているほか、年に2回、教員どうしが相互に評価をおこなう「公開授業週間」を全学的に実施している。

自己点検・評価は4年に1回実施することになっているが、本学では平成23～25年にかけて毎年実施しており、それぞれの報告書を翌年6月に公表している。

平成25年度分については、平成25年度大学機関別認証評価「自己点検報告書」として平成26年3月に公開した。また、ホームページの「数字で見る森ノ宮医療大学」の中でも各種の教育関連データの公表を行っている。

2. 結果の活用・公表

1) 結果の活用

評価の結果に基づき、成果が到達目標に至った項目については、さらに向上を目指すための検討材料として利用する。また、成果が到達目標に至らず、今後も継続して改善が必要な項目については、「自己点検評価・FSD委員会」と対象部署が協力して原因を追求するとともに、改善の方向性を検討し、随時具体化を図る。また、評価の結果については「中期経営計画」にも反映させている。

2) 評価報告書の作成と公表

各評価項目の評価結果とそれらを集約、分析した結果、見出された課題等の詳細を「自己点検報告書」にまとめている。

自己点検・評価の結果等の関連情報の発信手段としては、大学のホームページや各種制作物を活用して、学内外へ公表している。

3) 評価

各評価項目について、4段階で評価する。さらに、「自己点検評価・FSD委員会」では、評価の指標によって表現しきれない側面、要因、状況等を考慮に入れて結果を総合的に検討、点検し、必要な調整、修正により補正を行い、自己点検・評価を確定する。

自己点検・評価・改善のそれぞれの活動の中でも、大学を改革し発展させるために最も重要なことは、全学を挙げて達成に取り組む姿勢と不断の努力の積み重ねであると考えられる。本学では1年サイクルで「事業報告書（年報）」と「事業計画書」を作成し自己点検・評価を実施している。

3. 評価項目

本学の大学院及び全学科の教育、研究活動に携わる全部門の活動を対象とし、認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構の定める大学評価基準

を基本に、以下の項目について自己点検・評価を行っている。

①使命・目的等

- ・使命・目的及び教育目的の明確性
- ・使命・目的及び教育目的の適切性
- ・使命・目的及び教育目的の有効性

②学修と教授

- ・学生の受入れ
- ・教育課程及び教授方法
- ・学修及び授業の支援
- ・単位認定、卒業・修了認定等
- ・キャリアガイダンス
- ・教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- ・学生サービス
- ・教員の配置・職能開発等
- ・教育環境の整備

③経営・管理と財務

- ・経営の規律と誠実性
- ・理事会の機能
- ・大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- ・コミュニケーションとガバナンス
- ・業務執行体制の機能性
- ・財務基盤と収支
- ・会計

④自己点検・評価

- ・自己点検・評価の適切性
- ・自己点検・評価の誠実性
- ・自己点検・評価の有効性

4. 認証評価

学校教育法第109条において、大学・大学院は政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとされている。

森ノ宮医療大学及び大学院では、平成25年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」による認証評価を受審し、日本高等教育評価機構が定める大学評価

基準に適合しているという大学機関別認証評価を受けた。認定の期間は、平成32（2020）年までとなっている。

今後も次回の認証評価を受けるべく、自己点検・評価・改善計画に則り、教育に関わる様々な情報を集約し、教育の質の保証に向けたシステムを構築するが、今後も「中期計画」とリンクしながらPDCA サイクルを取り入れた取り組みを実施していく。

第11章 情報の公表

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可(届出)申請に関する情報等を刊行物及びホームページによって広く公開している。

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成23（2011）年4月1日より施行された教育情報の公表については、ホームページのトップページに「情報の公表」のタブを設定して、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの事業報告（年報）等の最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、ホームページ上で計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、固定資産明細表）監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。また、財務情報については、別資料を作成し、解説、グラフ等を多用して、分かりやすさに配慮して公表・公開している。

本学では、教育研究活動を含め、大学運営に関わるあらゆる状況について、事業報告書（年報）等の刊行物への掲載やホームページ等により広く周知を図っている。情報の提供は、以下の方法により教育研究活動、入学試験情報、社会活動等に関わる内容を広く提供している。この際、個人情報保護への配慮を怠らないようにしている。なお、情報の提供については、学部等と協働して実施している。

以下の本学のホームページアドレスは細分化されているため、主なアドレスのみ記載している。

①大学の教育研究上の目的に関すること

森ノ宮医療学園の概要や大学の目的、学部の目的、学科の目的（鍼灸学科・理学療法学科・看護学科・臨床検査学科・作業療法学科）を公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/mind.html>

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_1_130902.pdf

②教育研究上の基本組織に関すること

学校法人森ノ宮医療学園の構成等について公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/organizational.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

専任教員数・教員が有する学位及び業績・教員1人当たりの学生数・年齢別教員数・職階別教員数・専任教員数と非常勤教員数の比率等について公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/pdf1_2_140312.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_1_2_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_1_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_3_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_4_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_5_130902.pdf

④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシー、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、就職者（進学者）数、収容定員充足率、入学者推移、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数等について公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_2_1.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_2_2_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_2_6_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_2_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_8_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_12_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_13_130902.pdf

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

各学科の授業科目・単位数・講義概要の検索と一覧表・シラバス照会システム等を公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/syllabus_list.html

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

と(学則からの抜粋)や教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学位授与数と授与率、退学・除籍者数、中退率、留年者数等を公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_5.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_6.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_6_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_9_130902.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/5_1_11_130902.pdf

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎の概要、キャンパスマップ、施設紹介、図書館の概要や学生生活(クラブサークル紹介、学生支援センター、年間スケジュール、学生食堂、下宿・マンション紹介、交通アクセス)について公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_3_1_130902.pdf

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/campus/index.html>

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/guide/access.html>

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用(年間)を公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/1_4_130902.pdf

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の修学に関する支援体制、学生の進路選択に関する支援体制、心身の健康等に関する支援体制について公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/2_5_130902.pdf

⑩その他

1) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検報告書、認証評価の結果等について公表している。

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/certification/jikosaiten.pdf>

<http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/certification/hyouka.pdf>

2) 財務に関する情報

財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書、財務の状況を平易に説明する資料、事業報告書(年報)、事業計画書等を公表している。

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h27_kansa_hokokusho.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h27_kessan_hokokusho.pdf

http://www.morinomiya-u.ac.jp/info/pdf/h27_jigyohokoku.pdf

以上のように、教育情報と財務情報は、刊行物（大学案内・大学ガイド・学生便覧等）と「ホームページ」<http://www.morinomiya-u.ac.jp/>により、学内外すべてに公開されている。

第12章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

教員の資質の維持と向上は、一人ひとりの教員の努力を促すことはもとより、全学的取り組みとして自己点検・評価とFD活動を通して達成を図る。開学当初は学部と連携し、学部と研究科合同の自己点検・評価FSD委員会として活動してきたが、自己点検、評価、FD活動を研究科独自で行えるよう平成27年度より大学院自己点検評価・FSD委員会を新たに設置し活動を行っている。博士後期課程においてもこれら委員会活動を踏襲し、大学院教職員の教育と研究に対する資質の維持と向上について、組織の継続的課題として積極的に取り組むシステムを構築する。

1. SDの実施体制

毎年2回以上、SDに関する研修会等を開催している。平成27年度においては教職員を対象としたものとして、学外から講師を招聘して研究費の取り扱いやリスクマネジメント、他大学の組織改善を事例にした研修会などを開催した。また、若手・中堅職員向けには初任者管理職研修やロジカルシンキング、タイムマネジメントなどに関する研修を実施し、職員の底上げなどを行っている。これらの企画は本学人事制度などに基づき、自己点検・評価FSD委員会において年度計画が検討され、教授会等で承認を受け毎年開催されている。

2. FDの実施体制

本大学院が設置の目的を達成し、医療科学の分野において一定の役割を果たしているかどうかを検討し本来あるべき方向に軌道修正するためには、FD活

動の実践と教員資質の向上及び教員の教育研究活動について適正かつ妥当な評価を行うことが重要である。本学では大学院自己点検・評価FSD委員会においてそれらの活動を支援、実行している。

3. 教育研究活動の適正な評価

1)FD活動について

各教員の研究成果の共有などを目的として「大学院学術セミナー」や授業改善を目的とした研修会、授業アンケート結果の振り返りと改善を目的とした報告会などを年間計画に基づき実施されている。

2)教育活動の評価

担当授業科目や学生指導の内容について、研究指導教員を担当する学生数、中間発表会での特別研究進捗状況、最終発表会における特別研究の質、期末に実施する学生による授業アンケートなどを参考として、教員による自己評価と大学院自己点検・評価FSD委員会による評価を行う。その結果を授業内容改善や時間割編成、カリキュラム編成等の改善にも利用している。

3)研究活動の評価

年度ごとに研究論文数、著書数、研究発表数、外部研究費の受入額、共同研究の状況、学会運営活動などを評価項目として、教員による自己評価及び大学院自己点検・評価FSD委員会による評価を行う。

4)その他の活動報告

社会貢献活動として、マスメディアでの活動、一般市民や企業を対象とした講座、初等・中等教育への参画、政府や自治体の審議会委員、産学連携、ボランティア活動、受賞などを評価項目として、教員による自己評価及び大学院自己点検・評価FSD委員会による評価を行う。

5)教員への評価

教員への評価については、大学院自己点検・評価FSD委員会において先に記載されている教員の様々な活動に対する評価に基づき、総合的に判断する。また、これら評価の結果を受け教員にフィードバックして改善を求め、FDセミナーのテーマ設定の提案を行うなどとともに、昇格や学内研究費配分の客観的根拠として活用するよう研究科委員会に提言する。

設置趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程 カリキュラムマップ
- 資料 2 森ノ宮医療大学 教員等定年規程
- 資料 3 学校法人森ノ宮医療学園 再雇用規程
- 資料 4 森ノ宮医療大学 教育職員等の任期制に関する規程
- 資料 5 森ノ宮医療大学 学位規程（案）
- 資料 6 森ノ宮医療大学大学院 学位審査（博士後期課程）に関する細則（案）
- 資料 7 学位論文提出の手引き
- 資料 8 森ノ宮医療大学 業務分掌規程（抜粋版）
- 資料 9－1 森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程
- 資料 9－2 森ノ宮医療大学動物実験規程
- 資料 9－3 森ノ宮医療大学動物実験部会規程
- 資料 10 保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程 時間割表
- 資料 11 院生研究室の見取図
- 資料 12 森ノ宮医療大学附属図書館 所蔵雑誌リスト
- 資料 13 博士後期課程と学部および修士課程の関係
- 資料 14 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程の3つのポリシー

保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程 カリキュラムマップ

保健医療学研究科医療科学専攻 博士後期課程の目的			医療における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、臨床に役立つ技術やシステムの研究開発を行うことによって、人々の健康の回復及び保持・増進に寄与することを目的とする。						
ディプロマ・ポリシー（DP） （修了認定・学位授与の方針）			DP①【臨床貢献】臨床に役立つ医療科学の研究成果を挙げることによって、医療の質の向上に寄与することができる。 DP②【指導能力】病院または医療系施設・企業において中核的または指導的役割を担うことができる。 DP③【研究能力】医療における科学性を追究する学識と手法を修得し、高度の専門的業務を遂行するにあたって自立して研究を行うことができる。 DP④【研究倫理】高い研究倫理観にもとづいた公正な研究を遂行できるとともに、医療科学におけるリサーチ・インテグリティの維持向上に貢献できる。						
科目区分	授業科目の名称		教育の内容・方法 （カリキュラム・ポリシーより抜粋）	配当 年次	必要 単位	DP① 【臨床貢献】 に対応・関 連	DP② 【指導能力】 に対応・関 連	DP③ 【研究能力】 に対応・関 連	DP④ 【研究倫理】 に対応・関 連
共通科目	医療科学概論		EBM および医療科学に関する基本的概念、基礎知識、研究の具体的手法、および研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築くとともに医療科学に関する幅広い視野をもたせる。	1 前	必修 6 単位 3 科目	○	□		
	医療科学研究方法論			1 前			□	◎	□
	研究倫理特論			1 前			□	□	◎
	医史学・医療社会学概論			1 前	選択	○	□	□	○
専門科目	健康機能科学系	システム生理学特論	基礎研究を行う健康機能科学系またはより臨床に直結した研究を行う医療技術開発系のいずれかで、専門分野を深く追究して当該分野における質の高い特別研究と博士論文執筆を遂行する研究能力を身に付ける。	1 後	選択 2 単位 以上 1 科目 以上	○		○	
		臨床神経解剖学特論		1 後		○		○	
		分子治療学特論		1 後		○		○	
		分子病態検査学特論		1 後		○		○	
	医療技術開発系	介護予防技術開発特論		1 後		◎		○	
		鍼灸医療技術開発特論		1 後		◎		○	
		看護技術開発特論		1 後		◎		○	
	専門演習科目	後期専門演習		1 後		必修 2 単位	◎	◎	○
	特別研究科目	後期特別研究Ⅰ	1 通	必修 12 単位 3 科目	○	◎	◎	○	
		後期特別研究Ⅱ	2 通		○	◎	◎	○	
		後期特別研究Ⅲ	3 通		○	◎	◎	○	

◎: 授業科目が DP に直結しており関連が強い ○: 授業内容が DP に対応している □: 授業内容の一部が DP に関連している

森ノ宮医療大学 教員等定年規程

平成19年4月1日制定

平成22年10月19日改訂

平成26年12月16日改訂

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「大学」という）の教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という）並びに助手の定年に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教員並びに助手は、満60歳に達した後に到来する3月31日をもって定年退職する。但し、大学の学部学科等の設置に係り、就任することが予定されている者は、それぞれの学部学科等の開設後、学年進行が終了する年度末まで在職を認める。

(再雇用)

第3条 前2条にかかわらず、本人が希望する場合で、労使協定に定める選考基準に達した教員は、1年の期間を定めて嘱託教員として、再雇用する。再雇用に関し必要な事項は、別に定める再雇用規程において定める。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在職する教員及び大学の設置に係り、就任することが予定されている者は、第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで在職することができる。
- 3 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程施行の際、看護学科設置及び大学院設置に係り、就任をすることが予定されている者は、第2条の規定にかかわらず、それぞれの学年進行終了時まで在職することができる。
- 5 この規程は平成22年10月19日から施行する。(改廃条文)
- 6 この規程は平成26年12月16日から施行する。

学校法人森ノ宮医療学園 再雇用規程

平成 27 年 3 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、就業規則第 17 条第 5 項の規定に基づき、定年に達した職員の再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(定年の通知)

第 2 条 学園は、定年の日の 3 カ月前に本人に対して定年の通知を行う。

(再雇用の申出)

第 3 条 前条による定年の通知を受けた者で再雇用を希望する者は、通知日より 15 日以内に学園に再雇用の申し出を行わなければならない。

(再雇用の可否の決定)

第 4 条 学園は、再雇用の申し出があった場合は、労使協定に定める再雇用の基準に基づきその可否、並びに労働条件を決定し、再雇用の申し出の日から 2 カ月以内に本人に通知する。但し、就業規則第 17 条第 1 項但し書に該当する年齢に達するまでの間は、希望者全員を再雇用する。

(再雇用の期間)

第 5 条 再雇用の期間は 1 年とする。但し、労使協定に定める更新基準を満たした場合は、満 65 歳までを限度に再雇用契約を更新する。

(再雇用の解約)

第 6 条 再雇用の期間中に、再雇用の条件を欠くに至った場合は、雇用期間中とはいえども再雇用を打ち切ることがある。

(就業場所及び従事業務)

第 7 条 再雇用後の就業場所及び従事業務は再雇用契約締結の際、学園が決定する。

(再雇用後の給与)

第 8 条 再雇用後の給与は、本人の能力、経験等を勘案して学園が決定する。

2 定期昇給は行わない。

(賞与)

第 9 条 賞与は支給しない。

(退職金)

第10条 退職金は支給しない。

(労働条件)

第11条 再雇用者の次に定める労働条件については、個別に定める雇用契約による。

- (1) 始業時間及び終業時間
- (2) 休日
- (3) 年次有給休暇
- (4) 各種社会保険

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

資料 4

森ノ宮医療大学 教育職員等の任期制に関する規程

平成19年4月1日制定

平成23年4月1日改定

平成27年3月24日改定

平成29年2月21日改定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）において、教育研究上の能力又は業績を有する教育職員（以下「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創設し、本学における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号、以下「任期制法」という。）に基づき採用する教員の任期制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期制法第4条第1項第1号ないし第3号により、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職位、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(雇用契約)

第3条 理事長は、前条の定めに基づく教員の採用は、理事会の議に基づき、次の各号について合意した者と雇用契約を締結して行う。

(1) 任期は、5年以内の期間をもって定める期間とする。

(2) 前号の任期満了により雇用契約は終了し、退職する。ただし、第4条第3項、第1号乃至第2号に基づき、再任用する場合には、改めて雇用契約を締結する。

2 雇用契約は、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

3 任用の期間内に、森ノ宮医療大学就業規則第17条第1項に定める定年に達する場合には、その任期は、定年退職日までの期間とする。

(再任用)

第4条 理事会は、第2条及び別表に定める再任用を相当と認めるときは、学長の意見を聴き、総合審査の結果を添えて、理事長に上申する。

2 理事長は、理事会の上申を受けて再任用を相当とするときは、任期満了3ヵ月前までに再任用基準を決定し、当該教員に通知する。

3 再任用に関する基準は、次の各号による。

(1) 同職位において、任期を定めて再任用する

(2) 昇任させたい場合、任期を定めて再任用する

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織	対象の職位	任 期	再任用事項	適 用
大学院 保健医療学研究科 保健医療学部 助産学専攻科	教授 准教授 講師 助教 助手	5年以内	再任用可(原則として1回限り)	任期制法第4条第1項第1号

資料 5

森ノ宮医療大学 学位規程（案）

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成〇年〇月〇日改定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条及び学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）並びに森ノ宮医療大学学則、森ノ宮医療大学大学院学則に基づき森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の種類および名称）

第 2 条 本学において授与する学位および付記する学科・専攻分野の名称は以下の通りとする。

学士学位

学 部	学 科	名 称	英文表記
保健医療学部	鍼灸学科	学士（鍼灸学）	B.S. in Acupuncture
	理学療法学科	学士（理学療法学）	B.S. in Physical Therapy
	看護学科	学士（看護学）	B.S. in Nursing
	臨床検査学科	学士（臨床検査学）	B.S. in Medical Technology
	作業療法学科	学士（作業療法学）	B.S. in Occupational Therapy
	臨床工学科	学士（臨床工学）	B.S. in Medical Engineering

修士学位

研 究 科	専 攻	名 称	英文表記
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士（保健医療学）	Master of Health Sciences

博士学位

研 究 科	専 攻	名 称	英文表記
保健医療学研究科	医療科学専攻	博士（医療科学）	Ph.D. in Medical Sciences

（学位授与の要件）

第 3 条 各学位授与の要件は、次の各号のとおりとする。

- （1） 学士の学位は、所定の年限以上在学し、卒業所要単位を修得した者に授与する
- （2） 修士の学位ならびに博士の学位は、本学大学院の修士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する

(学位授与)

第4条 学長は、前条に定める者に対し、学士の学位、修士の学位、または博士の学位を授与する。

(学位論文の審査及び試験)

第5条 学位論文の審査及び試験は、本学大学院学則に定めるところによってこれを行う。

(学位記)

第6条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書・学位記、または修了証書・学位記をもってこれを証する。学位記等の様式は、別表1のとおりとする。

(学位の名称)

第7条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「森ノ宮医療大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第8条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会または研究科委員会を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記または修了証書・学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

附 則

- 1 この規程は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表 1

「卒業証書・学位記」 学士（鍼灸学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 鍼灸学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（鍼灸学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

* スポーツ特修コースについては、
 鍼灸学科（スポーツ特修コース）と付記する。

「卒業証書・学位記」 学士（理学療法学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 理学療法学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の課程を 修めたので卒業を認定し学士 （理学療法学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（看護学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 看護学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（看護学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（作業療法学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 作業療法学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（作業療法学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「卒業証書・学位記」 学士（臨床検査学）

学第	号
卒業証書・学位記	
保健医療学部 臨床検査学科	
氏	名
年	月 日生
本学保健医療学部所定の 課程を修めたので卒業を認定し 学士（臨床検査学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「修了証書・学位記」 修士（保健医療学）

第	号
修了証書・学位記	
保健医療学研究科 保健医療学専攻	
氏	名
年	月 日生
本学大学院保健医療学研究科を 修了したので修士（保健医療学） の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園 森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

「修了証書・学位記」 博士（医療科学）

第	号
修了証書・学位記	
保健医療学研究科 医療科学専攻	
氏	名
年	月 日生
本学大学院保健医療学研究科	
医療科学専攻を修了したので	
博士（医療科学）の学位を授与する	
年 月 日	
学校法人森ノ宮医療学園	
森ノ宮医療大学	
学長	氏名 印

資料 6

森ノ宮医療大学大学院 学位審査（博士後期課程）に関する細則（案）

平成〇年〇月〇日制定

（趣旨）

第1条 この細則は、森ノ宮医療大学大学院（以下「大学院」という。）学則に定めた学位（博士）論文（以下「博士論文」という。）の提出と審査、および最終試験に関し必要な補足事項を定める。

（博士論文の提出）

第2条 提出されるべき博士論文は、特別研究科目を履修して研究指導教員の下で行った研究成果をまとめた論文とし、原則として1編に限る。ただし、副論文として他の論文を添付することができる。副論文は、特別研究科目の履修課程で行った研究活動の知見を博士論文とは別に執筆して投稿し、査読付き論文として主要な医療系文献データベースに掲載されている学術雑誌に掲載されたものとする。

2 博士論文または副論文が共著の場合は、次の各号の要件を満たす場合に限り提出できる。

（1）筆頭著者であること

（2）他の共著者から当該論文を博士論文または副論文として使用しても差し支えない旨の承諾を文書で得ていること

（3）他の共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を文書で得ていること

3 博士論文提出者は、完成版博士論文の提出に先立ち、審査用論文を研究科長に提出しなければならない。

4 博士論文および審査用論文の書式、体裁、提出部数、提出期限等は、研究科委員会で承認された「学位論文提出の手引き」に従うこととする。

（提出資格）

第3条 前条の博士論文の提出資格は、森ノ宮医療大学大学院学則別表第2の医療科学専攻博士後期課程教育課程の修了要件22単位以上を修得し（又は修得見込みで）、学外の査読付き学術雑誌論文に1編以上の論文掲載（掲載確定通知も可）及び学会での1回以上の研究成果発表を行うこととする。なお、学位論文提出時の英語力についても提出された判断材料によって確認する。

（最終試験）

第4条 最終試験は、公聴会における博士論文内容に関する口頭発表と質疑応答とする。

2 公聴会の期日や方法等は、研究科委員会で承認された要領で行うこととする。

（審査委員会）

第5条 大学院学則に定めた審査委員会は、審査する博士論文提出者ごとに主査1名、副査3名の合計4名で組織することとする。審査対象となる博士論文の研究指導教員および副研究指導教員は、主査・

副査として選任できない。また、副査の2名までは、審査対象となる博士論文の領域に関する専門知識を有する学外の専門家を選任してもよい。

- 2 主査および副査は、提出された博士論文と審査用博士論文、ならびに公聴会における口頭発表と質疑応答について、公正に評価しなければならない。
- 3 審査委員会は、前項の評価に基づき、当該博士論文提出者に対して執筆内容の改善および修正を求めることができる。
- 4 審査委員会による研究科委員会への審査報告は、主査が行う。ただし研究科委員会が認めた場合は副査がこれを行ってもよい。

(審査内容の公表)

第6条 学術研究委員会は、学位授与が認められた博士論文提出者名、当該論文の要旨および審査結果を、当該年度または次年度の本学紀要に掲載することにより公表することとする。

附 則

- 1 この細則は平成30年4月1日から施行する。

学位論文提出の手引き

森ノ宮医療大学大学院
保健医療学研究科

I. はじめに

学位の授与を受けるためには、あらかじめこの手引きを熟読し手続きに遺漏なきよう留意すること。

II. 学位論文の提出にあたって

1. 学位論文審査出願手続きの前に

1) 学位論文審査出願者資格

学位論文審査を願うことができる者は、森ノ宮医療大学大学院学則（以下、「学則」という。）第 24 条に定める教育課程を修了見込みの者で、第 25 条に定める年数以上在学しかつ、必要な研究指導を受けた者に限る。

2) 学位論文についての注意事項

- (1) 学位論文は、原則として単著とし 1 編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (2) 学位論文が共著の場合は、次の各項目の要件を満たす場合に限り提出できる。
 - ①学位論文提出者は、筆頭著者であること。
 - ②学位論文提出者は、他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の承諾を文書で得ていること。
 - ③学位論文提出者は、他の共著者が当該論文を学位論文として使用しない旨の承諾を文書で得ていること。

2. 学位論文審査出願手続きについて

1) 審査用学位論文の提出について

(1) 申請時期

研究科委員会が定める期日までに行う。詳細は学内掲示板において周知する。

(2) 提出先

審査用学位論文は、指導教員の承認を得た上で教務室に提出すること。

(3) 提出書類

① 学位論文審査願

② 審査用学位論文

表紙、論文内容要旨、本文、図表の順に綴じたもの。詳細については、「3. 審査用学位論文の提出様式について」を参照すること。

③ 承諾書（学位論文が共著論文である場合）

④ 副論文がある場合は当該論文（表紙をつける）

⑤ 審査用学位論文受領証

必要事項を記入し、上記①～⑤とともに提出すること。その際、教務室員より受領証（学生控）を受取り、学位論文の審査が終了し、成績が確定するまでは必ず保管しておくこと。

2) 審査用学位論文の提出様式について

審査用学位論文については下記の様式により提出すること。

(1) 表紙

- ① 題目は、論文の内容を具体的かつ簡潔に示すものとし、論文が日本語の場合は日本語で、外国語の場合は外国語で記載すること。
- ② 略語は題目の中ではごく一般化されたもの以外は原則として使用しないこと。
- ③ 副題をつけることは差し支えないが、できる限り簡潔なものにすること。
- ④ 学位申請者名は称号を付けず姓名を略さず、大学への届出通りに記載すること。
- ⑤ 提出する学位論文のすべてに表紙を貼付すること。

【表紙の様式（審査用の場合）】

	
平成○年度学位申請論文（審査用）	
題目：	※題目を記載
森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科	
専攻領域：	○○学専攻
指導教員名：	森ノ宮 太郎
学籍番号：	○○○○○○○○○
学位申請者名：	学園 花子

(2) 論文要旨

- ① 論文要旨は1頁にまとめて提出すること。
- ② 研究の目的・方法・結果・考察・結論の順に区分して要約すること。
- ③ 要旨は1200字程度（1100～1300字）とすること。
- ④ 論文題目が外国語の場合には、（ ）書きで和訳を付記すること。

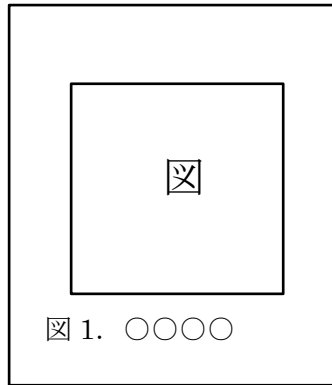
【論文要旨の様式】

論 文 内 容 要 旨			
※整理番号		(ふりがな) 氏 名	がくえん はなこ 学園 花子
学位論文題目	※題目を記載		
1. 目的 2. 方法 3. 結果 4. 考察 5. 結論			
(備考) 1. 研究の目的・方法・結果・考察・結論の順に記載すること。(1200字程度) 2. ※印の欄には記入しないこと。			

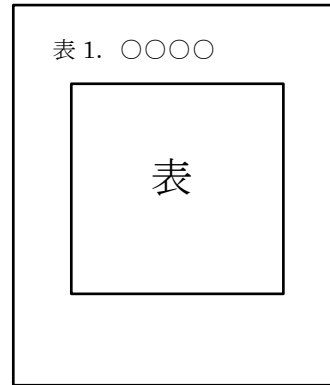
(3) 本文

- ① 使用する用紙は、学位論文が日本語の場合はA4判縦（約21cm×30cm）、外国語の場合は国際判（約22cm×28cm）またはA4判縦（約21cm×30cm）とすること。
 - ② 各用紙に頁数を付し、目次をつけること。
 - ③ 1頁は40文字×30行（1200字）程度とし、上下左右のマージンは30mmとすること。
 - ④ 図表がある場合は図表の目次を別に作り、図・表とともに本文の最後にまとめて付ける。
- なお、図・表とも1頁に1つ中央に配置し、タイトル（図は下、表は上）を付けること。

【図の様式】



【表の様式】



(4) 学位論文審査願

- ① 学位論文審査願は指導教員の署名、捺印が必要となるので注意する。
- ② 承諾書および副論文を提出する場合は、提出書類欄にそれぞれ追記して部数を記載すること。

【学位論文審査願】

学位論文審査願

平成○年○月○日

森ノ宮医療大学
大学院保健医療学研究科長 殿

保健医療学研究科 ○○学専攻
氏 名 学園 花子
(署名)

森ノ宮医療大学大学院学則第 29 条の規定により、下記のとおり
関係書類を添えて提出しますので審査をお願いします。

記

1. 提出書類

提 出 書 類	部 数
学位論文	
論文内容要旨	
承諾書	
副論文	

2. 注意事項

- 1) 学位論文が共著である場合は、共著者の承諾書を提出すること。
- 2) 副論文がある場合は提出すること。

以上

指導教員承認欄	氏 名	森ノ宮 太郎
---------	-----	--------

森ノ宮

研究科長	教務室長	受付
------	------	----

(5) 承諾書

- ① 学位論文が共著による場合は、必ず共著者全員の承諾書を添付すること。

【承諾書の様式】

承 諾 書	
平成〇年〇月〇日	
森ノ宮医療大学 大学院保健医療学研究科長 殿	
氏 名	医療 次郎 
所 属	〇〇大学
現住所	大阪市住之江区南港北 1-26-16
電 話	06-6616-6911
下記の論文を <u>学園 花子</u> が貴大学保健医療学研究科に (論文提出者) 学位論文として提出することを承諾します。 なお、私は当該論文を主論文として学位の授与の申請に使用いたしません。	
記	
学位論文題目	
※題目を記載	
掲載雑誌名 (巻・号・ページ・発表年)	
※掲載雑誌名等記載	
以上	

(6) 提出時の注意事項

- ① 審査用学位論文は、左上端部分を一箇所、ホッチキスで止めて提出すること。
- ② 学位論文は、受理後ただちに審査に入るため、提出後の訂正等のないように完成したものを提出すること。
- ③ 受理した学位論文は返却しないため、申請の際に写しを取っておくことが望ましい。
- ④ 提出書類の記載事項に誤記等があれば、訂正を指示することがあるため、必ず出願者本人が持参すること。

3. 学位論文（完成版）

1) 学位論文（完成版）の提出について

(1) 提出時期と提出先

最終試験（公聴会による発表）を経て完成した学位論文については、大学が定める期日までに指導教員の承認を得た上で教務室へ提出すること。詳細は学内掲示板で周知します。

(2) 提出書類

① 学位論文（完成版）

審査用学位論文提出の際とは作成方法が異なる部分があるため、詳細については、「2) 学位論文（完成版）の提出についての注意事項」を参照すること。

② 学位授与申請書

③ 学位論文受領証

必要事項を記入し、上記①②とともに提出すること。その際、教務室員より受領証（学生控）を受取り、成績が確定するまでは必ず保管しておくこと。

2) 学位論文（完成版）の提出についての注意事項

(1) 表紙

表紙の様式は審査用学位論文の場合とは異なるので注意すること。

【表紙の様式（完成版の場合）】

平成○年度学位申請論文	
題目：	※題目を記載
森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科	
専攻領域：	○○学専攻
指導教員名：	森ノ宮 太郎
学籍番号：	○○○○○○○○
学位申請者名：	学園 花子

(2) 綴じ方

完成した学位論文は、表紙、論文要旨、本文、図表の順に重ねて、A4版で製本すること。

(3) 学位授与申請書

学位授与申請書に指導教員印がない場合は受理しないため注意すること。

【学位授与申請書の様式】

学 位 授 与 申 請 書			
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
森ノ宮医療大学長 殿			
		保健医療学研究科 ○○学専攻 氏名 <u>学 園 花 子</u>	
このたび、 <u>○士 (○○学)</u> 学位の授与を受けたく、下記の とおり学位論文を添えて申請します。			
記			
1. 提出書類			
提出書類		部数	
学位論文		5	
2. 学位論文題目			
※題目を記載			
以上			
研究科長	教務室長	受付	指導教員
			

3) その他の書類の提出について

承諾書等については審査用学位論文提出の際に受理しているため、必要ありません。

資料 8

森ノ宮医療大学 業務分掌規程

抜粋版

平成20年2月28日制定
平成21年4月14日改定
平成22年2月11日改定
平成24年4月1日改定
平成24年7月12日改定
平成25年4月1日改定
平成26年4月1日改定
平成26年6月12日改定
平成27年4月1日改定
平成27年8月31日改定
平成28年7月19日改定
平成29年6月20日改定

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）および森ノ宮医療大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、大学の職員組織および業務分掌に関する規程の基本的事項を定めることにより、大学の業務の合理的な経営および適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織及び組織の構成)

第2条 本学に大学院、学部、学科、専攻科、附属鍼灸施術所、大学経営企画室、アドミッションセンター、学習支援センター、鍼灸情報センター、附属図書館、卒後教育センター、健康管理センター、共通教育センター、研究支援センターならびに大学事務局に総務室、教務室、学生支援室、広報室、会計室を置く。また研究支援センターには専門部会を置くことができる。

2 各組織の長については、学則に準ずるとともに、室に室長を置くことができる。

3 所属長は、大学院、学部、学科等の業務運営が円滑に行えるように専任の教員を配置し、業務の遂行に努める。

4 第1項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、必要な組織及び役職を置くことができる。

(共通の業務分掌)

第3条 各部署共通の業務分掌は次の通りとする。

- (1) 各部署に係る諸調査及び諸統計の作成に関すること
- (2) 各部署の文書の作成及び保管に関すること
- (3) 各部署の事業計画及び予算の立案ならびに執行管理に関すること

- (4) 各部署の分掌する事務に関する稟議書を起案すること
- (5) 各部署に係る諸規程の制定、改廃に関すること
- (6) 各部署に関する委員会の連絡調整と事務に関すること
- (7) 各部署の分掌する中期経営計画の諸課題に関すること
- (8) 各部署に属する機器備品及び書籍等の管理に関すること
- (9) その他学園または大学共通の業務に関すること

(総務室)

第4条 総務室の業務分掌は、次のとおりとする。

【中略】

(研究支援センター)

第20条 研究支援センターの業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 大学の教職員の研究支援に関すること
- (2) 大学の学術研究費の適正な執行および予算管理に関すること
- (3) 大学の教員個人研究費の適正かつ効率的な予算配分、執行支援に関すること
- (4) 大学の学生研究費（大学院研究費）の執行支援に関すること
- (5) 動物実験施設の管理・運営に関すること
- (6) 大学における国の競争的資金等の研究機関が行う事務に関すること
- (7) 大学における国の競争的資金等の研究者の申請および適正な執行支援に関すること
- (8) 大学の受託研究費等、公的研究費以外の研究資金の受入、申請および執行支援に関すること
- (9) 大学の学長事業推進費の適正な執行および予算管理に関すること
- (10) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の運営、管理に関すること
- (11) 研究費管理システム（科研費プロ）の運営、管理に関すること
- (12) 文部科学省等、国その他独立行政法人等によるガイドラインに基づく学内規程、マニュアル等の整備および整備状況の調査対応に関すること
- (13) 大学の研究費コンプライアンス研修会に関すること
- (14) 大学の研究倫理教育に関すること
- (15) 大学の研究費不正使用防止、不正使用発生時の対応、事務処理に関すること
- (16) 大学の研究活動上の不正防止、不正発生時の対応、事務処理に関すること
- (17) 大学の研究者に対する外部資金獲得のための公募情報の提供、申請支援に関すること
- (18) 大学における国の競争的資金等に係る間接経費の管理、執行計画に関すること
- (19) 大学の研究者の研究業績の管理、外部公表に関すること
- (20) 大学の情報公開に関する事項のうち、研究に関すること
- (21) 大学の実験室の管理に関すること
- (22) 大学の産学連携研究、共同研究に関すること

- (23) 大学の研究等に係る学長業務の補佐に関すること
- (24) 人の研究倫理審査に関すること
- (25) 動物実験の倫理審査に関すること
- (26) 紀要の編集・発行に関すること
- (27) 専門的事項に対する専門部会の設置に関すること
- (28) 研究倫理審査部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (29) 動物実験部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (30) 紀要編集部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (31) 学長事業推進部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (32) 利益相反部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (33) 防止計画推進部会の運営、管理、連絡調整、その他事務に関すること
- (34) その他、研究支援の庶務に関すること

(附属図書館・図書館運営グループ)

第21条 附属図書館および図書館運営グループの業務分掌は、次のとおりとする。

【中略】

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成20年2月28日から施行する。
- 2 この規程は平成21年4月14日から施行する。
- 3 この規程は平成22年2月11日から施行する。
- 4 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成24年7月12日から施行する。
- 6 この規程は平成25年4月1日から施行する。
- 7 この規程は平成26年4月1日から施行する。
- 8 この規程は平成26年6月12日から施行する。
- 9 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 10 この規程は平成27年8月31日から施行する。
- 11 この規程は平成28年7月19日から施行する。
- 12 この規程は平成29年6月20日から施行する。

資料 9 - 1

森ノ宮医療大学 研究倫理審査部会規程

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 1 月 16 日改定

平成 28 年 7 月 19 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 6 月 20 日改定

(設置の趣旨)

第 1 条 森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の役員、教職員、大学院生、学部学生等、研究に従事するすべての者（以下「研究者」という。）が行う人間を対象とした医学の研究、医療行為等（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 29 年一部改正）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にもとづき、実施の適否その他の事項を審議するため、本学研究支援センターに研究倫理審査部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 部会は、本学学長の諮問に応じて、倫理的、科学的及び社会的な観点から次の事項を調査審議する。

- (1) 研究計画
- (2) 特定の医療行為等に係る倫理基準等の制定・認定
- (3) その他、本学の医の倫理に関し、学長から諮問された事項

2 前項の審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人權の擁護
- (2) 研究等の対象となる個人に理解をもとめ、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益及び危険性と医学上の貢献度の予測

(組織)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 基礎医学系の教授または准教授 1 名
- (2) 臨床医学系の教授または准教授 2 名
- (3) 一般教養系の教授または准教授 1 名
- (4) 学外の有識者 1 名

2 部会は男女両性の委員により構成する。

3 部会長が必要と認めた場合には、委員を増員することができる。

4 第 1 項各号の委員は、部会長が選任し、研究支援センターの議を経て学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は研究支援センターが選任する。
- 3 部会長は部会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 部会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第4号の学外委員1名以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項（第8条第1項の審査の判定を除く。）については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 委員が審査対象となる事項の申請者である場合は、その委員は当該審査の判定には関与することができない。
- 4 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(審査の申請)

第7条 部会に審査を申請できる者は、森ノ宮医療大学の教職員とする。

- 2 審査を申請しようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、申請のあったすべての研究計画等について、部会に諮問しなければならない。

(審査の判定及び通知)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行い、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 次の各号に掲げる場合は、各委員の書面審査に基づき部会長が判定することができ、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

- (1) 既に承認された研究計画等の軽微な変更
- (2) 既に承認された研究計画等に準じて類型化されている研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に他の主たる研究実施機関において倫理審査部会の承認を受けた研究計画等の審査
- (4) 部会長が、最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的及び社会的危害

の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まないと認める研究計画等の審査

- 3 部会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定結果は、記録として保存する。
- 5 学長は、審議の結果を所定の結果通知書により申請者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知にあたり、審査の判定結果が本条第1項第2号から第5号までのいずれか該当する場合には、理由等を明示しなければならない。
- 7 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書を提出して学長に再度の審議を1回に限り求めることができる。
- 8 学長は、異議申立書について妥当性が認められない場合は棄却し、そのほかの場合は部会に対して再審査を求めることができる。

(再審査)

- 第9条 学長は、必要に応じて、申請者に研究等の実施に関する中間報告書の提出を求め、その内容を部会の再審査に付すことができる。
- 2 前項の再審査及び判定結果の通知については、第8条の規定を準用する。

(研究等実施計画の変更)

- 第10条 申請者が研究等実施計画を変更しようとするとき又は中止したときは、所定の報告書を遅滞なく部会長に提出しなければならない。
- 2 部会長は、前項の変更に係る研究等実施計画について、改めて審査の必要性を検討する。

(有害事象や研究結果の報告)

- 第11条 研究責任者は、有害事象及び不具合等が発生した場合は即座に状況を学長に報告しなければならない。また、臨床研究を終了したときは、学長にその旨及び結果の概要を文書により報告しなければならない。

(他の研究機関への試料・情報の提供)

- 第12条 研究責任者は、他の研究機関への試料・情報の提供を行う場合は、即座に文書により学長及び提供先の研究機関に報告しなければならない。(様式1、2)

(予測できない重篤な有害事象報告)

- 第13条 研究責任者は、予測できない重篤な有害事象が発現した場合は、即座に状況を学長及び厚生労働省に報告しなければならない。(様式3)

(臨床研究に係る利益相反自己申告書)

- 第14条 研究責任者は、利益相反がある場合は速やかに状況を研究支援センター長に報告しなければならない。(様式4)

(事務)

第15条 部会に関する事務は、委員ならびに研究支援センターにおいて行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成26年1月16日から施行する。
- 3 この規程は平成28年7月19日から施行する。
- 4 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成29年6月20日から施行する。

資料 9-2

森ノ宮医療大学 動物実験規程

平成 29 年 3 月 21 日制定

平成 29 年 6 月 20 日改定

(目的)

第 1 条 大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（昭和 48 年法律第 105 号、最終改正：平成 25 年環境省告示第 84 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第 2 条 本規程は、学校法人森ノ宮医療学園森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

- 2 本学動物実験施設において行われる動物実験等の実施については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針」（最終改定：平成 19 年環境省告示第 105 号）（以下「処分指針」という。）及びその他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法を遵守し、飼養保管基準・基本指針に即し、またそれらの精神に則り、動物実験等の三原則（Replacement、Refinement、Reduction）に基づいて適正に実施しなければならない。さらに、実験者の責任（Responsibility）の原則と実験記録の適切な保存（Record）の原則に基づき、適切な実験実施を心掛けるものとする。

(1) 代替法の利用（Replacement）

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することに努めなければならない

(2) 苦痛の軽減（Refinement）

法及び飼養保管基準、基本指針を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって実施することに努めなければならない

(3) 使用数の削減（Reduction）

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の使用数を少なくすることに 大限の努力をしなければならない

(4) 実験者の責任（Responsibility）

動物実験実施者は、実験の実施に際し、この規程及び関連諸規則を遵守するとともに、動物実験等の科学的かつ倫理的な実施に関して責任を負うものとする

(5) 実験記録の適切な保存（Record）

実施した動物実験に関し、事後における説明責任を果たせるようその実施記録の適切な保存が求められ、場合によっては社会からその開示を要求されることに鑑み、実験記録の保存に配慮するものとする

(定義)

第 3 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン

に準じ、次に掲げる通りとする。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいう
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう

（適用範囲）

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認することとする。

（学長の責務）

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 飼養保管施設の整備
 - (2) 動物実験計画の承認並びに実施状況及び結果の把握
 - (3) 前号の結果に基づく改善措置
 - (4) 飼養保管施設及び実験室の承認
 - (5) 動物実験等に係る安全管理
 - (6) 教育訓練の実施
 - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施
 - (8) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置
- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第6条 本学には委員会として研究支援センターに「動物実験部会」(以下「部会」とする。)を置く。部会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が関連法規および森ノ宮医療大学動物実験規程に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

2 部会の構成その他の事項については「森ノ宮医療大学 動物実験部会規程」に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書(様式1)を学長に提出することとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、部会の審査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知することとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

- 4 実験計画に変更が生じた場合、「動物実験計画 変更・追加承認申請書」（様式2）を提出することとする。

（実験操作）

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守することとする。

- （1） 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- （2） 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
- （3） 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと
- （4） 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- （5） 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- （6） 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと

（実施結果の報告）

第9条 動物実験責任者は、実施した動物実験計画について、その経過あるいは終了後の結果を所定の様式（様式3）により、使用した動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。また、動物実験計画を中止する場合も、その理由を添えて所定の様式（様式3）により報告しなければならない。

- 2 学長は、動物実験計画の実施の結果について部会に報告することとする。
- 3 学長は、動物実験計画の実施の結果について部会の助言を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずることとする。

（飼養保管施設の設置）

第10条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者は事前に動物実験施設長に申し出ることとする。その際、動物実験施設長より「飼養保管施設設置承認申請書」（様式4）を受領の上、必要事項を記入して提出し、学長の承認を

得るものとする。

- 2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を部会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定することとする。

(飼養保管施設の要件)

第11条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (6) 実験動物管理者がおかれていること

(実験室の設置)

第12条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者は事前に動物実験施設長に申し出ることとする。その際、動物実験施設長より「実験室設置承認申請書」（様式5）を受領の上、必要事項を記入して提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を部会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定することとする。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での実験動物への実験操作（原則 48 時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(実験室の要件)

第13条 実験室は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設等の維持管理及び改善)

第14条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めることとする。

(施設等の廃止)

第15条 施設等を廃止する場合は、管理者が動物実験施設長より「施設等廃止届」(様式6)を受領の上、必要事項を記入して提出し学長に届け出ることとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めることとする。

(マニュアルの作成と周知)

第16条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させることとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めることとする。

(実験動物の導入)

第18条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入することとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行うこととする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じることとする。

(飼養及び保管の方法)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこととする。

(健康管理)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこととする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこととする。

(異種又は複数動物の飼育)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこととする。

(記録の保存及び報告)

第22条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存することとする。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告することとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を提供することとする。

(輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めることとする。

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めることとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡することとする。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じることとする。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めることとする。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等

に接触しないよう、必要な措置を講じることとする。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ることとする。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の防止に努めることとする。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第27条 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めることとする。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めることとする。

第28条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させることとする。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存することとする。

第29条 学長は、部会に毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行わせることとする。

2 部会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 部会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を実施するよう努めることとする。

第30条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果、その他国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する項目等）、飼養保管基準等の遵守状況を毎年1回程度公表することとする。

第31条 学長は、本規程に違反した者の動物実験を直ちに中止させ、一定期間動物実験の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は部会の助言を求めることができる。

（準用）

第32条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めることとする。また、解剖学、生理学、病理学等の学生実習において実験動物を用いる場合も、本規程ならびに指針等の趣旨に沿って行なうよう努めることとする。

（準拠）

第33条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、「ガイドライン」に準拠するものとする。

（雑則）

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年6月20日から施行する。

資料 9-3

森ノ宮医療大学 動物実験部会規程

平成 29 年 3 月 21 日制定

平成 29 年 6 月 20 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、動物実験規程第 5 条 2 項の規定に基づき、本学における動物実験委員会としての動物実験部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の役割)

第 2 条 部会の役割は動物実験規程第 5 条に基づき、以下の事項について、学長の委任を受け審議又は調査し、学長に報告又は助言するものとする。

- (1) 動物実験計画が関連法規および森ノ宮医療大学動物実験規程に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組織)

第 3 条 部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に関して優れた識見を有する者として、学部または大学院常勤教員より 1 名
- (2) 学識経験を有する者として、前号に該当しない学部または大学院常勤教員より 1 名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1 名
- (4) 森ノ宮医療大学動物実験施設長
- (5) 森ノ宮医療大学総務室に所属する者 1 名
- (6) その他、学長が必要と認めた者

2 部会長が必要と認めた場合には、委員を増員することができる。

3 第 1 項各号の委員は、部会長が選任し、研究支援センターの議を経て学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長、副部会長を置く。

2 部会長は研究支援センターにより選任され、副部会長は委員の互選により選出する。

3 部会長は部会を主宰する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、部員の過半数の出席をもって成立し、出席部員の過半数の同意をもって部会の決定とする。

(部員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者の出席を得て、意見等を求めることができる。

(動物実験計画の審査の申請)

第8条 部会に動物実験計画の審査を申請できる者は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の教職員とする。

2 審査を申請しようとする者は、「森ノ宮医療大学動物実験計画書」（様式1）を動物実験に関する最終責任者である学長に提出しなければならない。

3 学長は、申請のあったすべての動物実験計画について、部会に諮問しなければならない。

(審査の判定及び通知)

第9条 審査の申請があった動物実験計画は、学長の諮問により部会長が受け付ける。審査は部会長が当該実験計画に関わりの無い2名の部会委員（総務室に所属する者1名を除く）を審査委員として選定し、その2名による事前審査を行う。事前審査の取りまとめと記録、保存は部会長が行う。部会長は事前審査が終了した動物実験計画を部会に諮り、その判定は出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行い、部会長が研究支援センターを経て学長に答申する。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 次の各号に掲げる場合、部会長は部会による書面審査の後、研究支援センターを経て学長に答申する。

(1) 既に承認された動物実験計画における実験補助者の増減に関わる変更

(2) 学生実習等、既に承認された動物実験計画に準じて類型化されている動物実験計画の審査

(3) 共同研究であって、既に他の主たる研究実施機関において動物実験倫理審査委員会等の承認を受けた研究計画等の審査

- 3 部会は、申請者に出席を求め、申請内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。
- 4 審査経過及び判定結果は、記録として保存する。
- 5 学長は、審議の結果を動物実験倫理審査結果通知書により申請者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知にあたり、審査の判定結果が本条第1項第2号から第5号までのいずれか該当する場合には、理由等を明示しなければならない。
- 7 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議申立書を提出して学長に再度の審議を1回に限り求めることができる。
- 8 学長は、異議申立書について妥当性が認められない場合は棄却し、そのほかの場合は部会に対して再審査を求めることができる。

(事務)

第10条 部会に関する事務は、委員（総務室に所属する者1名）ならびに研究支援センターにおいて行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会について必要な事項は、部会が別に定め学長に報告する。

附 則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年6月20日から施行する。

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程1年 時間割

表前期 (4月～8月)

時期	時間	項目	月	火	水	木	金
4月2週目、7月3週目	1時限 9:00 ～ 10:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	2時限 10:40 ～ 12:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	3時限 13:00 ～ 14:30	科目					医史学・医療社会学概論
		担当教員					大形 徹、田中 美子
		教室					小講義室1
	4時限 14:40 ～ 16:10	科目	医療科学概論		医療科学研究方法論		研究倫理特論
		担当教員	青木 元邦、宮本 忠吉、森谷 正之、前田 薫、村上 生美、山下 仁		宮本 忠吉、森谷 正之、青木 元邦、川畑 浩久、横井 賢津志、前田 薫、澤田 傳子、吉村 弥須子、仲西 宏元、山下 仁		神田 靖士、青木 元邦、山下 仁
		教室	小講義室1		小講義室1		小講義室1
	5時限 16:20 ～ 17:50	科目	後期特別研究 I		後期特別研究 I		
		担当教員	山下 仁、青木 元邦、宮本 忠吉、村上 生美、森谷 正之、川畑 浩久、横井 賢津志、前田 薫		吉村 弥須子、荻原 俊男、上田 真喜子、森 誠司、前川 佳敏、吉岡 敏治、中原 英博		
		教室	小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程2年 時間割表
前期 (4月～8月)

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
4月2週目～7月3週目	1時限 9:00 ～ 10:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	2時限 10:40 ～ 12:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	3時限 13:00 ～ 14:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	4時限 14:40 ～ 16:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	5時限 16:20 ～ 17:50	科目	後期特別研究Ⅱ		後期特別研究Ⅱ		
		担当教員	吉村 弥須子、萩原 俊男、上田 真喜子、森 誠司、 前川 佳敏、吉岡 敏治、中原 英博		山下 仁、青木 元邦、宮本 忠吉、村上 生美、 森谷 正之、川畑 浩久、仲西 宏元、横井 寛津志、前田 薫		
		教室	小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程3年 時間割表

前期 (4月～8月)

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
4月2週目～7月3週目	1時限 9:00 ～ 10:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	2時限 10:40 ～ 12:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	3時限 13:00 ～ 14:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	4時限 14:40 ～ 16:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	5時限 16:20 ～ 17:50	科目		後期特別研究Ⅲ		後期特別研究Ⅲ	
		担当教員	山下 仁、書水 元邦、宮本 史吉、利上 生美、 森谷 正之、川畑 浩久、仲西 宏元、横井 賢津志、 前田 薫			吉村 弥須子、荻原 俊男、上田 真喜子、森 誠司、 前川 佳敏、古岡 敏治、中原 英博	
		教室	小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用			小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用	

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程1年 時間割表

後期 (9月~1月)

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
10月1週目	1時限 9:00~ 10:30	科 目					
		担当教員					
		教 室					
	2時限 10:40~ 12:10	科 目	システム生理学特論		介護予防技術開発特論		臨床神経解剖学特論
		担当教員	宮本 忠高、中原 英博、上田 真也		横井 賢津志、前川 佳敬、前田 薫		森谷 正之
		教 室	小講義室1		小講義室1		小講義室1
	3時限 13:00~ 14:30	科 目	分子治療学特論		鍼灸医療技術開発特論		分子病態食言学特論
		担当教員	萩原 俊男、青木 元邦、川畑 浩久		仲西 宏元、山下 仁		上田 真喜子、森 誠司、前川 佳敬
		教 室	小講義室1		小講義室1		小講義室1
	4時限 14:40~ 16:10	科 目		後期専門演習		後期専門演習	看護技術開発特論
		担当教員	青木 元邦、宮本 忠高、川畑 浩久、吉村 弥須子、萩原 俊男、吉岡 敏治、澤田 優子、中原 英博、上田 真也		青木 元邦、宮本 忠高、川畑 浩久、吉村 弥須子、萩原 俊男、吉岡 敏治、澤田 優子、中原 英博、上田 真也	山下 仁、村上 生美、森谷 正之、仲西 宏元、横井 賢津志、上田 真喜子、森 誠司、前川 佳敬、前田 薫	村上 生美、吉村 弥須子
		教 室		小講義室1		小講義室1	小講義室1
11月1週目	5時限 16:20~ 17:50	科 目	後期特別研究 I		後期特別研究 I		
		担当教員	青木 元邦、宮本 忠高、川畑 浩久、吉村 弥須子、萩原 俊男、吉岡 敏治、中原 英博		山下 仁、村上 生美、森谷 正之、仲西 宏元、横井 賢津志、上田 真喜子、森 誠司、前川 佳敬、前田 薫		
		教 室	小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程2年 時間割表
後期 (9月～1月)

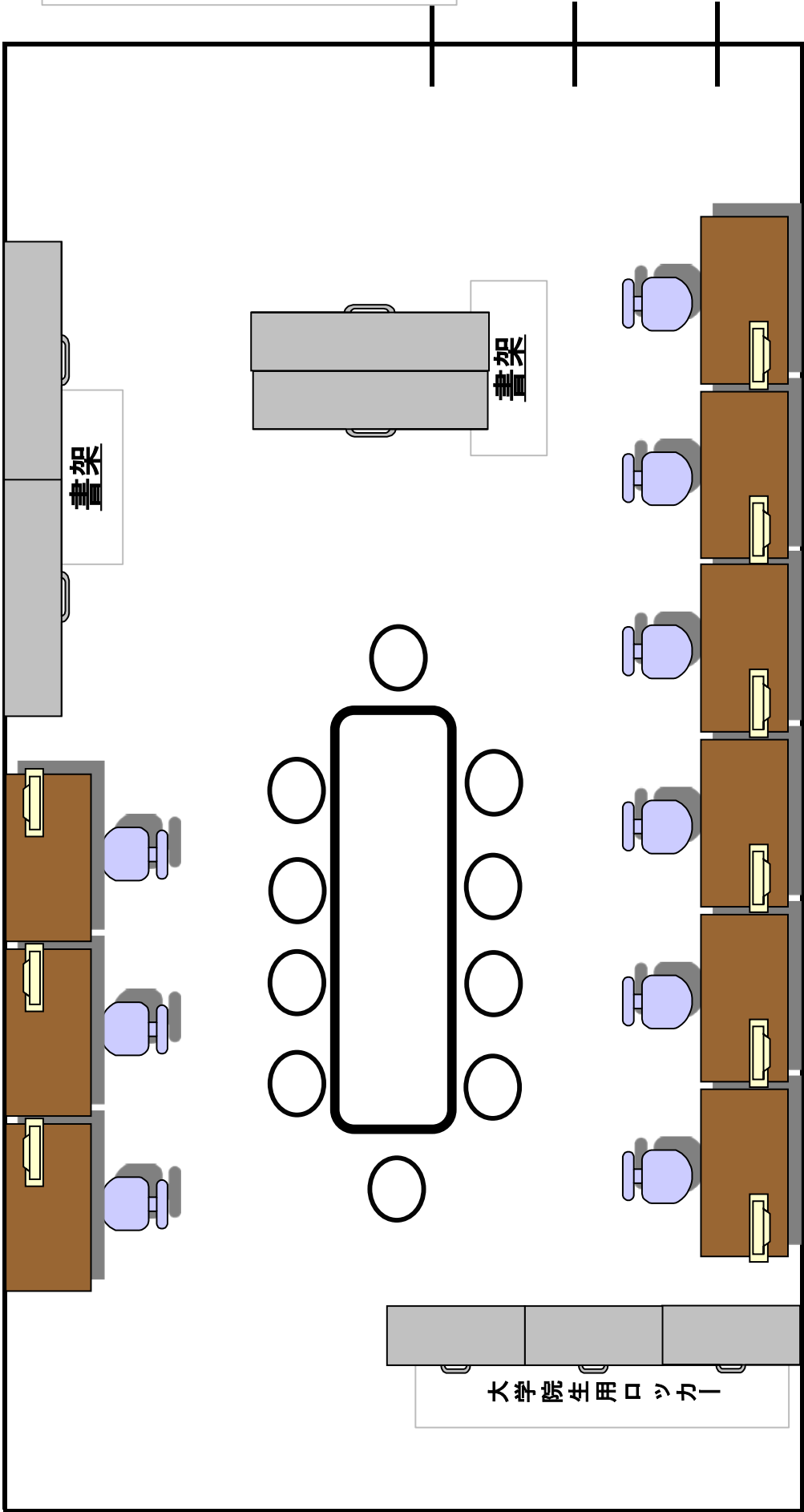
時期	時限	項目	月	火	水	木	金
10月1週目～1月3週目	1時限 9:00～ 10:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	2時限 10:40～ 12:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	3時限 13:00～ 14:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	4時限 14:40～ 16:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	5時限 16:20～ 17:50	科目	後期特別研究Ⅱ		後期特別研究Ⅱ		
		担当教員	山下 仁、村上 生美、森谷 正之、 仲西 宏示、横井 鶴津志、上田 真壽子、森 誠司、 前川 佳敏、前田 薫		青木 元邦、宮本 忠吉、川畑 浩久、吉村 弥須子、 萩原 俊男、吉岡 敏治、中原 英博		
		教室	小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		小講義室1・小講義室2・講義室411 ※上記講義室のいずれかを使用		

保健医療学研究科 医療科学専攻 博士後期課程3年 時間割表

後期 (9月～1月)

時期	時限	項目	月	火	水	木	金
10月1週目～1月3週目	1時限 9:00 ～ 10:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	2時限 10:40 ～ 12:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	3時限 13:00 ～ 14:30	科目					
		担当教員					
		教室					
	4時限 14:40 ～ 16:10	科目					
		担当教員					
		教室					
	5時限 16:20 ～ 17:50	科目		後期特別研究Ⅲ		後期特別研究Ⅲ	
		担当教員		山下 仁、青木 元邦、宮本 忠吉、村上 生美、森谷 正之、川畑 浩久、仲西 宏元、横井 眞津志、前田 眞		吉村 弥穂子、萩原 俊男、上田 真喜子、森 誠司、前川 佳敬、吉岡 敏治、中原 英博	
		教室		小講義室1・小講義室2・講義室411・講義室413 ※上記講義室のいずれかを使用		小講義室1・小講義室2・講義室411・講義室413 ※上記講義室のいずれかを使用	

院生研究室の見取図



博士後期課程は、保健医療学部と同一校舎内に設置し、南棟4階部分の一部を研究科施設として使用する。大学院学生の研究室として57.69㎡の部屋を用意し、大学院講義室として57.51㎡、47.24㎡の講義室2室を確保している。収容定員6名と考えると大学院学生研究室での1人当たりの面積は 約9.62 m²となり、机や書棚の設置に必要なスペースである。予備の机3名分を用意し、各学生のパソコンにはLANの接続が可能ないように整備し、情報収集・処理が研究室で十分できる環境にする。

研究室 見取図

データベース5件

1	医中誌Web版	特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会
2	メディカルオンライン・ライブラリー	メテオ ※ID/PW認証システムも併用して導入し学外からの利用も可能
3	ProQuest Nursing & Allied Health Database	ProQuest ※ID/PW認証システムも併用して導入し学外からの利用も可能
4	最新看護索引Web	日本看護協会
5	Cinii(サイニー)	国立情報学研究所

文献ナビゲーションシステム

1	360Link	ProQuest
---	---------	----------

電子ジャーナル18誌

国内 海外	1	メディカルファインダー(10誌)	医学書院
	2	Neurology	LWW
	3	Brain : Journal of Neurology	Oxford
	4	Forschende Komplementarmedizin	Karger
	5	Journal of Neurologic Physical Therapy	LWW
	6	Journal of Electromyography and Kinesiology	Elsevier
	7	Journal of Traditional Chinese Medicine	Elsevier
	8	Neuroscience Research	Elsevier
	9	European Journal of Integrative Medicine	Elsevier

外国雑誌(46誌)

医学・保健衛生学		雑誌名	出版者
	1	JAMA	American Medical Association
	2	Neurology	American Academy of Neurology
	3	Gait & posture	Butterworth-Heinemann
	4	New England Journal of medicine	Massachusetts Medical Society
	5	Anatomical science international	Springer Japan
	6	Medicine & Science in Sports & Exercise	American College of Sports Medicine
	7	Science	American Association for the Advancement of Science
	8	nature	Macmillan Journal
	9	nature medicine	Nature Pub. Co.
	10	The journal of clinical hypertension	Le Jacq Communication
	11	THE LANCET	Elsevier
	12	PAIN	Elsevier
	13	Journal of Bone and Mineral Research(JBMR)	Mary Ann Liebert
	14	Journal of Hypertension	Lippincott Williams & Wilkins, England
	15	Endocrine news	The Endocrine Society
	16	Geriatrics & gerontology international	Wiley-Blackwell
	17	International journal of sports medicine	G. Thieme
	18	The journal of orthopaedic and sports physical therapy	Journal of orthopaedic & sports physical therapy
	19	Physical therapy	American Physical Therapy Association
	20	Physiotherapy	Chartered Society of Physiotherapy
	21	Archives of physical medicine and rehabilitation	Elsevier
	22	Acupuncture in medicine	British Medical Acupuncture Society
	23	American journal of Chinese medicine	World Scientific Publishing CO Pte Ltd.
	24	Acupuncture and electro-therapeutics research	Ognizant communication corporation
	25	中国针灸	中华全国中医针灸学会：中医研究院针灸研究所
	26	针刺研究	Published and distributed by World Books
	27	Focus on Alternative and Complementary Therapies	Wiley-Blackwell
	28	Integrative Medicine Research	Elsevier
	29	Chinesische Medizin	Urban & Vogel
	30	The Journal of Korean Oriental Medicine	The journal of Korean Oriental Medical Society
	31	Complementary Therapies in CLINICAL PRACTICE	Elsevier
	32	KAIM	International Institute of Health and Human Services
	33	Journal of International Society of Oriental Medicine	ISOM
	34	American journal of nursing	Lippincott Williams & Wilkins
	35	Journal of nursing education	Charles B. Slack
	36	Nursing science quarterly	Sage Publications
	37	Japan Journal of Nursing Science	Wiley-Blackwell
	38	American Journal of Occupational Therapy	AOTA
	39	Archives of Environmental and Occupational Health	Taylor and Francis
	40	British Journal of Occupational Therapy	College of Occupational Therapists
	41	Occupational and Environmental Medicine	BMJ
	42	American Journal of Clinical Pathology	American Society for Clinical Pathology
	43	American Journal of Roentgenology	American Journal of Roentgenology American Roentgen Ray Society
	44	Journal of Clinical Investigation	Journal of Clinical Investigation
	45	Transactions of the ASME. Journal of biomechanical engineering	AOTA
	46	Annals of Biomedical Engineering=EJのみ	Taylor and Francis

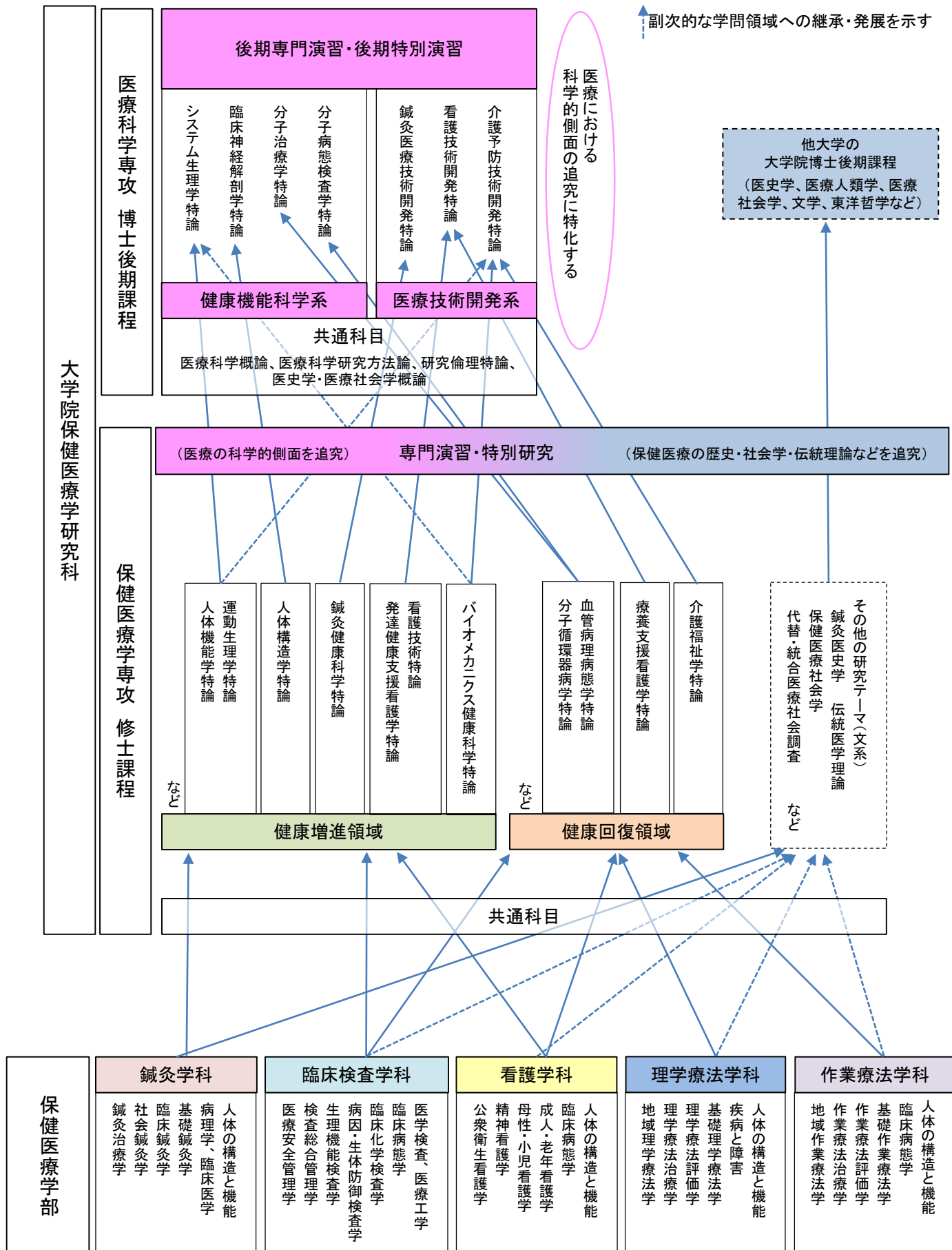
国内雑誌(214誌)

		雑誌名	出版者
医学・保健衛生学	1	日経メディカル	日経BP社
	2	日本医事新報	日本医事新報社
	3	医学のあゆみ	医歯薬出版
	4	診断と治療	診断と治療社
	5	成人病と生活習慣病	東京医学社
	6	循環器科	科学評論社
	7	呼吸と循環	医学書院
	8	麻酔	克誠堂出版
	9	Clinical neuroscience	中外医学社
	10	Brain and nerve (神経研究の進歩)	医学書院
	11	バイオメカニクス研究	日本バイオメカニクス学会
	12	臨床スポーツ医学	文光堂
	13	体育の科学	杏林書院
	14	治療	南山堂書店
	15	精神療法	金剛出版
	16	こころの科学	日本評論社
	17	医学教育	日本医学教育学会
	18	厚生指標	厚生統計協会
	19	生体の科学	医学書院
	20	日本栄養・食糧学会	日本栄養・食糧学会
	21	デサントスポーツ科学	石本記念 デサントスポーツ科学復興財団
	22	体育学研究	日本体育学会
	23	循環器専門医	日本循環器学会
医学・保健衛生学	24	環境感染	日本環境感染学会
	25	環境感染 supplement	日本環境感染学会
	26	日本環境感染学会誌	日本環境感染学会
	27	医学検査	日本衛生検査技師会
	28	ANTI-AGING MEDICINE	メディカルレビュー社
	29	Anti-aging Science	メディカルレビュー社
	30	Medical science digest : MSD	ニューサイエンス社
	31	Medical practice : M..P.	文光堂
	32	ゲノム医学	メジカルビュー社
	33	Health Sciences	日本健康科学学会
	34	JJSPC	日本ペインクリニック学会
	35	日本医師会雑誌	日本医師会
	36	新薬と臨床	医薬情報研究所
	37	臨床薬理	日本薬理学会
	38	日本臨床	日本臨床社
	39	内科	南江堂
	40	Geriatric Medicine : 老年医学	ライフ・サイエンス
	41	血圧	先端医学社
	42	医学と薬学	自然科学社
	43	総合臨床	永井書店
	44	Anatomical science international	日本解剖学会
	45	Circulation Journal	日本循環器学会
	46	Advances in Exercise and Sports Physiology	日本運動生理学学会
	47	Hypertension Research	日本高血圧学会/nature publishing group
	48	日本内分泌学会雑誌	日本内分泌学会
	49	臨床医薬	臨床医薬研究協会
	50	医学教育	篠原出版
	51	健康医科学	明治安田厚生事業団
	52	日本医学写真会雑誌	日本医学写真会
	53	健康食品管理士	健康食品管理士認定協会 日本食品安全協会
	54	大阪医学	大阪府医師会医学学会雑誌
	55	臨床と研究	大道學館出版部
	56	日本内科学会雑誌	日本内科学会
	57	臨床薬理の進歩	臨床薬理研究復興財団
	58	日本臨床内科医学会誌	日本臨床内科医会
	59	医と食	生命科学復興会
	60	Journal of Spine Research	日本脊椎脊髄病学会
	61	日本老年医学会雑誌	日本老年医学会
	62	日本腰痛学会雑誌	日本腰痛学会
	63	解剖学雑誌	日本解剖学会
	64	JMS	ジャパンメディカルソサエティ
	65	日本臨床生理学会雑誌	日本臨床生理学学会
	66	循環制御	日本循環制御医学会
	67	日本運動生理学雑誌	日本運動生理学学会
	68	日本臨床スポーツ医学会誌	日本臨床スポーツ医学会
	69	体力科学	日本体力医学会
	70	医と食	生命科学振興会
	71	医学検査	日本臨床衛生検査技師会
	72	大阪府立急性期・総合医療センター医学雑誌	大阪府立急性期・総合医療センター
	73	大阪府内科医学会誌	大阪府内科医会
	74	大阪府理学療法士会誌	大阪府理学療法士会
	75	日本栄養・食糧学会誌	日本栄養・食糧学会
	76	人間工学	日本人間工学会
	77	理学療法	メディカルプレス
	78	理学療法ジャーナル	医学書院
	79	理学療法学	日本理学療法士協会

医学・保健衛生学	80	The Bone	メディカルレビュー社
	81	作業療法ジャーナル	三輪書店
	82	整形外科	南江堂
	83	Monthly book orthopaedics (オルソペディクス)	全日本病院出版会
	84	整形・災害外科	金原出版株式会社
	85	臨床整形外科	医学書院
	86	関節外科	メジカルビュー社
	87	総合リハビリテーション	医学書院
	88	Journal of clinical rehabilitation. (クリニカル・リハビリテーション)	医歯薬出版
	89	Monthly book medical rehabilitation. (メディカル・リハビリテーション)	全日本病院出版会
	90	柔道整復・接骨医学	日本柔道整復・接骨医学会
	91	リハビリテーション研究	日本障害者リハビリテーション協会
	92	リハビリテーション教育研究	全国私立リハビリテーション学校連絡協議会
	93	地域リハビリテーション	三輪書店
	94	手技療法	たにぐち書店
	95	日本物理療法学会会誌	日本物理療法学会
	96	整形外科リハビリテーション学会会誌	整形外科リハビリテーション学会
	97	リハビリテーションひろば	日本リハビリテーション振興会
	98	Rehabilitation engineering	日本リハビリテーション工学協会
	99	Journal of spine research	日本脊椎脊髄病学会
	100	マイオチューニングアプローチジャーナル	日本マイオチューニングアプローチ研究会
	101	リハビリテーション	鉄道身障者福祉協会
	102	Circulation Journal	Japanese Circulation Society
	103	医道の日本	医道の日本社
	104	東洋医学 鍼灸ジャーナル	緑書房
	105	中医臨床	東洋学術出版社
	106	漢方の臨床	東亜医学協会本部
	107	東洋医学とペインクリニック	東洋医学とペインクリニック研究会
	108	全日本鍼灸学会雑誌	全日本鍼灸学会
	109	日本東洋医学雑誌	日本東洋医学会
	110	日本温泉気候物理医学会雑誌	日本温泉気候物理医学会
	111	経絡治療	経絡治療研究会
	112	鍼灸OSAKA	森ノ宮医療学園出版部
	113	臨床鍼灸	臨床針灸懇話会
	114	東洋療法学校協会会誌	東洋療法学校協会
	115	現代鍼灸学	現代医療鍼灸臨床研究会
	116	蓬松 (HOUSYOU)	東洋はり医学会北大阪支部
	117	日本鍼灸良導絡医学会誌	日本鍼灸良導絡医学会
	118	Meridian	東洋はり医学会関西支部
	119	日本鍼灸治療学会誌	日本鍼灸治療学会
	120	刺絡	日本刺絡学会
	121	東鍼研進歩集	東洋医学研究財団付属鍼灸院
	122	ほくと	北辰会
	123	明治鍼灸医学	明治鍼灸大学
	124	呼吸器ケア	メディカ出版
	125	リハビリナース	メディカ出版
	126	訪問看護と介護	医学書院
	127	INR(インターナショナル・ナースング・レビュー)	日本看護協会出版会
	128	看護(含増刊)	日本看護協会出版会
	129	看護学雑誌	医学書院
	130	看護技術(含増刊)	メジカルフレンド社
	131	看護教育(含増刊)	医学書院
	132	看護研究	医学書院
	133	臨床看護	へるす出版
	134	日本看護科学会誌(含講演集)	日本看護科学学会
	135	スマートナース(含増刊)	メディカ出版
	136	ブチナース	照林社
	137	インфекション・コントロール(含増刊)	メディカ出版
	138	ブレインナーシング(含増刊)	メディカ出版
	139	整形外科看護	メディカ出版
	140	小児看護(含増刊)	へるす出版
	141	家族看護	日本看護協会出版会
	142	精神看護	医学書院
	143	消化器外科ナースング	メディカ出版
	144	助産雑誌	医学書院
	145	保健師ジャーナル	医学書院
	146	日本看護科学会誌	(社)日本看護科学学会
	147	日本看護科学学会学術集会講演集	日本看護科学学会学術集会
	148	看護と情報	看護図書館協議会
	149	日本看護技術学会誌	日本看護技術学会
	150	日本看護研究学会雑誌	日本看護研究会
	151	Quality Nursing	文光堂
	152	日本看護学教育学会誌	日本看護学教育学会
	153	看護人間工学研究誌	日本人間工学会看護工学研究部会
	154	がん看護	南江堂
	155	看護展望	メジカルフレンド社
	156	月刊ナースデータ	日総研出版
	157	眼科ケア	メディカ出版
	158	臨床老年看護	日総研出版
	159	Nursing today	日本看護協会出版会
	160	看護管理	医学書院

医学・保健衛生学	161	ターミナルケア	三輪書店
	162	Nurse Education	日総研出版
	163	看護教員と実習指導者	日総研出版
	164	教務と臨床指導者	日総研出版
	165	健	株式会社 日本学校保健研修社
	166	心とからだの健康	健学社
	167	健康教室	東山書房
	168	高次脳研究	新興医学出版
	169	脳と発達(メディカルオンラインにて最新版閲覧可能)	診断と治療社
	170	作業療法	協同医書出版
	171	臨床病理(メディカルオンラインにて最新版閲覧可能)	克誠堂
	172	病理と臨床	文光堂
	173	メディカルテクノロジー	医歯薬出版
	174	画像診断	学研メディカル秀潤社
	175	CLINICAL ENGINEERING	学研メディカル秀潤社
	176	医療機器学	日本医療機器学会
	177	生体医工学	日本生体医工学会
	178	臨床透析	日本メディカルセンター
その他の	179	English express	朝日出版社
	180	Training journal	ブックハウスHD
	181	サッカークリニック	ベースボール・マガジン社
	182	近代柔道	ベースボール・マガジン社
	183	教育	国土社
	184	教員養成セミナー	時事通信社
	185	教職課程	協同出版
	186	体育科教育	日本体育指導者連盟
	187	保健の科学	杏林書院
	188	女子体育	日本女子体育連盟編集
	189	留学ジャーナル	留学ジャーナル社
	190	English Journal	アルク
	191	Time	Time
	192	Newton ニュートン	ニュートンプレス
	193	National geographic	日経ナショナルジオグラフィック社
	194	Nature ダイジェスト	ネイチャー・ジャパン
	195	サライ	小学館
	196	大学教育と情報:JUICE Journal	私立大学情報教育協会
	197	私学経営	私学経営研究会
	198	働く広場	高齢・障害者雇用支援機構
	199	職リハネットワーク	高齢・障害者雇用支援機構
	200	老健	全国老人保健施設協会
	201	Administration review	大学経営戦略研究会
	202	Food function	国際食品機能学会
	203	Geriatric medicine	ライフサイエンス社
	204	Harvard business review	Harvard business review : Diamond
	205	Health sciences	日本健康科学学会
	206	Japan Medical Society	菊医会
	207	Journal of Japanese Society of Aromatherapy	日本アロマセラピー学会
	208	PNF fun!	日本PNF協会
	209	The Lipid	メディカルレビュー社
	210	教育と研究	中村学園大学自己点検・評価委員会
	211	杏雨	武田科学振興財団
	212	職リハネットワーク	日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター
	213	体育学研究	日本体育学会
	214	大学教育と情報	私立大学情報教育協会

↑主たる学問領域への継承・発展を示す
↑副次的な学問領域への継承・発展を示す



森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程の3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

- 1.【臨床貢献】 臨床に役立つ医療科学の研究成果を挙げることによって、医療の質の向上に寄与することができる。
- 2.【指導能力】 病院または医療系施設・企業において中核的または指導的役割を担うことができる。
- 3.【研究能力】 医療における科学性を追究する学識と手法を修得し、高度の専門的業務を遂行するにあたって自立して研究を行うことができる。
- 4.【研究倫理】 高い研究倫理観にもとづいた公正な研究を遂行できるとともに、医療科学におけるリサーチ・インテグリティの維持向上に貢献できる。

カリキュラム・ポリシー

- 1)教育内容
 - ①1年次前期に必修共通科目(医療科学概論、医療科学研究方法論、研究倫理特論)で、Evidence-Based Medicine(EBM)及び医療科学に関する基本的な概念、基礎知識、研究の具体的手法、及び研究倫理と生命倫理の遵守事項について習得させ、専門科目を履修するにあたっての知識・技術・倫理の基盤を築くとともに医療に関する幅広い視野をもたせる。
 - ②専門科目を特論科目、専門演習科目、特別研究科目に区分する。
 - ③1年次後期の特論科目において、基礎研究を行う健康機能科学系またはより臨床に直結した研究を行う医療技術開発系のいずれかで、専門分野を深く追究して当該分野における質の高い特別研究と博士論文執筆を遂行する能力を身に付ける。
 - ④1年次後期の専門演習科目(後期専門演習)において、臨床現場における問題抽出、解決策の模索、臨床従事者のセンスを身に付け、特別研究における臨床貢献の姿勢を涵養する。
 - ⑤3年間を通して実施する後期特別研究(特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)において、医療科学に関する研究テーマを決定し、先行研究レビュー、研究計画立案、倫理審査書類作成、研究の実施、データ解析、解釈と考察、論文作成、学術雑誌への投稿、査読への対応、成果発表、そして博士論文提出まで、自立して研究活動を行うために必要なすべての過程を習得する。
- 2)教育方法
 - ①講義か演習にかかわらず少人数で対話形式の指導を行い、学生の自発的学習、課題発見、解決模索の態度を重視し促す。
 - ②専門演習科目では、前半は論文や資料の通読と討論を行い、後半は各学生の研究領域及び医療資格に最も近い臨床施設に出向いて参与観察を行わせ、臨床現場における具体的な課題を抽出して解決・改良の方策を模索させて研究内容に反映させる。
 - ③特別研究科目では、専門分野の基本的な知識・技術を身に付けるコースワークから徐々に実践的なリサーチワークに移行させる。移行期は1年次後期とし、学生個別の能力と成長度に合わせて調整する。また、客観的評価とフィードバックができる機会を毎年設ける。1年次はプロトコル発表会、2年次は中間報告会、3年次は公聴会とする。
 - ④研究者としての倫理観を養い、研究公正の重要性を自覚させるために、研究倫理特論の必修に加え、学内研究倫理セミナーまたは研究倫理eラーニングを毎年受講させる。
- 3)成績評価
 - ①各科目のシラバスに定める成績評価法にもとづき評価する。
 - ②共通科目、特論科目及び専門演習科目においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。
 - ③特別研究科目においては、博士論文の内容だけでなく、在学中に論文投稿した学術雑誌の査読内容とその対応、学会発表とその質疑応答、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

アドミッション・ポリシー

本学の大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程は、医療科学の分野について、医療における高度に専門的な臨床業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、医療系の臨床施設あるいは教育研究施設において指導的役割を担う人材を育成することを目的としている。そのような人材となり得る資質を有する学生を選抜するため、本学大学院保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程では次のような入学者受け入れる方針を設定している。

- 1.【基礎的な論文読解能力】 自分が専攻しようとしている領域の日本語と英語の先行研究論文の読解・解釈ができる基礎的な知識と技術を有している。
 - 2.【基本的な文章構成能力】 自分の考えを論理的にまとめて文章表現できる基本的な知識と技術を有している。
 - 3.【医療科学研究への熱意】 臨床に役立つ医療科学の研究に専念して、人々の健康に貢献したいという強い熱意と意志をもっている。
 - 4.【指導者・管理者としての自覚】 医療分野における指導者あるいは管理者となって人材の育成や臨床・教育・研究の発展に身を捧げる覚悟がある。
- 入学試験において、上記1を論文読解試験、2を小論文試験、3・4を出願時提出書類と面接試験によって評価する。

学生確保の見通し等を記載した書類

目 次

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況	
(1) 学生確保の見通し	p. 2
1) 入学定員（2名）の理由と定員充足の見込み（概要）	
2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要	
3) 学生納付金の設定の考え方	
(ア) 入学金等および授業料について	
(イ) 検定料	
(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況	p. 4
1) 不特定対象者への広報の方法	
2) 医療系職への広報	
3) 現役学生への広報	
2 人材需要の動向等社会の要請	
(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	p. 6
(2) (1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものである	
ことの客観的な根拠	p. 6

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

森ノ宮医療大学は、保健医療学部と大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程（以下、本学修士課程）、1年課程の助産学専攻科から構成されている。今回設置を計画している保健医療学研究科医療科学専攻博士後期課程（以下、本学博士後期課程）は、保健医療学の多様な領域のうち医療の科学的側面に特化して、より高度な専門性と学識を涵養するものである。

（1）学生確保の見通し

【医療技術領域の現状と社会的背景】

現在日本が直面している超高齢化社会においては、多様で複合的な病態をもつ患者あるいは高齢者に対するハード面の保健医療施設・設備の充実や診断治療法開発および機器開発が重要であるが、それだけでは不十分であり、ソフト面といえる保健医療や介護の技術開発も必要となってくる。

ソフト面については、疾病治癒や健康回復を目指す支援だけでなく、介護予防技術や東洋伝統医術なども含めて幅広い実践的・実証的なケア技術開発により高齢者の生活の質（QOL）の向上を目指すべきである。すなわちハード・ソフトともに、医療の科学的側面、すなわち医療科学をさらに追究して医療実践に貢献するような知識・技術・システムの開発や検証に携わる人材を社会はますます必要としているのである。

また、大学病院や地域の中核病院では、成果や知見を分析して学会に発表し、あるいは論文執筆して投稿するなどの研究活動が盛んに実施されており、少なくとも管理指導を行う立場の者には自立して研究活動が行えて部下に指導ができるような高度な専門的知識と研究能力を有する人材が求められている。

近年、複数の治験における研究不正行為が発覚して社会的問題として認知されるようになったが、そのような治験の現場は大学病院や地域の中核病院である。臨床研究に携わるすべての病院スタッフが研究倫理について十分理解し、公正な研究を行うための自己啓発、自発的な組織改革、あるいは相互チェック体制を整えていかなければならない。こうした意味からも、大学病院や地域の中核病院には高度な専門知識と研究能力を備えた指導的役割を担う人材がもっと必要である。

しかしながら、そのような高度な専門的知識と技術を有する人材の養成は未だ十分に行われていない。本学博士後期課程においては、比較的大規模な医療系の臨床施設あるいは企業において新しい医療技術やシステムの開発・改良に携わるとともに、自立して専門領域の研究活動ができるような、組織のリーダーたり得る高度の専門的職業人を養成する。

【本学修士課程修了者の動向】

本学修士課程修了者の就業・進学状況を次の表に示す。

職業または進学先	人数	備考
病院職員	3	鍼灸師1、理学療法士2
大学教員	5	鍼灸師5
医療系専門学校教員	4	鍼灸師3、柔道整復師1
開業	3	鍼灸師3
他大学院博士後期課程	2	鍼灸師2
その他	3	不明（鍼灸師1）、整骨院勤務（柔道整復師1）、鍼灸院勤務（鍼灸師1）

※就業先については、入学前からの就職先に留まった者や、修了後の就職先から転職した者も含め、現在の就業状況を示している。

この結果から、本学修士課程を修了し研究職に就いた者が5名、他の大学院博士後期課程に進学した者が2名いる。また、病院勤務および開業といった臨床現場に就業している者もほぼ同数（8名）いる。本学修士課程において、診断治療法または機器開発、および保健医療や介護の技術開発につながりうる研究テーマに取り組んでいたならば、本学博士後期課程が設置されることで、本学修士課程修了後の進路の有力な選択肢となるものと予想される。

1) 入学定員（2名）の理由と定員充足の見込み（概要）

本学博士後期課程の入学定員は、質が高く密な研究指導を行ううえで適切と考えられる2名とした。近畿地方の私立大学で、本学の医療科学専攻と比較的近い領域とみられる専攻を持つ大学院の博士後期課程の入学定員は、三重県の鈴鹿医療科学大学大学院医療科学研究科の医療科学専攻と、奈良県の畿央大学大学院健康科学研究科の健康科学専攻でいずれも5名（収容定員15名）、在籍学生数は鈴鹿医療科学大学が8名、畿央大学が22名（いずれも平成28年5月1日現在）である。

これらの状況から、大阪府にある本学大学院の医療科学専攻（博士後期課程）で2名という入学定員の設定には無理がなく、妥当な範囲であると考ええる。

2) 定員充足の根拠となる調査結果の概要

本学の博士後期課程への進学ニーズを調べる目的で、第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、平成28年11月から平成29年2月にかけて、大学院修士課程の学生、大学院修了生、大学および専門学校の教員、病院で勤務する医療国家資格者を対象とするアンケート調査を実施した。

調査方法は、進学を検討すると見込まれる本学修士課程に所属する学生、および修了生、関西圏の医療系大学および専門学校の教員、大阪府内の医療・介護関係者に対し、調査用紙と、説明資料のリーフレット「森ノ宮医大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後

期課程)〈仮称〉の概要」を配布し、調査を実施した【資料 1】。回答は 123 名から得られた。

まず、本学博士後期課程への興味関心について調査したところ、「興味・関心がある」が 29 件と最も多かった。次いで、「あまり興味・関心がない」12 件、「大いに興味・関心がある」10 件、「全く興味・関心がない」1 件の順であった。また、「大いに興味・関心がある」と「興味・関心がある」の、肯定的な回答を合算すると 39 件であった。

次に、受験意向について調査したところ、「受験先として検討したい」が 18 件と最も多かった。次いで、「わからない」14 件、「受験してみたい」8 件、「受験先として考えないと思う」1 件であった。「受験先として検討したい」と「受験してみたい」の、肯定的な回答を合算すると 26 件であった。

そして、入学意向について調査したところ、「条件が整えば入学を希望する」が 23 件と最も多かった。次いで、「入学を希望しない」20 件、「その他」10 件、「入学を希望する」9 件であった。「条件が整えば入学を希望する」と「入学を希望する」の、肯定的な回答を合算すると 32 件であった。

これらの結果より、本学博士後期課程への入学意向について、「入学を希望する」の数は 9 件であった。これは入学定員 2 名に対して 4.5 倍である。また、受験意向と入学意向の調査結果をクロス集計したところ、「受験してみたい」との回答のうち「入学を希望する」との回答が 5 件あり、これは入学定員の 2.5 倍である。さらに、「入学を希望する」に加え、「条件が整えば入学を希望する」も含めた場合、「受験してみたい」と回答し、なおかつ入学にも肯定的な回答をした数は 8 件となり、これは入学定員 2 名に対して 4 倍である。

この調査結果と、今回の調査対象以外からの受験の可能性もあることから、本学博士後期課程の入学定員 2 名の学生は十分に確保できるものとする。

3) 学生納付金の設定の考え方【資料 2】

本学博士後期課程では、入学金は本学修士課程と同じく 30 万円、授業料は 70 万円で、3 年間の合計は 240 万円となる。本学と類似した分野の博士後期課程がある鈴鹿医療科学大学大学院は、入学金と授業料の 3 年間の合計が 224 万円、畿央大学大学院は 169 万円（ただし教育充実費 25 万円 3 年分を足すと 244 万円）であり、本学と顕著な差は無い。

また、本学博士後期課程の検定料は 3 万円とする。類似する博士後期課程がある鈴鹿医療科学大学大学院と畿央大学大学院はいずれも 3 万 5 千円であり、本学と顕著な差は無い。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

1) 医療系資格保有者(社会人)への広報

大阪府内にある本学の連携病院や、本学実習生の受け入れ施設、本学卒業生の就職実績がある施設に対し、本学博士後期課程の概要を記載したリーフレットを配布し、説明を行うことを予定している。

また、本学は学部生向けに就職合同説明会を開催しているが、その説明会に参加している施設担当者に対してリーフレットを配布し、説明を行う。

2) 現役学生への広報

本学修士課程の在学学生に対し、リーフレットの配布と説明会を予定している。

3) 不特定対象者への広報

本学にて開催されるオープンキャンパス（年5回程度）にて、大学院博士後期課程の設置構想について来場者にアナウンスし、相談希望者には大学院担当教員、事務職員などが対応する。また本学ホームページで情報を積極的に発信する。また、電話やホームページ上での相談窓口を設置し、問い合わせに対する回答を行う予定である。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

現在日本が直面している超高齢化社会においては、ハード面（保健医療施設・設備の充実や診断治療法開発および機器開発）・ソフト面（保健医療や介護の技術開発）の開発や検証に携わる人材が必要とされている。また、大学病院や地域の中核病院では、少なくとも管理指導を行う立場の者には自立して研究活動が行え、かつ部下を指導できるような高度な専門的知識と研究能力を有する人材が求められている。このような社会のニーズに応えうる人材を育成することが本学博士後期課程の目的である。

(2) (1) が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

1) 業界団体からの要望

本学博士後期課程の設置に対しては、大阪府臨床検査技師会と大阪府看護協会から要望書【資料 3】が寄せられている。大阪府臨床検査技師会からは、研究開発能力、臨床応用能力、教育研究能力を備えた優秀な人材の育成が急務であり、平成 30 年度からの本学博士後期課程の設置には大きな社会的意義があると述べられている。大阪府看護協会からは、新しい医療技術やシステムの開発・改良に携わるとともに、自立して専門領域の研究活動が行える高度な専門職業人の養成は、医療現場の要請に応えるものであると述べられている。

このように、本学博士後期課程の開設は地域の業界団体からも強く要望されており、社会的ニーズを踏まえたものであると考える。

2) 第三者機関によるアンケート調査の結果

また、本学博士後期課程修了生への採用ニーズを調べる目的で、第三者機関（株式会社採用総研）に委託し、平成 28 年 11 月～12 月の期間で、大阪府内の病院・施設・教育機関等 32 施設の採用担当者を対象にしたアンケート調査を実施した【資料 4】。回答した施設は 18 施設だった。

本学博士後期課程修了者に対する採用意向について尋ねた設問では、「採用したい」が 4 件、「採用を検討する」が 8 件だった。また、本学博士後期課程修了者を毎年何人採用するか尋ねたところ、「1 人」は 6 件、「人数は未定」が 6 件だった。

採用意向についての回答と、毎年採用予定人数についての回答をクロス集計したところ、「採用したい」と回答した 4 件すべてが、毎年採用予定人数を「1 人」と答えており、本学博士後期課程修了者に対し、毎年少なくとも 4 人の求人が見込めることが分かった。また、「採用を検討する」と回答した 8 件では、うち 2 件が毎年採用予定人数を「1 人」と答えており、さらなる求人も期待できる。

このことから、入学定員が 2 名である本学博士後期課程の毎年の修了者に対する求人は、十分に見込めると考えられる。

学生確保の見通し等を記載した書類 資料目次

資料 1 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査報告書

資料 2 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞と類似する大学院博士後期課程の学費と検定料

資料 3 大阪府臨床検査技師会、大阪府看護協会からの要望書

資料 4 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の修了者の採用意向に関するアンケート調査報告書

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査報告書

平成 29 年 2 月

株式会社 採用総研

目次

1. 調査概要	--- p. 3
(1) 調査目的	
(2) 調査対象	
(3) 調査方法	
(4) 調査実施期間	
(5) 調査対象者数等	

2. 調査結果	--- p. 4
---------	----------

3. 調査結果のまとめ	--- p. 6
-------------	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査 集計表	--- p. 7
---	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞への入学意向に関するアンケート調査 調査表とリーフレット（概要説明書）	--- p. 11
---	-----------

1. 調査概要

(1) 調査目的

当調査では、平成 30 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞（以下、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程）の設置計画に向けて、同博士後期課程への入学意向を把握することを目的とした。

(2) 調査対象

当調査の対象者は、平成 30 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への進学を検討すると見込まれる森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）に所属する学生、および修了生、関西圏の医療系大学および専門学校の教員、大阪府内の医療・介護職員であった。

調査対象者の属性	アンケート配布数(人)	回答者(人)
森ノ宮医療大学大学院修士課程の在学生	3	3
森ノ宮医療大学大学院修士課程の修了生	12	7
関西圏の医療系大学の教員	105	78
関西圏の医療系専門学校教員	27	25
大阪府内の医療・介護施設職員	10	10
合計	157	123

(3) 調査方法

森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への進学を検討すると見込まれる森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）に所属する学生、および修了生、関西圏の医療系大学および専門学校の教員、大阪府内の医療・介護関係者に対し、アンケート用紙と森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の概要資料を配布した。アンケート用紙の回収は、森ノ宮医療大学の大学院生については学内で配布と回収を行い、その他の対象者には郵送し、回答後、森ノ宮医療大学事務局に返送してもらう形式にて行った。

この結果、123 名から回答があり、回収率は約 78.3%であった。

回答済みアンケート用紙は大学にて集約し、第三者機関へ集計・分析を委託した。その集計結果より、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月

(5) 調査対象者数等

調査対象者数：157 名

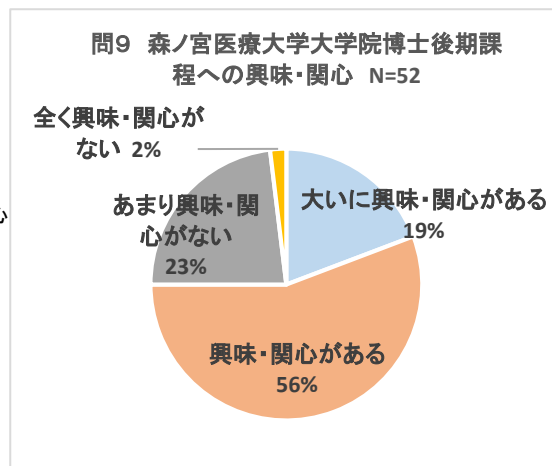
回収数：123 名

回収率：約 78.3%（回収数 123 名÷調査対象者数 157 名）

2. 調査結果

アンケートの問9にて森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味関心について調査したところ、「興味・関心がある」が29件と最も多かった。次いで、「あまり興味・関心がない」12件、「大いに興味・関心がある」10件、「全く興味・関心がない」1件の順であった。また、「興味・関心がある」と「大いに興味・関心がある」の、肯定的な回答を合算すると39件であった。

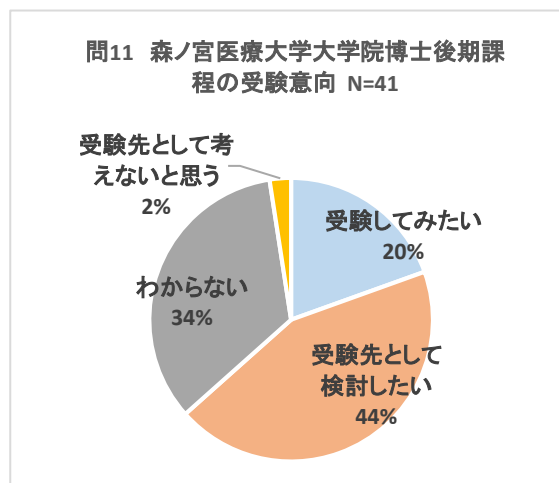
問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	10	19
2	興味・関心がある	29	56
3	あまり興味・関心がない	12	23
4	全く興味・関心がない	1	2
	合計	52	100



アンケートの問11にて森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の受験意向について調査したところ、「受験先として検討したい」が18件と最も多かった。次いで、「わからない」14件、「受験してみたい」8件、「受験先として考えないと思う」1件であった。

「受験先として検討したい」と「受験してみたい」の、肯定的な回答を合算すると26件であった。

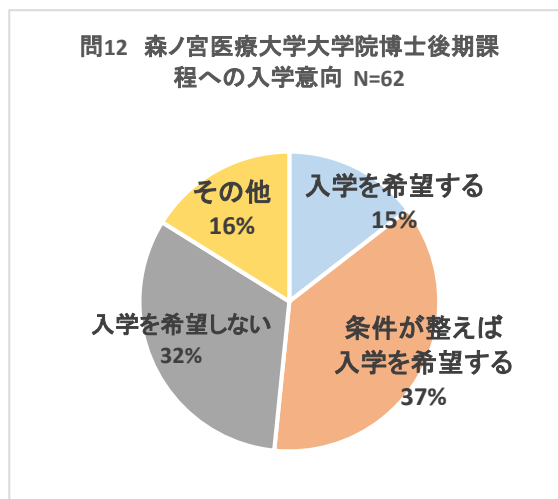
問11 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の受験意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験してみたい	8	20
2	受験先として検討したい	18	44
3	わからない	14	34
4	受験先として考えないと思う	1	2
	合計	41	100



アンケートの問12にて森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向について調査したところ、「条件が整えば入学を希望する」が23件と最も多かった。次いで、「入学を希望しない」20件、「その他」10件、「入学を希望する」9件であった。

「条件が整えば入学を希望する」と「入学を希望する」の、肯定的な回答を合算すると32件であった。

問12 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	9	15
2	条件が整えば入学を希望する	23	37
3	入学を希望しない	20	32
4	その他	10	16
	合計	62	100



森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の受験意向と入学意向の関係を調べるために、問11と問12のクロス集計を行った。その結果、問11で「受験してみたい」との回答のうち「入学を希望する」5件、「条件が整えば入学を希望する」3件、「入学を希望しない」0件、「その他」0件であった。

また、問11で「受験先として検討したい」との回答のうち「入学を希望する」1件、「条件が整えば入学を希望する」16件、「入学を希望しない」0件、「その他」0件であった。加えて、問11で「わからない」との回答のうち「入学を希望する」3件、「条件が整えば入学を希望する」9件、「入学を希望しない」1件、「その他」0件であった。

受験意向と入学意向のクロス集計

		入学意向			
		入学を希望する	条件が整えば入学を希望する	入学を希望しない	その他
受験意向	受験してみたい	5	3	0	0
	受験先として検討したい	1	16	0	0
	わからない	3	9	1	0

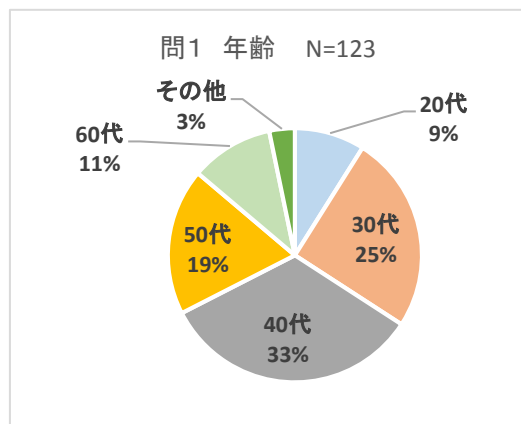
3. 調査結果のまとめ

調査結果より、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向について、「入学を希望する」の数は9件であった。これは入学定員2名に対して4.5倍である。また、「入学を希望する」に加え、「条件が整えば入学を希望する」も含めた場合、入学に肯定的な回答数は37件となり、これは入学定員2名の18.5倍である。さらに、クロス集計の結果、「受験してみたい」と回答し、かつ「入学を希望する」の数は5件であった。これは入学定員の2.5倍である。

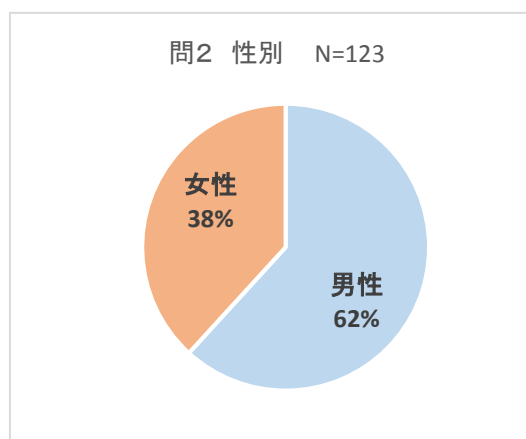
この調査結果と、今回の調査対象以外からの受験の可能性もあることから、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の入学定員2名の学生は十分に確保できるものと考えられる。

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞
への入学意向に関するアンケート調査 集計表

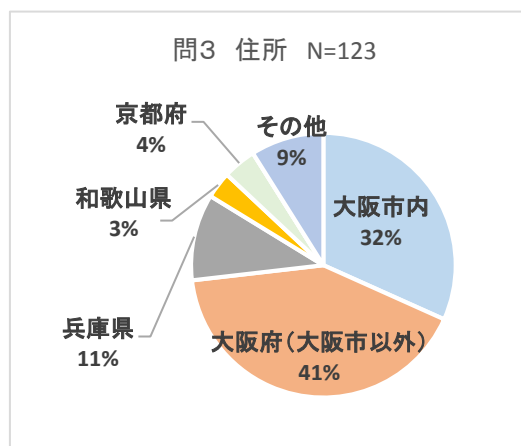
問1 年齢			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	20代	11	9
2	30代	31	25
3	40代	41	33
4	50代	23	19
5	60代	13	11
6	その他	4	3
	合計	123	100



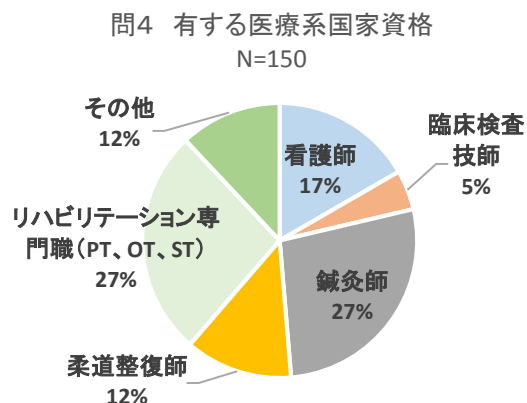
問2 性別			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男性	76	62
2	女性	47	38
	合計	123	100



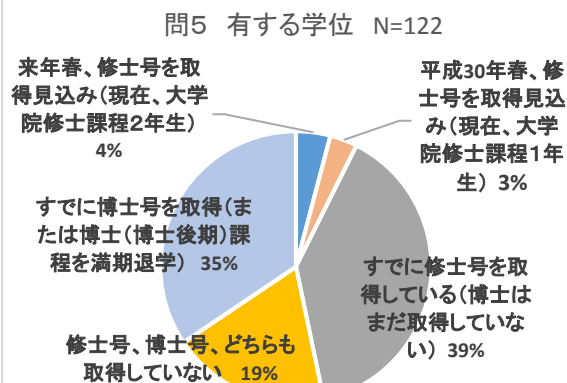
問3 住所			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪市内	39	32
2	大阪府(大阪市以外)	51	41
3	兵庫県	13	11
4	和歌山県	4	3
5	京都府	5	4
6	滋賀県	0	0
7	その他	11	9
	合計	123	100



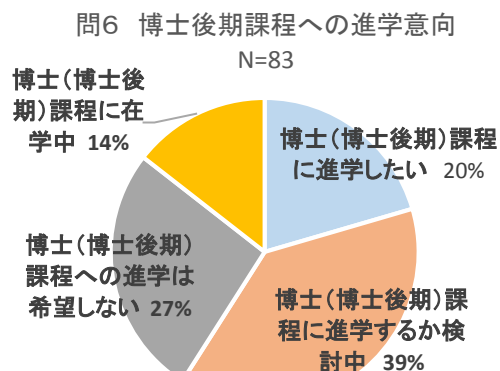
問4 有する医療系国家資格			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	看護師	25	17
2	臨床検査技師	7	5
3	鍼灸師	41	27
4	柔道整復師	19	13
5	リハビリテーション専門職(PT、OT、ST)	40	27
6	その他	18	12
	合計	150	100



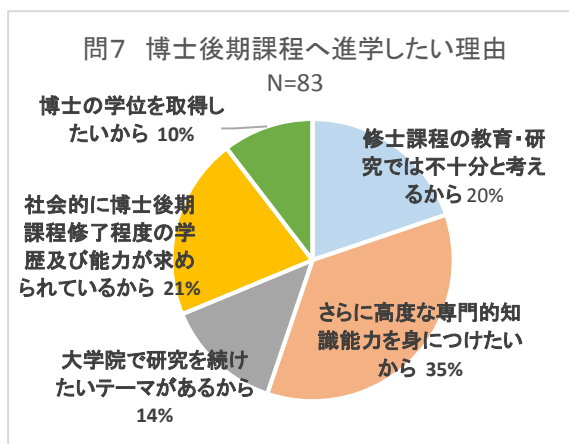
問5 有する学位			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	来年春、修士号を取得見込み(現在、大学院修士課程2年生)	5	4
2	平成30年春、修士号を取得見込み(現在、大学院修士課程1年生)	4	3
3	すでに修士号を取得している(博士はまだ取得していない)	48	39
4	修士号、博士号、どちらも取得していない	23	19
5	すでに博士号を取得(または博士(博士後期)課程を満期退学)	42	34
	合計	122	100



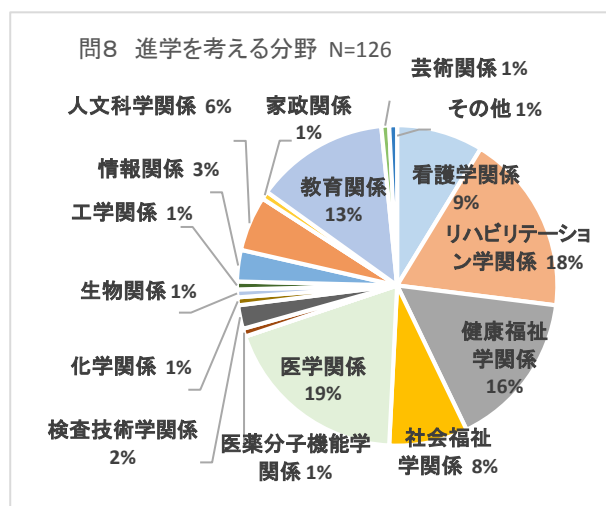
問6 博士後期課程への進学意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	博士(博士後期)課程に進学したい	17	20
2	博士(博士後期)課程に進学するか検討中	32	39
3	博士(博士後期)課程への進学は希望しない	22	27
4	博士(博士後期)課程に在学中	12	14
	合計	83	100



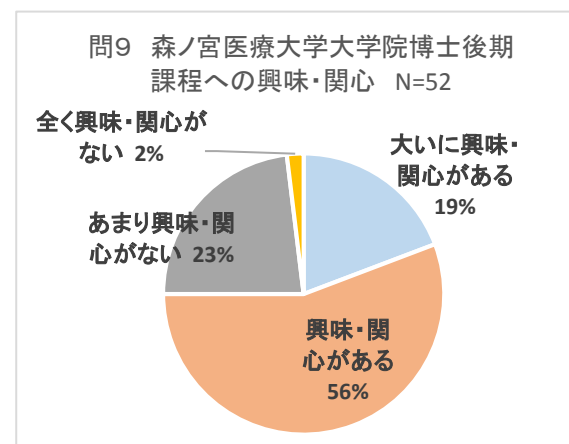
問7 博士後期課程へ進学したい理由			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	修士課程の教育・研究では不十分と考えるから	19	20
2	さらに高度な専門的知識能力を身につけたいから	34	35
3	大学院で研究を続けたいテーマがあるから	13	14
4	社会的に博士後期課程修了程度の学歴及び能力が求められているから	20	21
5	将来研究職に就きたいから	0	0
6	博士の学位を取得したいから	10	10
7	その他	0	0
	合計	96	100



問8 進学を考える分野			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	看護学関係	11	9
2	リハビリテーション学関係	23	18
3	健康福祉学関係	20	16
4	社会福祉学関係	10	8
5	医学関係	24	19
6	歯学関係	0	0
7	薬学関係	0	0
8	医薬分子機能学関係	1	1
9	検査技術学関係	3	2
10	化学関係	1	1
11	生物関係	1	1
12	工学関係	1	1
13	情報関係	4	3
14	人文科学関係	7	6
15	数学・物理学関係	0	0
16	家政関係	1	1
17	教育関係	17	13
18	芸術関係	1	1
19	その他	1	1
	合計	126	100

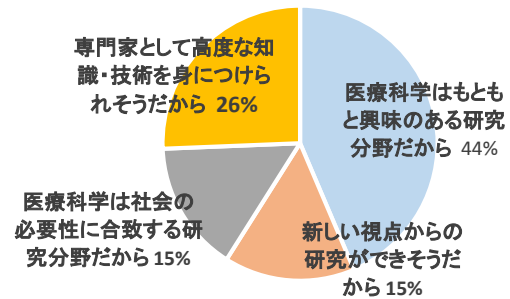


問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	10	19
2	興味・関心がある	29	56
3	あまり興味・関心がない	12	23
4	全く興味・関心がない	1	2
	合計	52	100



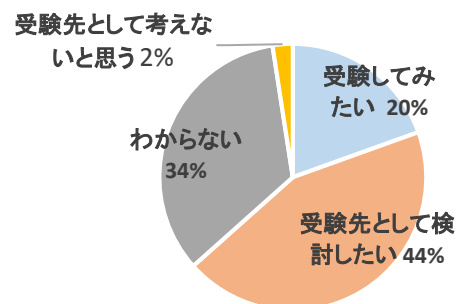
問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程に興味・関心がある理由			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	医療科学はもともと興味のある研究分野だから	17	44
2	新しい視点からの研究ができそうだから	6	15
3	医療科学は社会の必要性に合致する研究分野だから	6	15
4	専門家として高度な知識・技術を身につけられそうだから	10	26
5	その他	0	0
	合計	39	100

問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程に興味・関心がある理由 N=39



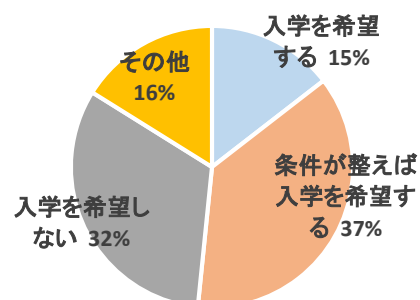
問11 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の受験意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	受験してみたい	8	20
2	受験先として検討したい	18	44
3	わからない	14	34
4	受験先として考えないと思う	1	2
	合計	41	100

問11 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の受験意向 N=41



問12 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学を希望する	9	15
2	条件が整えば入学を希望する	23	37
3	入学を希望しない	20	32
4	その他	10	16
	合計	62	100

問12 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への入学意向 N=62



森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞についてのアンケート調査

- ・森ノ宮医療大学では、平成30年4月に大学院保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞を設けることを検討しております。
- ・このアンケート調査は、設置計画の基礎資料とするためのものです。ご協力を賜りますようお願いいたします。
- ・このアンケートの結果は、コンピュータにより処理され、統計資料としてのみ用いられます。
- ・回答は、該当する番号を回答欄の ☐ の中へ直接記入してください。

問1 貴法人（施設）の設置主体は次のどれに該当しますか。次の中から1つ選んでください。

ご回答後は問2へお進みください。

- 1 国立
- 2 公立（県立、市町村立、一部事務組合立を含む）
- 3 医療法人
- 4 その他（具体的に： ）

【回答欄】

☐

問2 貴法人（施設）の所在地はどこですか。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問3へお進みください。

- 1 大阪市内
- 2 大阪府（大阪市以外）
- 3 兵庫県
- 4 和歌山県
- 5 京都府
- 6 滋賀県

【回答欄】

☐

問3 貴法人（施設）の職員数についておたずねします。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問4へお進みください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 50 人未満 | 5 300 人以上400 人未満 |
| 2 50 人以上100 人未満 | 6 400 人以上500 人未満 |
| 3 100 人以上200 人未満 | 7 500 人以上 |
| 4 200 人以上300 人未満 | |

【回答欄】

☐

問4 貴法人（施設）における大学院博士後期課程修了者の採用実績（新卒・中途採用含）についておたずねします。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問5へお進みください。

- 1 昨年採用した（今年度から入職した）
- 2 昨年は採用していないが、過去5年以内に採用したことがある
- 3 過去5年は採用していないが、それ以前には採用したことがある
- 4 採用したことがない

【回答欄】

☐

問5 貴法人（施設）の今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定についておたずねします。次の中から1つ選んでください。

- 1 原則として毎年安定的に採用していく
- 2 毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく
- 3 欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する
- 4 採用しない

1～3を選ばれた方は問6へお進みください。

4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問6 問5で「原則として毎年安定的に採用していく」「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」「欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する」と回答された方におたずねします。大学院博士後期課程修了者の採用理由は何ですか。次の中から該当するものを3つまで選んでください。ご回答後は問7にお進みください。

- 1 豊かな人間性が期待できそうだから
- 2 優れた臨床実践能力が期待できそうだから

【回答欄】

- 3 先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから
- 4 チーム医療における指導能力が期待できそうだから
- 6 研究能力が期待できそうだから
- 7 職員研修などの教育的な能力が期待できそうだから
- 8 管理や病院改革に対する能力が期待できそうだから
- 9 他機関や行政との連携・地域連携に対する能力が期待できそうだから
- 10 その他（具体的に： _____）

【森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞について】

これ以降の間には、「森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の概要」をお読みになってからお答えください。

問7 貴法人（施設）では本学の大学院博士後期課程についてどう考えますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 大いに興味・関心がある
- 2 興味・関心がある
- 3 あまり興味・関心はない
- 4 全く興味・関心がない

1、2を選ばれた方は問8へお進みください。

3、4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問8 問7で「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」と回答された方におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問9へお進みください。

- 1 自法人（施設）で必要とする研究分野だから
- 2 高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから
- 3 社会・地域において不足している分野であり、求められている研究だから
- 4 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

問 9 貴法人（施設）では将来、本学の大学院博士後期課程修了者の採用を考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

- 1 採用したい
- 2 採用を検討する
- 3 採用しない

1、2 を選ばれた方は問 10 へお進みください。
3 を選ばれた方は問 11 へお進みください。

【回答欄】

問 10 将来、本学の大学院博士後期課程修了者を、毎年何人程度採用したいと考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

ご回答後は問 11 へお進みください。

- 1 1 人
- 2 2 人
- 3 3 人以上
- 4 人数は未定

【回答欄】

問 11 森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の設置計画について、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

今後、森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞に関する説明会の案内や資料等の送付をご希望される場合は、下記に法人（または施設）名、住所、担当部署名、担当者名、電話番号をご記入ください。

法人（または施設）名

住所 〒

担当部署名

担当者名

電話番号 ()

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）〈仮称〉の概要



【設置構想中】

平成 30 年 4 月開設予定 入学定員 2 名（予定）

設置構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります

1. 博士後期課程設置の目的および養成する人材像

本課程では、比較的大規模な医療系の臨床施設あるいは企業において新しい医療技術やシステムの開発・改良に携わるとともに、自立して専門領域の研究活動ができるような、組織のリーダーたり得る高度な専門的職業人の養成を目的とします。

2. カリキュラムの特色

- ・本課程には、①主としてハード面を扱う健康機能科学系、および②主としてソフト面を扱う医療技術開発系の2分野があります。
- ・①健康機能科学系においては、生体機能の生理学的、神経解剖学的、あるいは分子病態学的な基礎研究を行い、健康増進や健康回復のメカニズムの解明、あるいは検査・治療の技術開発につながる知見を得ることを目的としています。
- ・②医療技術開発系においては、リハビリテーション、介護、東洋医学的物理療法、あるいは看護の分野における臨床研究を行い、直接的に医療の技術やシステムの開発につながる知見を得ることを目的としています。

3. アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）の概要

- ① 日本語・英語の先行研究論文の検索・読解・解釈ができる。
- ② 基本的な論理思考と文章構成の能力が備わっている。
- ③ 医療科学の研究によって人々の健康に貢献したいという熱意と意欲がある。
- ④ 医療分野における研究や教育指導に強い関心をもっている。

4. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の概要

- ①【臨床貢献】臨床に役立つ医療科学の研究成果を挙げることによって、医療の質の向上に寄与することができる。
- ②【指導能力】病院または医療系施設・企業において中核的または指導的役割を担うことができる。
- ③【研究能力】医療における科学性を追究する学識と手法を修得し、高度な専門的業務を遂行するにあたって自立して研究を行うことができる。
- ④【研究倫理】高い研究倫理観にもとづいた公正な研究を遂行できるとともに、医療科学におけるリサーチ・インテグリティの維持向上に貢献できる。

5. 個別の学生への配慮

講義及び演習の日程等については、学生の事情に配慮して可能な限り調整します。

6. 大学院博士後期課程の出願資格

次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者

- ①修士の学位や専門職学位を有する者
- ②大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- ③本大学院において、「個別の入学資格審査」により、修士の学位または専門職学位を有する者と同以上の学力があると認めた者で、入学の年度当初において24歳に達した者

■学費■

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）（仮称）

入学金 300,000 円

授業料 700,000 円

委託徴収金 84,000 円（2年次以降は30,000円）

※森ノ宮医療学園関係者（卒業生、学生、教職員）には学費減免制度があります

■参考■ 類似する大学院博士後期課程とその学費

	入学金	授業料	教育充実費	その他
畿央大学大学院 健康科学研究科 健康科学専攻	190,000 円	500,000 円 * 前期・後期で半額ずつ 納入	250,000 円	同窓会費 (初年度のみ) 16,000 円
鈴鹿医療科学大学大学院 医療科学研究科 医療科学専攻	200,000 円	680,000 円 * 一括または前期・後期 半額ずつ納入	—	—

〒559-8611

大阪市住之江区南港北1-26-16

☎: 06-6616-6911

最寄り駅 大阪市営地下鉄中央線

コスモスクエア駅2番出口より徒歩約1分



想いのすべてを、医療の力に。

森ノ宮医療大学



資料 2

資料 2 森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞と類似する大学院博士後期課程の学費と検定料

類似する大学院博士後期課程とその学費 （単位：円）

	入学金	授業料	教育充実費	その他	検定料
畿央大学大学院 健康科学研究科 健康科学専攻	190,000	500,000 * 前期・後期で半額 ずつ納入	250,000	同窓会費 (初年度のみ) 16,000	35,000
鈴鹿医療科学大学大 学院医療科学研究科 医療科学専攻	200,000	680,000 * 一括または前期・ 後期半額ずつ納入	—	—	35,000

資料 4

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の修了者の採用意向に関するアンケート調査報告書

平成 29 年 2 月

株式会社 採用総研

目次

1. 調査概要	--- p. 3
(1) 調査目的	
(2) 調査対象	
(3) 調査方法	
(4) 調査実施期間	
(5) 調査対象者数等	

2. 調査結果	--- p. 3
---------	----------

3. 調査結果のまとめ	--- p. 5
-------------	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の修了生の採用意向に関するアンケート調査 集計表	--- p. 6
--	----------

森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の修了生の採用意向に関するアンケート調査 調査表とリーフレット（概要説明書）	--- p. 10
--	-----------

1. 調査概要

(1) 調査目的

平成 30 年 4 月の森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞（以下、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程）の設置計画に向けて、大阪府内の病院・施設・教育機関等 32 施設の採用担当者にアンケートを実施し森ノ宮医療大学大学院保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の修了生に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

大阪府内の病院・施設・教育機関等 32 施設の採用担当者

(3) 調査方法

大阪府内の病院・施設・教育機関等 32 施設の採用担当者に森ノ宮医療大学大学院博士後期課程についてのアンケート用紙と概要資料を配布した。

アンケート用紙の回収は、回答後、森ノ宮医療大学事務局に返送してもらう形式にて行った。

この結果、18 施設から回答があり、回収率は約 56.3%であった。

回答済みアンケート用紙は大学にて集約し、第三者機関へ集計・分析を委託した。その集計結果より、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者に対する採用意向を分析した。

(4) 調査実施期間

平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月

(5) 調査対象施設数等

調査対象施設数：32 施設

回収数：18 施設

回収率：約 56.3%（回収数 18 施設÷調査対象者数 32 施設）

2. 調査結果

問 5 にて今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定を調査したところ、「欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する」が 7 件と最も多かった。次いで、「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」と「採用しない」がいずれも 5 件、「原則として毎年安定的に採用していく」が 1 件の順であった。

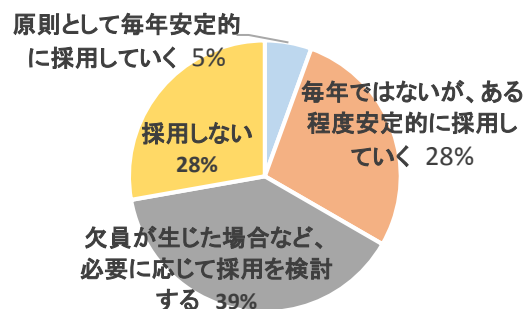
また、「原則として毎年安定的に採用していく」、「毎年ではないが、ある程度安定的

に採用していく」と積極的な回答を合算すると
6 件であった。

問5 今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	原則として毎年安定的に採用していく	1	6
2	毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく	5	28
3	欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する	7	39
4	採用しない	5	28
	合計	18	100

問5 今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定 N=18



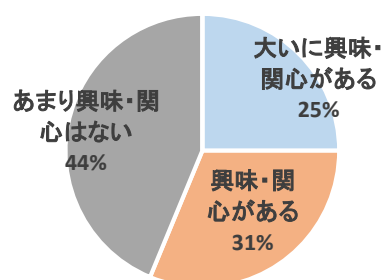
問 7 にて森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心について調査したところ、「あまり興味・関心はない」が 7 件と最も多かった。次いで、「興味・関心がある」が 5 件、「大いに興味・関心がある」が 4 件、「全く興味・関心がない」が 0 件の順であった。

また、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」と積極的な回答を合算すると 9 件であった。

問7 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	4	25
2	興味・関心がある	5	31
3	あまり興味・関心はない	7	44
4	全く興味・関心がない	0	0
	合計	16	100

問7 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心 N=16



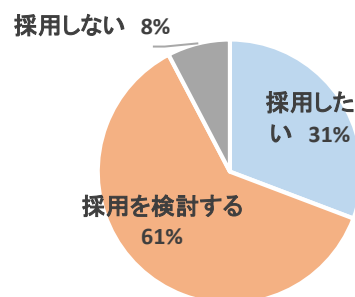
問 9 にて森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向について調査したところ、「採用を検討する」が 8 件と最も多かった。次いで、「採用したい」が 4 件、「採用しない」が 1 件の順であった。

また、「採用したい」と「採用を検討する」と積極的な回答を合算すると 12 件であった。

問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	4	31
2	採用を検討する	8	62
3	採用しない	1	8
	合計	13	100

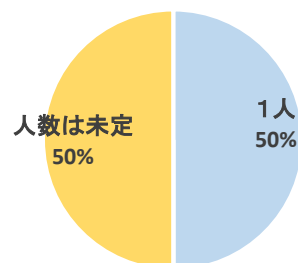
問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向 N=13



問10にて、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の毎年の採用人数を調査したところ、「人数は未定」が6件と最も多かった。次いで、「1人」が6件であった。

問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の毎年の採用人数			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	6	50
2	2人	0	0
3	3人以上	0	0
4	人数は未定	6	50
	合計	12	100

問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の毎年の採用予定人数 N=12



森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向と毎年の採用人数の関係を調べるために、問9と問10のクロス集計を行った。その結果、問9で「採用したい」との回答のうち毎年の採用人数「1人」が4件、「2人」が0件、「3人」が0件、「人数は未定」が0件であった。

また、問9で「採用を検討する」との回答のうち毎年の採用人数「1人」が2件、「2人」が0件、「3人」が0件、「人数は未定」が6件であった。

採用意向と毎年の採用人数のクロス集計

		毎年の採用人数			
		1人	2人	3人	人数は未定
採用意向	採用したい	4	0	0	0
	採用を検討する	2	0	0	6
	採用しない	0	0	0	0

3. 調査結果のまとめ

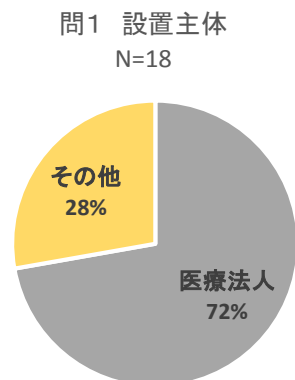
調査結果より森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者を「採用したい」が4件であり、そのいずれも毎年の採用人数が「1名」であった。これは修了予定人数の2倍である。

また、「採用を検討する」との回答のうち毎年の採用人数が「1人」との回答が2件あった。これを「採用したい」かつ毎年の採用人数が「1名」と回答した4件と合算すると、積極的回答は6件であり、これは修了予定人数の3倍である。

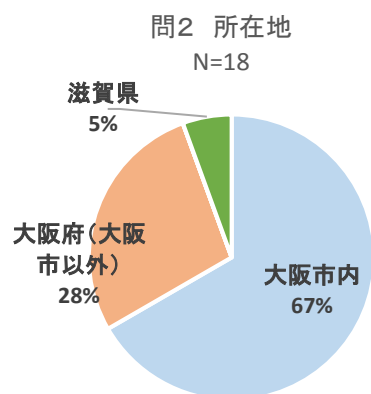
この調査結果から、森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了予定者2名の就職先は十分に確保できるものと考えられる。

森ノ宮医療大学大学院博士後期課程の修了生の採用意向に関するアンケート調査 集計表

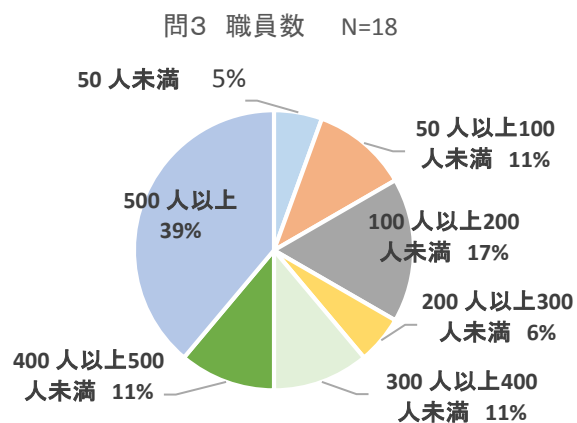
問1 設置主体			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	国 立	0	0
2	公立(県立、市町村立、一部事務組合立を含む)	0	0
3	医療法人	13	72
4	その他	5	28
	合計	18	100



問2 所在地			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪市内	12	67
2	大阪府(大阪市内以外)	5	28
3	兵庫県	0	0
4	和歌山県	0	0
5	京都府	0	0
6	滋賀県	1	6
	合計	18	100



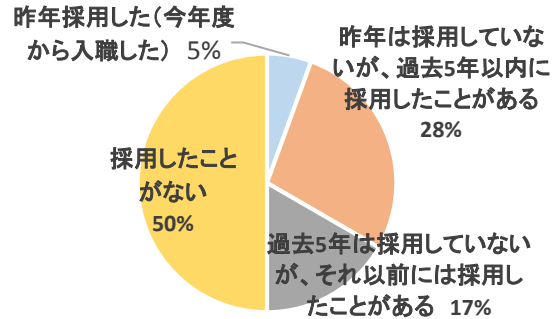
問3 職員数			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	50 人未満	1	6
2	50 人以上100 人未満	2	11
3	100 人以上200 人未満	3	17
4	200 人以上300 人未満	1	6
5	300 人以上400 人未満	2	11
6	400 人以上500 人未満	2	11
7	500 人以上	7	39
	合計	18	100



問4 大学院博士後期課程修了者の採用実績

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	昨年採用した(今年度から入職した)	1	6
2	昨年は採用していないが、過去5年以内に採用したことがある	5	28
3	過去5年は採用していないが、それ以前には採用したことがある	3	17
4	採用したことがない	9	50
	合計	18	100

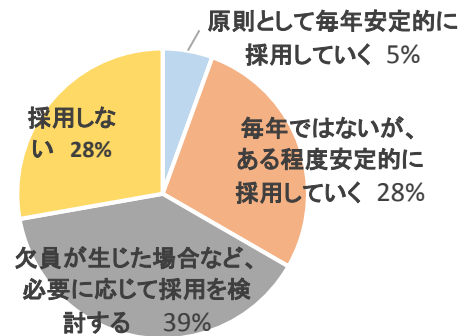
問4 大学院博士後期課程修了者の採用実績 N=18



問5 今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	原則として毎年安定的に採用していく	1	6
2	毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく	5	28
3	欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する	7	39
4	採用しない	5	28
	合計	18	100

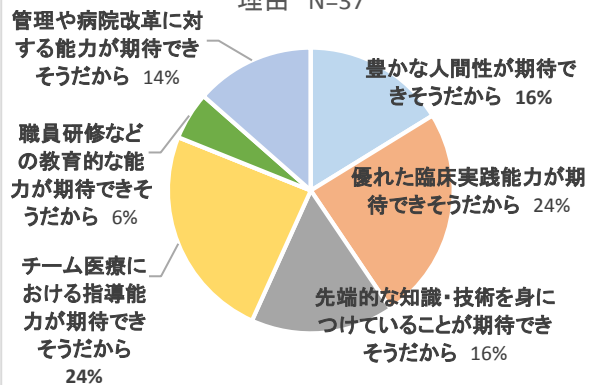
問5 今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定 N=18



問6 大学院博士後期課程修了者の採用理由

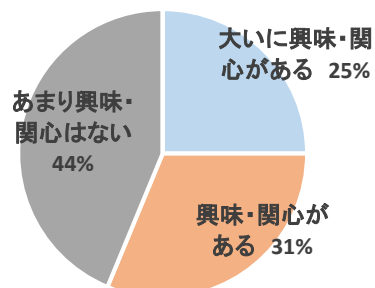
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	豊かな人間性が期待できそうだから	6	16
2	優れた臨床実践能力が期待できそうだから	9	24
3	先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから	6	16
4	チーム医療における指導能力が期待できそうだから	9	24
6	研究能力が期待できそうだから	0	0
7	職員研修などの教育的な能力が期待できそうだから	2	5
8	管理や病院改革に対する能力が期待できそうだから	5	14
9	他機関や行政との連携・地域連携に対する能力が期待できそうだから	0	0
10	その他	0	0
	合計	37	100

問6 大学院博士後期課程修了者の採用理由 N=37



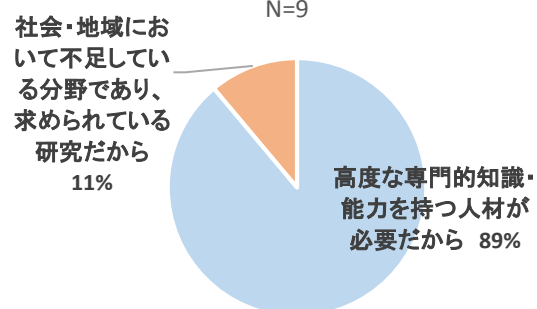
問7 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	4	25
2	興味・関心がある	5	31
3	あまり興味・関心はない	7	44
4	全く興味・関心がない	0	0
	合計	16	100

問7 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程への興味・関心 N=16



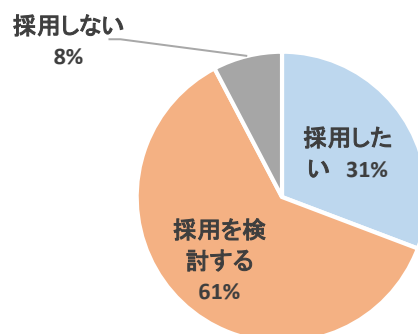
問8 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程に対する興味・関心がある理由			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自法人(施設)で必要とする研究分野だから	0	0
2	高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから	8	89
3	社会・地域において不足している分野であり、求められている研究だから	1	11
4	その他	0	0
	合計	9	100

問8 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程に対する興味・関心がある理由 N=9



問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	4	31
2	採用を検討する	8	62
3	採用しない	1	8
	合計	13	100

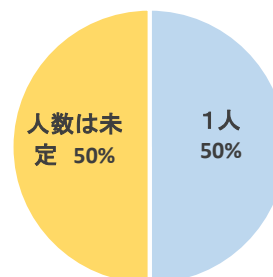
問9 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の採用意向 N=13



問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期課程修了者の毎年の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	6	50
2	2人	0	0
3	3人以上	0	0
4	人数は未定	6	50
	合計	12	100

問10 森ノ宮医療大学大学院博士後期
課程修了者の毎年の採用予定人数
N=12





問5 貴法人（施設）の今後の大学院博士後期課程修了者の採用予定についておたずねします。次の中から1つ選んでください。

- 1 原則として毎年安定的に採用していく
- 2 毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく
- 3 欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する
- 4 採用しない

1～3を選ばれた方は問6へお進みください。
4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問6 問5で「原則として毎年安定的に採用していく」「毎年ではないが、ある程度安定的に採用していく」「欠員が生じた場合など、必要に応じて採用を検討する」と回答された方におたずねします。大学院博士後期課程修了者の採用理由は何ですか。次の中から該当するものを3つまで選んでください。ご回答後は問7にお進みください。

- 1 豊かな人間性が期待できそうだから
- 2 優れた臨床実践能力が期待できそうだから

【回答欄】

- 3 先端的な知識・技術を身につけていることが期待できそうだから
- 4 チーム医療における指導能力が期待できそうだから
- 6 研究能力が期待できそうだから
- 7 職員研修などの教育的な能力が期待できそうだから
- 8 管理や病院改革に対する能力が期待できそうだから
- 9 他機関や行政との連携・地域連携に対する能力が期待できそうだから
- 10 その他（具体的に： _____）

【森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）〈仮称〉について】

これ以降の問には、「森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）〈仮称〉の概要」をお読みになってからお答えください。

問7 貴法人（施設）では本学の大学院博士後期課程についてどう考えますか。次の中から1つ選んでください。

- 1 大いに興味・関心がある
- 2 興味・関心がある
- 3 あまり興味・関心はない
- 4 全く興味・関心がない

1、2を選ばれた方は問8へお進みください。

3、4を選ばれた方は問11へお進みください。

【回答欄】

問8 問7で「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」と回答された方におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から1つ選んでください。ご回答後は問9へお進みください。

- 1 自法人（施設）で必要とする研究分野だから
- 2 高度な専門的知識・能力を持つ人材が必要だから
- 3 社会・地域において不足している分野であり、求められている研究だから
- 4 その他（具体的に： _____）

【回答欄】

問 9 貴法人（施設）では将来、本学の大学院博士後期課程修了者の採用を考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

- 1 採用したい
- 2 採用を検討する
- 3 採用しない

1、2 を選ばれた方は問 10 へお進みください。
3 を選ばれた方は問 11 へお進みください。

【回答欄】

問 10 将来、本学の大学院博士後期課程修了者を、毎年何人程度採用したいと考えますか。次の中から 1 つ選んでください。

ご回答後は問 11 へお進みください。

- 1 1 人
- 2 2 人
- 3 3 人以上
- 4 人数は未定

【回答欄】

問 11 森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞の設置計画について、ご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

これでアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

今後、森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 医療科学専攻（博士後期課程）＜仮称＞に関する説明会の案内や資料等の送付をご希望される場合は、下記に法人（または施設）名、住所、担当部署名、担当者名、電話番号をご記入ください。

法人（または施設）名

住所 〒

担当部署名

担当者名

電話番号 ()

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）〈仮称〉の概要



【設置構想中】

平成 30 年 4 月開設予定 入学定員 2 名（予定）

設置構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります

1. 博士後期課程設置の目的および養成する人材像

本課程では、比較的大規模な医療系の臨床施設あるいは企業において新しい医療技術やシステムの開発・改良に携わるとともに、自立して専門領域の研究活動ができるような、組織のリーダーたり得る高度な専門的職業人の養成を目的とします。

2. カリキュラムの特色

- ・本課程には、①主としてハード面を扱う健康機能科学系、および②主としてソフト面を扱う医療技術開発系の2分野があります。
- ・①健康機能科学系においては、生体機能の生理学的、神経解剖学的、あるいは分子病態学的な基礎研究を行い、健康増進や健康回復のメカニズムの解明、あるいは検査・治療の技術開発につながる知見を得ることを目的としています。
- ・②医療技術開発系においては、リハビリテーション、介護、東洋医学的物理療法、あるいは看護の分野における臨床研究を行い、直接的に医療の技術やシステムの開発につながる知見を得ることを目的としています。

3. アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）の概要

- ① 日本語・英語の先行研究論文の検索・読解・解釈ができる。
- ② 基本的な論理思考と文章構成の能力が備わっている。
- ③ 医療科学の研究によって人々の健康に貢献したいという熱意と意欲がある。
- ④ 医療分野における研究や教育指導に強い関心をもっている。

4. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の概要

- ①【臨床貢献】臨床に役立つ医療科学的研究成果を挙げることによって、医療の質の向上に寄与することができる。
- ②【指導能力】病院または医療系施設・企業において中核的または指導的役割を担うことができる。
- ③【研究能力】医療における科学性を追究する学識と手法を修得し、高度な専門的業務を遂行するにあたって自立して研究を行うことができる。
- ④【研究倫理】高い研究倫理観にもとづいた公正な研究を遂行できるとともに、医療科学におけるリサーチ・インテグリティの維持向上に貢献できる。

5. 個別の学生への配慮

講義及び演習の日程等については、学生の事情に配慮して可能な限り調整します。

6. 大学院博士後期課程の出願資格

次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者

- ①修士の学位や専門職学位を有する者
- ②大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
- ③本大学院において、「個別の入学資格審査」により、修士の学位または専門職学位を有する者と同以上の学力があると認めた者で、入学の年度当初において24歳に達した者

■学費■

森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科医療科学専攻（博士後期課程）（仮称）

入学金 300,000 円

授業料 700,000 円

委託徴収金 84,000 円（2年次以降は30,000円）

※森ノ宮医療学園関係者（卒業生、学生、教職員）には学費減免制度があります

■参考■ 類似する大学院博士後期課程とその学費

	入学金	授業料	教育充実費	その他
畿央大学大学院 健康科学研究科 健康科学専攻	190,000 円	500,000 円 * 前期・後期で半額ずつ 納入	250,000 円	同窓会費 (初年度のみ) 16,000 円
鈴鹿医療科学大学大学院 医療科学研究科 医療科学専攻	200,000 円	680,000 円 * 一括または前期・後期 半額ずつ納入	—	—

〒559-8611

大阪市住之江区南港北1-26-16

☎: 06-6616-6911

最寄り駅 大阪市営地下鉄中央線

コスモスクエア駅2番出口より徒歩約1分



想いのすべてを、医療の力に。

森ノ宮医療大学



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
10	学長	サキハラトシオ 荻原俊男 ＜平成23年4月1日＞		医学博士		森ノ宮医療大学学長 (平成23年4月1日～平成31年3月31日)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
(保健医療学研究科医療科学専攻)												
調 書 番 号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
1	専	教授 (研究科長)	ヤマシタニ 山下 仁 ＜平成30年4月＞		博士 (保健学)		医療科学概論※ 医療科学研究方法論※ 研究倫理特論※ 鍼灸医療技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1前 1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.2 0.2 0.4 0.9 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
2	専	教授	アサモトカニ 青木 元邦 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学概論※ 医療科学研究方法論※ 研究倫理特論※ 分子治療学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1前 1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.6 0.2 0.5 0.6 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
3	専	教授	ミヤモト（モリウ）タカシ 宮本（盛尾）忠吉 ＜平成30年4月＞		博士 (学術)		医療科学概論※ 医療科学研究方法論※ システム生理学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.4 0.8 1.8 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
4	専	教授	ムラカミタカミ 村上 生美 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)		医療科学概論※ 看護技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.4 1.1 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
5	専	教授	モリタマサユキ 森谷 正之 ＜平成30年4月＞		博士 (歯学)		医療科学概論※ 医療科学研究方法論※ 臨床神経解剖学特論 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.2 0.2 2 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
6	専	教授	カハタヒロシ 川畑 浩久 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学研究方法論※ 分子治療学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.1 0.6 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成27年10月)	5日
7	専	教授	ナカシヒロモト 仲西 宏元 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学研究方法論※ 鍼灸医療技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.1 1.1 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
8	専	教授	コイヅツ 横井 賀津志 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学研究方法論※ 介護予防技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.1 0.9 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 作業療法学科教授 (平成28年4月)	5日
9	専	教授	ヨシムネアサコ 吉村 弥須子 ＜平成30年4月＞		博士 (看護学)		医療科学研究方法論※ 看護技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.1 0.9 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
10	専	教授	オギハラシオ 萩原 俊男 ＜平成30年4月＞		医学博士		分子治療学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.8 2 4 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学学長 (平成23年4月) 森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成23年4月)	5日
11	専	教授	ウエダマキコ 上田 真喜子 ＜平成30年4月＞		医学博士		分子病態検査学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	1 2 4 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成27年4月)	5日
12	専	教授	モリセイジ 森 誠司 ＜平成30年4月＞		博士 (保健学)		分子病態検査学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.5 2 4 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 臨床検査学科教授 (平成28年4月)	5日
13	専	教授	マエカワヨシヒロ 前川 佳敬 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		分子病態検査学特論※ 介護予防技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1後 1通 2通 3通	0.5 0.5 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学 保健医療学部 臨床検査学科教授 (平成28年4月)	5日
15	専	教授	ヨシオカトシノブ 吉岡 敏治 ＜平成30年4月＞		医学博士		後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1通 2通 3通	2 4 4 4	1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科教授 (平成28年4月)	5日
16	専	准教授	マエダカオル 前田 薫 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学概論※ 医療科学研究方法論※ 介護予防技術開発特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1前 1前 1後 1後 1通 2通 3通	0.2 0.2 0.6 2 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科准教授 (平成25年4月)	5日
17	専	准教授	サワタユウコ 澤田 優子 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		医療科学研究方法論※ 後期専門演習	1前 1後	0.1 2	1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科准教授 (平成24年4月)	5日
18	専	准教授	ナカハタヒデヒロ 中原 英博 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		システム生理学特論※ 後期専門演習 後期特別研究Ⅰ 後期特別研究Ⅱ 後期特別研究Ⅲ	1後 1後 1通 2通 3通	0.1 2 4 4 4	1 1 1 1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科准教授 (平成23年4月)	5日
19	専	講師	ウエダシンヤ 上田 真也 ＜平成30年4月＞		博士 (医学)		システム生理学特論※ 後期専門演習	1後 1後	0.1 2	1 1	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科講師 (平成24年4月)	5日

教 員 の 氏 名 等												
(保健医療学研究科医療科学専攻)												
調 書 番 号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
20	兼任	講師	カンダ セイジ 神田 靖士 ＜平成30年4月＞		博士 (化学)		研究倫理特論※	1前	1.1	1	関西医科大学医学部 公衆衛生学講座准教授 (平成16年4月)	
①	兼任	講師	オホタ ケイジ 大形 徹 ＜平成30年4月＞		文学修士		医史学・医療社会学概論※	1前	0.7	1	大阪府立大学 人間社会学部教授 (昭和63年4月)	
②	兼任	講師	タナカ ミコ 田中 美子 ＜平成30年4月＞		修士 (文学)		医史学・医療社会学概論※	1前	0.3	1	森ノ宮医療大学 兼任講師 (平成29年4月)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	10人	人	人	4人	14人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	3人	人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	1人	人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	1人	3人	10人	人	人	4人	18人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	